

島津氏秀家の
助命を斡旋す

る者數十人に及んだ。忠恒また之等が助命を計り、同八年正月、伏見を發して歸國する際、私かに島津忠仍、北郷三久を以て、山口直友に其の事を報じ、秀家の赦免を訴へさせたので、山口は本多正信と議し、和久甚兵衛を薩摩に遣し、先づ同人を上洛せしめた上、恩免を願出るべき旨を傳へた。忠恒は、桂忠詮、正興寺文之をして、八月六日、牛根を發して、秀家を伏見に送らしめ、山口は本多正純と議して、之を家康に達し、遂に死一等の赦免を見た。即ち、秀家は暫らく駿府に置かれ、駿河久能山に蟄居を命せられたが、次いで、八丈島に流され、此の問題も、幕府と島津氏との圓滑な關係により、略、忠恒の希望通りに解決したのである。

同九年三月、忠恒は鹿兒島を發して上洛し、八月、歸國したが、時に、京都上京木下の邸地を下附せられ、仍て、家老樺山久高が擔當して屋敷を造營した。また忠恒は、六月、陸奥守を受領し、九月には、少將より中將に進んだ。^{〔注三〕}翌十年春、家康及び新將軍たるべき秀忠の上洛につき、幕府より諸侯の出仕を命じ、島津氏も亦義久、忠恒の兩人出仕すべき處、義久は病後、且つ老體を以て、諒解を得て先づ忠恒のみ上洛する事とした。三月、忠恒は伏見に於いて家康、秀忠に謁し、次いで四月廿六日、秀忠の參内に扈從し、七月、歸國した。是より先き、島津氏として

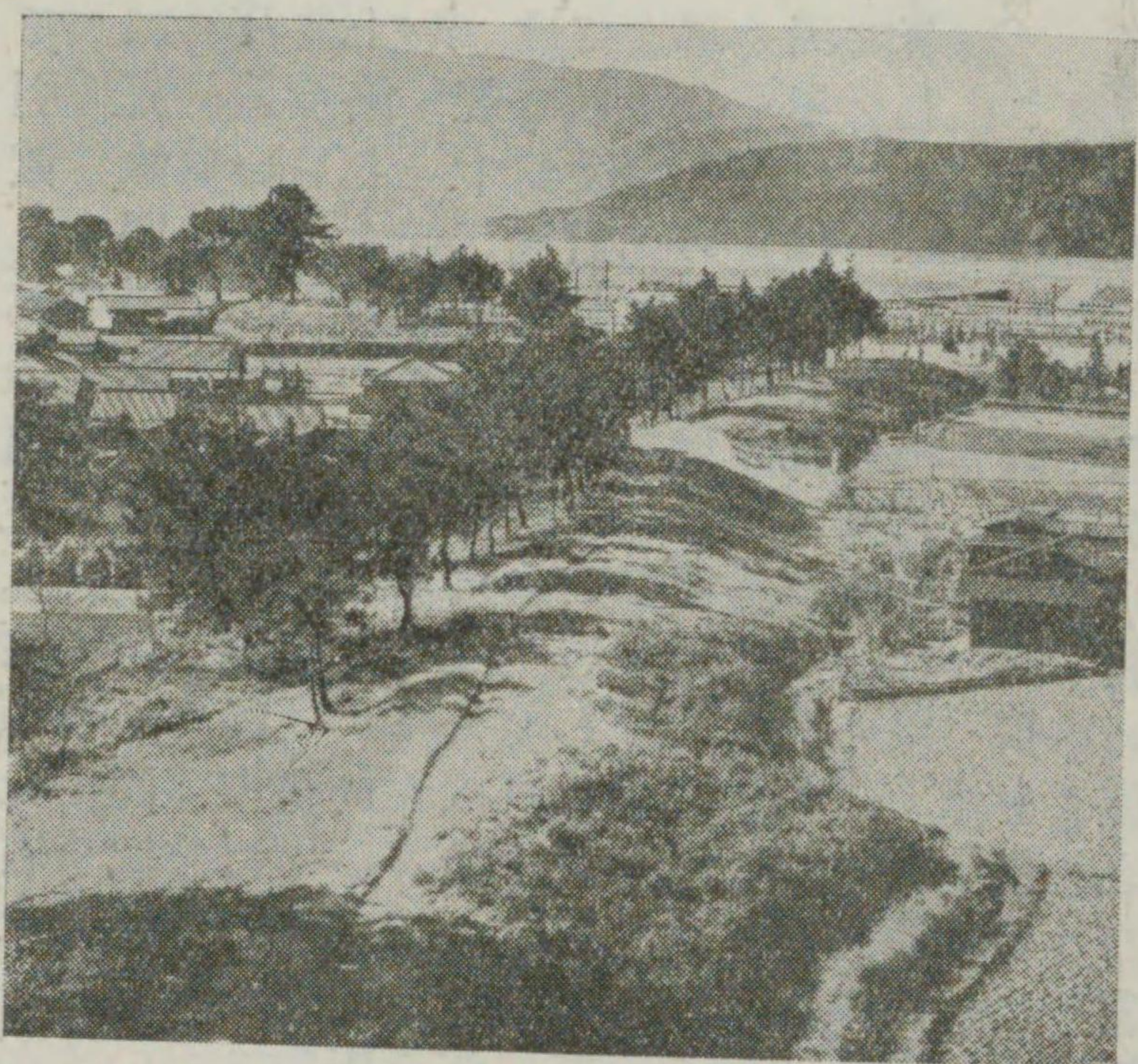
忠恒上洛受領
任官

忠恒上洛家康
秀忠に謁す

島津氏義弘の
身上を懸念す

島津氏質子を
差出す

江戸城修築助
役石網船



第七圖 薩摩土手 (静岡市井宮妙見社境内より望む)

は、猶ほ義弘の身上に就き懸念し、義久は、上洛の可否を決するに當り、正月十日、在京の樺山久高に、之に關する取沙汰を聞合せた程である。併し、忠恒上洛の首尾は悉く良好で、此處に對幕府關係の不安は一掃されるに至つた。

時に、幕府より質子の要求があつたので、島津久賀の妹^{母は義弘の長女}を義弘の養女とし、六月、江戸に赴かしめ、次いで、同人は掛川侯の嗣子松平定行に嫁した。^{〔注四〕}質子は、其の後、一、二年毎の交替で一兩人を出し、寛文五年八月、幕府の之を廢するに及んだ。^{〔注五〕}

また慶長十年には、幕府は明年の江戸城修築手傳を諸大名に命じ、忠恒に對しては、七月、石網船、即ち、垣石運漕船三百艘を課し、次いで、金百五十枚を給した。併し、石網船の調達には莫大の出費を要し、藩は其のため諸士に出物

駿府堤防築造

薩摩土手

忠恒家久と改名

薩藩芝邸と櫻田邸

藩内の事情

島津義久

島津義弘

を課した。石綱船は、翌十一年正月、竣成したので、京泊より海路駿河江尻を経て、江戸に輸送し、八月、引渡を了した。また三百艘の内百五十艘は江尻に於いて引渡し、其の積載し來つた石木材の内を以て、駿府妙見下より彌勒まで、二千二百餘間の堤防を築造し、同城西面の外郭を完成し、且つ安倍川の水害を防いだといふ。即ち、現に静岡市に存する薩摩土手が夫であらう。^{〔注六〕} 同年、忠恒は又上洛し、六月十七日、伏見に於いて、家康の偏諱を許されて家久と改名した。^{〔注七〕} 翌十二年九月には、家久は始めて江戸に參府し、十月、歸國した。江戸に於いては、愛宕眞福寺に寓居したが、芝の邸地を給せられ、翌年、鎌田政在に命じて作事せしめた。猶ほ、櫻田の邸地は、同十五年九月、給せられたものである。^{〔注八〕} 同十四年には、琉球役があり、此の前後琉球問題に關し、幕府の薩藩に與へた支持は著しく、殊に役後、幕府は厚く薩藩の戦功を賞し、其の琉球領知を認められた。さて、當時の薩藩の事情を見るに、前藩主たる義久、義弘の兩人が居り、家久を輔けてゐた。義久は、初め、濱之市富隈城に居り、慶長九年十一月、國分の新城^{〔注九〕}に^{〔注十〕}移り、同十六年正月、同所に卒し、諡號貫明院といふ。義弘は、關ヶ原役の^{〔注十一〕}後、櫻島に幽居したが、數月にして、轉佐に歸り、次いで慶長十一年平松に、翌年加

家久鹿兒島城に移る

財政潤澤を缺く

幕府島津氏に對して駿府城等築城助役を免ず

治木に移り、元和五年七月、八十五歳を以て同所に卒し、諡號松齡院といふ。^{〔注一〇〕} 之に對し、家久は、慶長七年、鹿兒島城を築き、内城^{〔注一一〕}龍寺地^{〔注一二〕}の大より此處に移つた。

對幕府關係の順調となると共に、藩政も漸く整つたと思はれるが、財政は引續き潤澤を缺いてゐた。關ヶ原役後、最初の上洛の際、慶長七年十月、家久は兵庫に於いて福島正則に會し、特に同行して大坂に至つたが、旅中の不足を補ふため、同人より銀二百貫を借り、其の後同九年七月に至り、未濟分百貫あり、漸く之を完済した程の状態であつた。^{〔注一三〕} 次いで、年々の上洛或は參府、其の他幕府に對する關係により、殊に、慶長十一年の石綱船調達、又は其の前年、義弘の養女^{〔注一四〕}（養女といふ）の婚嫁あり、共に莫大の出費を要したのである。但し、同十二年、駿府城普請^{〔注一五〕}については、石綱船過分の負擔、或は琉球問題の故を以て、手傳を免除された。^{〔注一六〕} 慶長十五年閏二月、幕府は諸侯に名古屋城普請の手傳を命じたが、島津氏に對しては、對明出兵の理由を以て、之を免除した。また、翌春の禁中御普請に對しても、幕府は大部分の諸侯に御手傳を命じ、家久も、同年七月五日、義弘に宛て、其のため領國中内々用意あるべく、殊に琉球の納方に注意すべき事を申送つてゐるが、翌十六年に至り、幕府は指令して、材木献上を以て御普請手傳に代

出物出銀を増徴す
上地

平田増宗暗殺事件
平田増宗の専權と陰謀

下手人押川公近と桐野九郎左衛門

へしめ、且つ家久の上洛をも免じた。此等は島津氏の大いに寛典とした處であるが、夫にも拘はらず、財政状態は依然好調に至らなかつた様である。^{〔注一四〕} 諸士に課する出物出銀は、財政補充の一方法で、殊に同十二、三年以降漸増した事は前に記した如くである。また財政救済のため上知を行つたとも見られ、即ち、北郷忠能譜に、同十九年、領内諸士采地を割いて納め、北郷忠能は高城勝岡山之口を納めたとある。^{〔注一五〕} 同年、慶長内檢による知行配當が行はれ、上地も之に關聯してゐると思はれるが、他に關係の記事なく、詳細は不明である。

次に、此の間に於ける主要の政治的事件を擧げるに、慶長十五年の平田増宗暗殺事件がある。同人は、慶長八年八月、伊集院忠真誅殺當時も、伊集院氏與黨の風聞あり、其の後も家老として専權の事多く、或は義久、義弘、家久の不和を計つたといふ。或は島津忠長が家老に任じ、彼を抑へるに至り、之を遺恨とし、遂に、家久の毒殺を企て、垂水家島津忠仍に襲封せしめて再び専權を計らんとしたともいふ。偶、同十五年六月十九日、彼は其の地頭所清敷^{後の榎脇}より私領郡山へ赴く途中、入來浦之名村で射殺された。下手人は押川公近及び入來衆中桐野九郎左衛門で、家久の命により、義弘或は義久、義弘兩人も内々承知の事とも

島津家久畫像



公爵 島津忠重氏所藏

縦八〇釐 横五二・五釐

出物出銀を増徴す
上地

平田増宗暗殺事件
平田増宗の専權と陰謀

下手人押川公近と桐野九郎左衛門

へしめ、且つ家久の上洛をも免じた。此等は島津氏の大いに寛典とした處であるが、夫にも拘はらず、財政状態は依然好調に至らなかつた様である。^{〔注一四〕} 諸士に課する出物出銀は、財政補充の一方法で、殊に同十二、三年以降、漸増した事は前に記した如くである。また財政救済のため上知を行つたとも見られ、即ち、北郷忠能譜に、同十九年、領内諸士采地を割いて納め、北郷忠能は高城・勝岡・山之口を納めたとある。^{〔注一五〕} 同年、慶長内檢による知行配當が行はれ、上地も之に關聯してゐると思はれるが、他に關係の記事なく、詳細は不明である。

次に、此の間に於ける主要の政治的事件を擧げるに、慶長十五年の平田増宗暗殺事件がある。同人は、慶長八年八月、伊集院忠真誅殺當時も、伊集院氏與黨の風聞あり、其の後も家老として専權の事多く、或は義久・義弘・家久の不和を計つたといふ。或は島津忠長が家老に任じ、彼を抑へるに至り、之を遺恨とし、遂に、家久の毒殺を企て、垂水家島津忠仍に襲封せしめて再び専權を計らんとしたともいふ。偶、同十五年六月十九日、彼は其の地頭所清敷^{後の種脇}より私領郡山へ赴く途中、入來浦之名村で射殺された。下手人は押川公近及び入來衆中桐野九郎左衛門で、家久の命により、義弘或は義久・義弘兩人も内々承知の事とも

島津家久畫像

公爵 島津忠重氏所藏

縦八〇釐 横五一・五釐

田物出銀を増徴す
上地

平田増宗暗殺事件
平田増宗の専横と陰謀

下手人押川公近と同野九郎

島

輒て家老の心算射れるが、他に關係の記事なく、詳細は不明である。公卿 島新忠重 丑洞 堀

次に此の間に於ける主要の政治的事件を擧げると、慶長十五年の平田増宗暗殺事件がある。同人は慶長八年八月伊集院忠真誅殺當時も伊集院氏與黨の風聞あり其の後も家老として専横の事多く或は義久義弘家久の不和を計つたといふ。或は島津忠長が家老に任じ彼を抑へるに至り之を遠根とし遂に家久の毒殺を企て垂水家島津忠仍に襲封せしめて再び専横を計らんとしたともいふ。偶同十五年六月十九日彼は其の地頭所清敷後より私領郡山へ赴く途中入來浦之名村で射殺された。下手人は押川公近及び入來中綱野九郎左衛門で家久の命により義弘は義久義弘兩人の内々承知の事とも



へしめ、且つ家久の上洛をも免じた。此等は島津氏の大いに寛典とした處であるが、夫にも拘はらず、財政状態は依然好調に牽らなかつた様である。諸士に課する出物出銀は財政補充の一方法で、殊に同十二年三年以降増した事は前に記した如くである。また財政救済のため上知を行つたとも見られ、即ち北郷忠能譜に同十九年領内諸士安地を割いて納め、北郷忠能は高城郡國山之口を納めたとある。正三同年慶長内檢による知行配當が行はれ、上地も之に關聯

豊臣秀頼兼の暗殺

平田宗次

豊臣秀頼兼の暗殺

豊臣秀頼兼の暗殺

豊臣秀頼兼の暗殺

豊臣秀頼兼の暗殺

いふ。併し、當時、家久は義久、義弘に宛て、全く關知せざるもの、如く申送つて居り、事件の内容は明確でない。猶ほ、増宗の子宗次は、先に伊集院忠真、誅伐に關聯して誅殺され、宗次の弟某は僧となり、琉球に流され、其の弟治部卿は硫黄島に流されたが、寛永十一年四月、僧某は、家久の命により、勝連島で誅殺された。^{〔註六〕}次に、敷根頼兼も陰かに不臣の志あり、慶長十九年六月、家久は之を山之口地頭に補し、其の地頭所に赴く途中、福山に於いて、暗殺せしめたといふ。^{〔註七〕}

慶長十九年七月以降、家康と豊臣秀頼の間に京都方廣寺鐘銘問題に關する紛糾を生ずるや、秀頼は、九月廿三日付、家久に事情を報じ、其の來援を求めた。同時に、大野治長、治房兄弟も亦書を送り、同じく依頼した。家久は、十月十三日付、返書して、先きに關ヶ原役に於いて、島津氏は一旦豊臣氏のために立ち、敗後、頼りに家康の厚恩を受けて居り、遂に徳川氏に背き得ざる事を以て謝絶し、時に贈られた長銘正宗の脇差を返還した。同時に、家久は鎌田政喬、猿渡信元を駿府及び江戸に派し、秀頼の書を差出して始末を報告した。秀頼及び大野治長は、更らに十月十五日、書を送り、徳川氏との交渉決裂及び徳川氏の出軍決定を報じ、家久の參陣を求めたが、家久は、十一月二日、再び謝絶を回答し、また川上

徳川幕府家久に出陣を命ず

家久鹿兒島を發し日向美津に豊臣氏の使者を捕ふ

久國を派して、駿府及び江戸に報告した。此の間に、秀頼は諸方に檄し、關ヶ原西軍の殘黨等を招聚して戰備を修め、家康も亦將軍秀忠と共に征討を決した。十月廿五日、幕府加判板倉勝重等は、同廿三日の家康入洛を報じて、家久に出陣を命じた。既に十月十六日、家久は徳川氏に味方する旨を藩中に達し、戰備を命じて待機したのであるが、既に出陣の命を受けるや、十一月十一日、御陣中御法度之條々及び諸外城置目之事なる軍令を發し、同十七日、鹿兒島を出立し、高岡に至つて命を待ち、先づ家老三原重種及び其の子重饒を大坂に向け先發せしめた。次いで、家久日向美々津に進んで滯船中、十二月五日、秀頼の使者武井理兵衛來り、十一月十八日付、義弘宛秀頼の狀及び同じく義弘宛織田長益、家久宛大野治長の狀を齎し、又來援を求めたので、家久は此の使者の一行を捕へ、別府景親等を以て家康の許へ護送せしめた。是より先き、家久は家康に對し、使者を以て、海上不良のため延着する事を謝したが、十二月十二日、三原重種は大坂に至り、翌日、茶臼山及び平野に於いて夫々家康及び秀忠に謁し、尼崎川中島に陣すべきの指令を受けた。また、家久は板倉勝重より十二月九日付の指令を受けて、美々津を發し、廿九日豊後森江に着いたが、既に十二月廿日、家康秀頼

家久歸國す

大坂夏陣と島津氏

家久二條城に家康秀忠に謁して歸國す
來奔の大坂方殘黨の探索と追捕

の和議成り、戰鬪は止んだのである。^{註一八}家久は、翌廿年正月二日、森江を發したが、停戦について三原重種の報告を受け、且つ本多正純、山口直友の達により、直ちに歸國した。家久が森江に達した日、別府景親は大坂に着いたが、已に家康引揚の後で、本多正信、山口直友の計らひで駿府に赴き、二月廿二日、家康に謁した。三月、秀頼は陰かに兵を募り、再舉の狀あり、四月四日、家康は駿府を發し、六日、大坂征討を令し、秀忠も江戸を發し、兩人は前後して入洛、月末より再び開戦となつた。家久は、初め、本多正純より待機命令を受けたが、次いで、廿日付、本多正純、山口直友等より家久の出陣、また大坂の使者至らば捕縛すべき旨を達せられた。仍て、五月五日、家久は兵一萬三千八百を率ゐて鹿兒島を發した。英人コックスの記した家久平戸到着の記事によれば、其の艦船は五百艘に上つたといふ。然るに、五月五日、幕軍は大坂城を攻め、八日、之を陥落せしめ、秀頼以下亡び、家久は平戸に於いて、山口直友の狀に接し、大坂城陥落につき來賀すべく、但し、軍衆は返す事との命を受けた。家久は進んで伏見に至り、六月五日、二條城に於いて家康に謁し、次いで、秀忠にも謁して、九月、歸國した。^{註一九}役後、幕府は大坂方殘黨の追捕を命じ、薩藩に於いても、領内を探索し、琉球に

も屢令達し、また其のために琉球へ人を派した。翌二年には、大坂方の堀之内大學藤原右京が來奔したので、之を捕へて京都所司代板倉勝重に送つた。

〔注一〕 舊記雜錄後編卷五七 歷代制度卷五〇 薩

藩例規雜集卷四 島津國史卷二二・二三 寛政重修

諸家譜卷一〇九

〔注二〕 舊記雜錄後編卷五七 島津國史卷二三 三

國名勝圖會卷四四 寛政重修諸家譜卷一〇八

〔注三〕 舊記雜錄後編卷五八 島津國史卷二三

〔注四〕 舊記雜錄後編卷五八・五九 島津國史卷二

三 西藩野史卷一四

〔注五〕 舊記雜錄後編卷六五・六七 島津國史卷二

三一・二七 寛文錄 嚴有院殿御實紀卷三一

〔注六〕 舊記雜錄後編卷五九・六〇 舊典拔書(舊

典類聚卷一五上) 諸家由緒(同卷一二) 島津國史

卷二三 靜岡市史卷一・四

〔注七〕 島津家覺書 島津國史卷二三 大猷院殿御

實紀卷三八

〔注八〕 島津國史卷二三 舊典拔書 島津家譜 官

職秘考卷上

〔注九〕 舊記雜錄後編卷五八・六六 島津國史卷二

三

〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷五四・六〇 島津國史卷二

三・二四 三州御治世要覽附錄年代記

〔注一一〕 舊記雜錄後編卷五五・五六 島津國史卷二

二 三國名勝圖會卷一

〔注一二〕 舊記雜錄後編卷五八 島津國史卷二三 薩

州舊傳記

〔注一三〕 舊記雜錄後編卷五九・六〇 島津國史卷二三

〔注一四〕 舊記雜錄後編卷六五・六六 島津國史卷二

三 御家秘書(舊典類聚卷一八下)

〔注一五〕 舊記雜錄後編卷七〇 島津國史卷二三

〔注一六〕 舊記雜錄後編卷六五 盛香集卷二 舊典類

聚卷一 島津國史卷二二・二三

〔注一七〕 島津國史卷二三

〔注一八〕 舊記雜錄後編卷七〇 島津國史卷二三 川

上忠塞一流家譜卷一一 大坂冬陣記(羅山別集) 駿

府記 當代記

〔注一九〕 舊記雜錄後編卷七一 島津國史卷二四

ックス日記(Diary of Richard Coocks)

〔注二〇〕 舊記雜錄後編卷七一 島津國史卷二四

第二節 島津家久代 (二)

徳川秀忠大坂
移居の風説と
島津氏

櫻田藩邸類焼

諸士出銀一匁
三分

大坂陣後將軍大坂移居の風説があつた。尤も、元和元年六月八日、龜山城主松平忠明が大坂に移封せられ、此の風説は實現しなかつたが、其の廿六日、義弘は家久に宛て、風説の如き場合、大坂城普請手傳を課せられる懸念あり、之が用意として他に方法なく、家老比志島國貞、町田久幸と談合し、諸侍に出物の覺悟を命じ、藏入代官にも收納方堅く申附けるべしとし、財政状態の不良を述べてゐる。當時、上洛出府の出費等が多く、其の上、元和元年九月廿一日、江戸毛利邸の出火により、櫻田の薩藩邸も類焼して、莫大の失費に及び、翌二年には、藩債銀千貫餘に達した。其のため、諸士出銀は、同元年の一匁、同二年の七分に對し、同三年一匁三分を課した。同三年五月、家久は出府し、翌月、更らに、將軍秀忠に從つて上洛したが、七月十二日、伏見より國許家老に宛て、家中衆え可申聞條々を

家久諸士を戒
飭す

出銀の増額

元和五年上知
令

送り、戒飭する處があつた。即ち、世上太平となり、諸大名の邸宅衣裳は華麗となり、諸事銀子を要せざるなく、藩債は多額に及ぶ、且つ來年より年々參勤在府の筈であるが、來春も起債によらずしては調はずと、諸士の出物未進を戒め、特に分限衆の自肅を望んだのである。^{〔注三〕}翌四年、諸士出銀は前年より一分増の一匁四分（錢三百五十文、米一斗一升七分）としたが、江戸普請方、翌春の上洛、藩債返辨等の出費多き故を以て、家老伊勢貞昌の上申により、十月、出銀二匁に増額した。^{〔注四〕}

同五年五月六日、家老島津久元（下野守）等が京都よりの狀に、同地の入費は日増に際限なしとあり、六月七日、本田親政等も同地より家久滯留につき、銀子過分に要する旨を報じてゐる。^{〔注五〕}かくして、出費は愈増加し、藩債を増加したので、七月三日、左の如く、諸士寺社に對する高四分の一乃至三分の二の上知令を發布したのである。^{〔注六〕}

- 一 借銀相重國役依難成、相改條々之事
- 一 諸士并諸寺社知行、以上領地藏入定置、常々諸出物可差置候、若或於天下之大普請、或出陣などの時は、國役にかゝる出物可申付事
- 一 如斯諸士に依申付、此中屋形中に召仕候女房衆之内過分に相除、其上衣裳等諸事入目迄かるゝ、相改候間、是を以諸士可得其意事

萬石より百石
まで二分半の
上地

百石以下三分
の二上地

寺社知行

- 一 萬石より百石迄は、二分半之上地、但百石に廿五石之上地たるべき事
- 一 雖爲買地、上地に付、不可有口能事
- 一 諸國百石々下之知行取は無之處、當家之儀は、數代小給人に少宛知行遣置候故、今迄は、依難捨雖、不相改、藏入依不足、今度上地之儀申付候、就其百石々下は、三分の二上地たるべき事
- 一 借銀返辨大方相濟、世上心安時分、本之知行可返遣候間、諸所衆中當時之知行三ヶ一、并居屋鋪於其所可遣置候事
- 一 寺社知行三分二を召上立置候分は、別紙に相記候、其外は惣別無縁たるべき事、付、於其所祈願所、菩提所二ヶ寺當時之知行三分一殘置、可立置事
- 一 先祖之寺者、一ヶ寺之外不可有之事
- 一 三分二召上候而も、知行多寺者、應知行之高、可相續程、知行可付置候、其趣別紙に有之事

- 一 右知行召上、藏入之諸所相定、惣配當可有之候間、諸士之知行、海邊之遠近高に付、無親疎、可相賦事、付、知行之高之内、解々下は、可相除事

知行賣買の禁止

一所衆知行

道具衆中間衆知行

小者衆知行

諸職人知行

切米取職人

諸社再興停止

- 一 自今以後、知行之賣買堅可爲停止之事
- 一 藏入に可成所、早々可相定事 付、海邊たるべき事
- 一 一所衆知行、藏入に難成所計、於上地は、其理可有之事
- 一 道具衆中間衆、惣別知行召上、切米たるべき事
- 一 小者衆十石以上は三分二之上地、十石迄は惣別召上、切米たるべき事
- 一 諸職人知行、惣別召上、召仕たる時は、世間之有様之賃可遣事
- 一 切米取之諸職人も知行取同前に召上、細工之時は賃雇たるべき事
- 一 諸社再興、此節は可相止事
- 一 此中國遣之帳、細に可相究事
- 一 國遣之藏入可相分事 付、上方調之藏入は、國遣之藏入に不可相混事
- 一 自然出陣之時は、一萬斛取之衆は、馬上十騎可召列、覺悟、連々不可有油斷事
- 一 貳百石取迄は、可爲乘馬候之間、兼而馬鞍念を入、可致用意事
- 一 臺所諸入目改之事
- 一 藏入喫衆之事

江戸城大坂城
普請助役

家久妻子を江
戸に在府せし
む

- 一 諸御物數年取置候衆、以糺明早々可致返上事 付、數年之利可相加事
- 一 上地知行有之由聞傳、當年之出物於未進者、當出物之以員數、知行召上、永不可遣事

一 國中惣知行繰替に付、百姓當取納領主え於致無沙汰は、稠可致其沙汰事
右條々、察諸人之迷惑、雖令痛歎、如斯於無之者、國家依難相續申付候間、各銘
心肝可相隨此旨、不依僧俗、若於令違犯輩者、可有不忠之沙汰者也

同じく元和五年、江戸城普請があり、家久は材木三千を納めたのみで、翌年の大坂城普請に、西北國諸大名は皆手傳を命せられたが、家久は免除されたといひ、或は他の大名と共に玉造口の大手門までの手傳を命せられたともいふ。同七年正月廿三日、江戸尾張藩邸出火により、薩藩邸も類焼したが、翌月、家久就封に當り、火災の故を以て、幕府より銀五百貫を給せられた。(注七)

次いで、家久は諸侯に範を示して、妻子の江戸在府を實行した。之は伊勢貞昌が老中土井利勝と諸侯の服從保證策につき對談し、諸侯妻子の在府制を進言し、協議して島津氏より率先して實行する事としたのである。即ち、寛永元年十一月、家久は夫人及び光久等三子を伴つて鹿兒島を發し、翌年四月、江戸に

着いた。是より先き藤堂氏、淺野氏の如きは、慶長十年以降、之を實行して來たのであるが、家久の此の舉に及び、全諸侯が之に倣つた。幕府は、此の度の家久の參府に東海道の傳馬を給し、其の舉を嘉賞した。猶ほ、從前の質子制と共に諸侯の幕府に對する服從の保證となつた。^{〔注六〕}

將軍家光并に秀忠江戸薩藩邸に臨む

藩債漸く嵩む

琉球進貢貿易の擴張を企つ家久前將軍遺産銀一萬枚を受く

其の後、特別の普請手傳等もなく、たゞ寛永六年、江戸城普請につき、角石百本を廻漕して、江戸に納め、其の出費銀百貫であつたといふ。^{〔注九〕}翌七年四月には、將軍家光及び前將軍秀忠が前後して、江戸薩藩邸に臨み、甚だ盛儀であつた。藩に於いては、將軍等臨邸について、諸士出銀の増徴及び起債を計り、次いで儉約令を發してゐる。^{〔注一〇〕}同八、九年に至り、藩債は著しく多額に及び、銀七千貫或は二萬貫に達したともいふ。之が救済のため、琉球進貢貿易擴張を企てた事については、更らに、後章に記す如くである。同九年四月、家久參府の際、先きに薨去した前將軍秀忠の遺産として、銀一萬枚を給せられたのであるが、夫について、同十三日、島津久元、伊勢貞昌は、國許の家老喜入忠政、川上久國に宛て、誠に外聞宜しく、其の上、藩債償却するを得、國の潤ひとなり、かゝる目出度き時代は、前代にも、後代にもなからんと、の沙汰であると記してゐる。しかも、同狀には、上方

寛永十一年藩債銀八千貫に達す

寛永十四年藩債銀百八十貫

比志島國隆自刃せしめらる

に於いて、琉球へ渡す銀百貫を借りる事について述べて居る。^{〔注二〇〕}此の前後屢、琉球へ渡す銀を借りた事は、後に記す通りである。同十一年には、藩債八千貫となり、其の償却のため、諸士上知の議あり、刀の金具を進上せんとし、或は銀子貸上を申出る者もあり、また町田久門、伊勢貞昌を除き、諸士の夫婦在府を停め、江戸賦方銀子の節減をも計つたのである。^{〔注二一〕}翌十二年七月、江戸櫻田藩邸に火災あり、^{〔注二二〕}次いで、同十三年の江戸城普請手傳は免除されたが、角石百本、外に築石千或は二千を進納する事とした。^{〔注二四〕}同十四年九月十九日付、島津久元の覺によると、當時藩債銀百八十一貫あり、其の未済中は、知行給與、大作事、或は上方よりの買物等は一切停止する事として居り、諸士上知の儀もあつた様である。^{〔注二五〕}併し、此の百八十一貫を藩債の全額とすれば、同十一年以前に比し、非常な減少で、或は琉球進貢貿易の成功によるとも想像される。

此の間、寛永五年十一月、比志島國隆は種子島に於いて自刃せしめられた。彼は高岡領主で、同元年以來、家老の職に在つたが、驕慢專横にして、政治の妨げをなし、また暴虐の行爲ありといひ、改易に處せられ、初め川邊寶福寺に寺入申附けられたが、却つて不臣の聞えあり、誅殺すべき處一等を減じて、種子島に流

比志島國貞

國隆の側近者
處罰

され、猶ほ讎をなすの志顯然たりと、遂に自刃せしめられたのである。國隆の父國貞は、朝鮮役以來、伊集院久治、鎌田政近と共に、家久の側近に忠勤し、殊に、伊集院幸侃事件、關ヶ原役等に功績があつたのに、國隆は性來悪心に長じ、父國貞も家久に之を用ひざる様遺言したと傳へられる。國隆の處分と共に、其の側近にあつた折田四郎右衛門及び家村四郎左衛門は、國隆の罪科を長せしめた廉により、之を配流し、其の他、國隆寵用の家來や妾の兄弟等には監視を附し、親交のあつた者は之を糺問し、或は内密に書上げた。國隆の家財は、關所としたが、其の蓄財は巨額に上り、其の内には、京都の銀主を通じて藩へ貸附けたものもあつたといふ。同五年四月十二日の覺では、關所の家財は金銀米のみで銀三百五十貫あり、三百貫は藩債償却に充て、殘餘五十貫は道橋普請、堂宮再興又は祈念方に充て、下人等は凡べて藏入より入夫の代りに藩主臺所に置く事とせんとある。同時に、家久は、國貞の勳功に對し、一寺を建て、其の法名を取つて源舜庵と名附け、寺領三十石を附し、國貞後室にも元の如く知行を給した。私領の百姓に對する秕政も、國隆の罪科として擧げられたが、右の四月十二日の覺では、桂平田兩家も百姓の扱ひ苛酷の聞えあるにつき、糺明する事の一條が

國隆關所の銀
三百五十貫

源舜庵建立

私領の百姓に
對する秕政

民政改善

ある。即ち、國隆處分と共に、一般に民政改善に留意したのであらう。同覺に、書院の普請は、來年にも百姓の寛いだ時分、之を申附ける様との一條もあり、之も民政上の方針を改めんとする一端と思はれる。（注一六）

都城領主北郷
忠能死す
家久忠能の子
忠亮を訓戒す

次に寛永八年二月、都城領主北郷忠能が歿し、嫡子忠亮が嗣ぐに及び、家久は忠能生前の行狀に鑑み、忠亮に訓戒すると共に、家中の肅正を斷行した。即ち、同三月、川上久國、仁禮景親を庄内に遣し、家久袖判狀を附し、忠能は幼少より兩親なく、氣儘に成人した故、公儀を敬はず、家臣に睦ばず、我心に任せて譜代の忠臣等下々に至るまで殺害する事數を知らず、此等世上の沙汰數年に及ぶと雖も、彼は意見を用ひる人にあらざる故、思つて止るの處、此の度不慮の死去是非に及ばずといひ、北郷家存續のため、大いに家政を改めん事を申附けた。是より先き、忠能の壓政なる、私領内へ旅人を入れず、家來の鹿兒島諸外城へ通融するをも禁じてゐたといふ。川上久國等が庄内より歸つての報告と思はれる七月十一日の覺に、都城給人の居住する邊に一切旅人を入れず、中にも、鹿兒島諸外城に親類を有する者が互に出入し、多く成敗されたと云はれ、之も忠能の悪行或は役人の仕振りを他方へ知らせぬための計策かと諸人の推量である

都城領内の事

と記してゐる。同覺に、家中の善惡は、親子兄弟と雖も、互に沙汰するは曲事たるべく、更らに、公儀の者へ一切出會ふべからずと一同起請してゐたとある。殺害された者は、町人百姓を合せて六百餘人に及び、更らに、勘氣を蒙つた者數多あり、忠亮相續に當つても、之を輔ける家來なき状態で、三月廿八日付、川上久國喜入忠政宛、島津久元・伊勢貞昌の狀にも、一言も異見を加へる程の家來は、或は殺害、或は追放され、忠亮は誠に獨夫の體となり、殘る者共も忠能代の邪道を恐れ、仲々異見談合等の熟意はなからんとある。忠亮に對しては、忠能側近の讒人もあるべきにつき、之が處分を行ひ、爾今家中の死罪知行沒收は鹿兒島へ披露すべく、且つ鹿兒島の屋敷を普請して引移り、世上の體をも見習ふべしと命じたが、其の後、家中を糺明するに、役人兩名の内北郷忠俊は、一人で走廻り、人も恐れ、忠能の惡行は其の談合によると諸人も云ひ、忠能歿後も專横止まずとの事で、八月六日、鹿兒島に之を誅し、翌日、其の父忠泰弟忠仍を都城に誅した。注一七

家久の代の末に、島原一揆が起つた。即ち、寛永十四年十月下旬より、肥前島原の松倉勝家領及び肥後天草の寺澤堅高領に於いて、切支丹教徒が蜂起し、十一月下旬、兩者合體して島原に在る原の古城に據つた。事變が擴大するに及

北郷忠俊

島原一揆と島津氏

島津氏の派兵
獅子島に陣す
三原重庸

び、十一月三日、家久は一揆討伐に加はらんと、早打を以て、幕府の豊後府内目附牧野成純・林吉政に申出で、また領内に嚴戒を加へ、同十五日、山田有榮・新納忠清・平田宗弘等を以て、兵三百を獅子島に渡し、三原重庸を島原に遣し、近國諸侯の用聞家老に伍して連絡に當らしめた。十一月九日、幕府は上使として板倉重昌及び目附石谷貞清を派して討伐に當らしめ、次いで、肥後藩主細川光利も出兵して天草を救援した。次いで、薩藩に對しては、牧野成純・林吉政より、肥後藩來援により、其の要なきを以て、獅子島駐屯軍の引取を命じ來つたので、十二月四日、山田有榮等は鹿兒島に歸つたが、三原重庸は引續き島原に在り、板倉重昌より諸藩家老中の取次役を命ぜられてゐた。猶ほ、寛永十五年正月四日西紀一六三八年陽曆二月十七日、和蘭商館長クーケバツケル (Nicolaes Couckebacker) が、バタヴィアの印度總督に報じた處では、薩摩の兵七千が天草に來り、陸上に宿營を設け得ないので、海岸に船を連ねて留まつてゐるといふ事であるといひ、同十八年九月廿八日付、島津久賀等の差出によると、同十五年正月元日までに、天草へ渡つた人數は五千七百三十一人、内人體二千六百十九人、雜兵三千百十二人であつたといふ。寛永十四年十一月廿七日、幕府は重ねて上使松平信綱及び戸田氏鏡を

山田有榮等歸國す

三原重庸奮戦
松平信綱島津
軍の天草出陣
を命ず

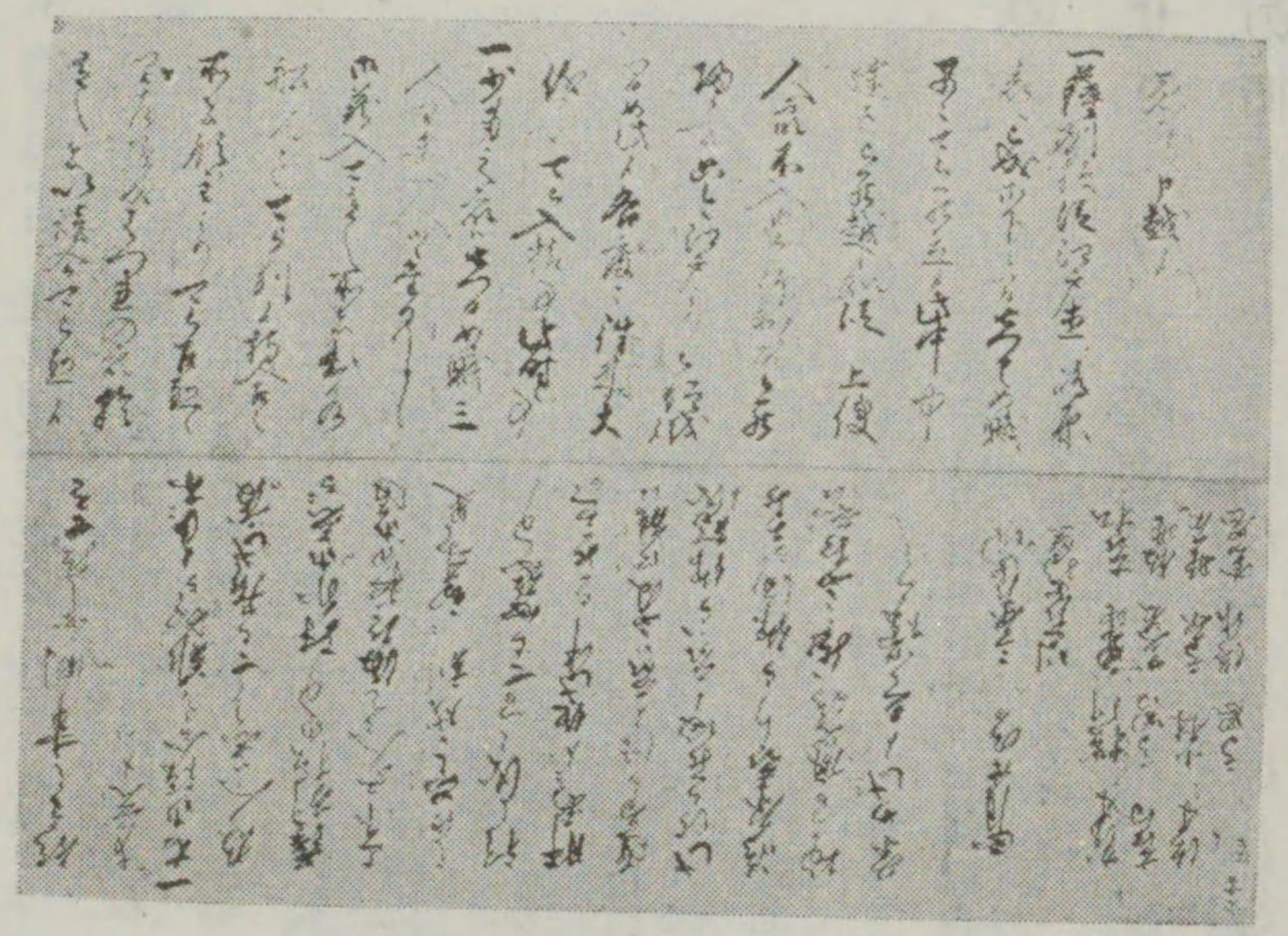
島津久元
島津の派兵一
萬千二百餘人

島津光久島原
に到着

遣す事とした。ために、板倉重昌は功を急ぎ、翌十五年正月元日、原城總攻撃を強行し、遂に、板倉自身戦死したのを始め、討伐軍の損害甚大であつた。此の總攻撃には、三原重庸等も加はり、奪戦したのである。正月三日、松平信綱等は島原に着き、同五日、家久に對し、人數五、六千程を警固のため天草へ渡すべき事を達した。薩藩に於いては、直ちに、鹿兒島及び諸外城の兵を發した。正月十三日付、家久袖判の軍令によれば、島津久元、同久賀を大將役とし、喜入忠政、北郷久加入來院、重高、新納、忠清、山田有榮、三原重庸を談合役とした。正月十九日、出水米之津及び黒之戸に於いて究めた人數は、島津久元部下三千七百七人(内、人鉢千七百十人、倅者千九百五十二人)、同久賀部下三千六百九人(内、人鉢千七百四十人、倅者千九百五十二人)、同久賀部下三千六百九人(内、人鉢千七百四十人、倅者千九百五十二人)、北郷久加部下の計一萬千二百六十八人(内、人鉢五千二百三十五人、倅者六千六百三十三人)で、先發者或は右の地を經過せざる者、遲參者は此の外といふ。かくて、薩軍は天草に渡り、山中を搜索し、其の衛戍に當り、次いで、島原に進んだ。幕府に於いては、元旦の總攻撃失敗の報を受け、十二日、在府の九州諸侯に對し、島原出陣を命じ、仍て、城中より直ちに發向した者もあり、大半は、同夜半出發した。但し、江戸にあつた薩藩の世子、島津

薩軍の勇戦

家久薨す



第八圖 島津光久出陣の觸狀 (曾木豊次氏所藏)

光久は、十三日晝、家久代理として出向すべき旨命せられ、十四日、拂曉、同地を發した。二月十四日、光久は島原に到着したが、松平信綱は彼の參戰を許さず、家久の病篤きを見る様勸めたので、彼は島津久元を伴つて鹿兒島に向ひ、十六日歸着した。二月廿七日、松平信綱の指揮する討伐軍は原城總攻撃に成功し、翌日、之を陥れた。時に、薩軍は山田有榮、新納忠清以下奪戦し、首級を斬獲する事二百に及んだといふ。薩軍は、其の後、天草山中の餘黨捜査に當つたらしく、三月十五日頃までに歸着した。更らに一揆餘黨の來奔について、領内及び琉球に互り、嚴重警戒を加へたのである。(註一八)是より先き、家久は病重く、島原一揆落着

前の二月廿三日、六十三歳を以て鹿兒島に薨じた。彼は、先きに中將に任じたが、元和三年七月、參議に昇り、同年九月、松平號を許され、薩摩守と稱し、寛永三年

八月、正四位下より従三位に昇り、權中納言に任じ、同八年四月、改めて大隅守と稱し、諡號は慈眼院といふ。^{〔注一〕}

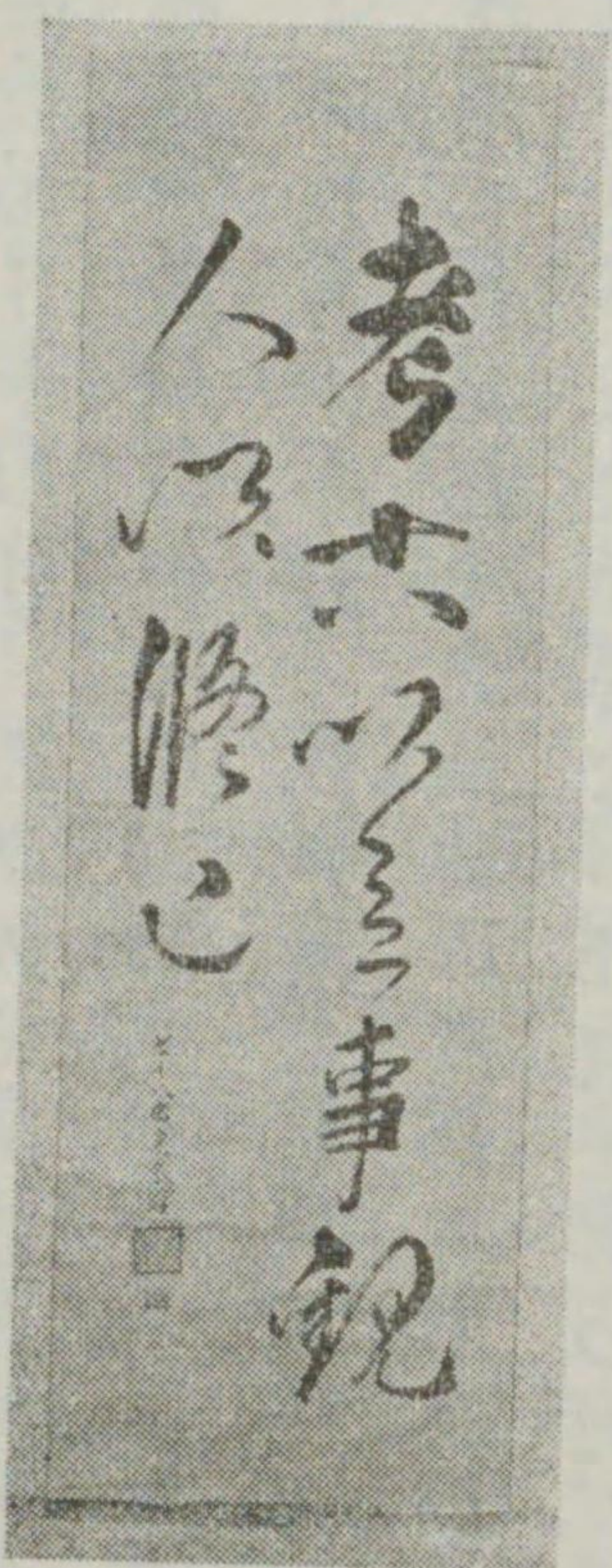
- 〔注一〕 舊記雜錄後編卷七一
- 〔注二〕 舊記雜錄後編卷七二 西藩田租考卷下
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷七四 見聞記卷二八 舊傳集補遺 島津國史卷二四 大猷院殿御實紀卷三八
- 〔注四〕 舊記雜錄後編卷七三 島津國史卷二四 西藩田租考卷下
- 〔注五〕 舊記雜錄後編卷七四
- 〔注六〕 舊記雜錄後編卷七四 薩藩先公貴翰
- 〔注七〕 舊記雜錄後編卷七六 島津國史卷二四 大猷院殿御實紀卷五二・五四
- 〔注八〕 舊記雜錄後編卷七七 見聞記卷五 舊典拔書 薩藩舊傳集 島津國史卷二四
- 〔注九〕 舊記雜錄後編卷八〇・八八 島津國史卷二四
- 〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷八一 大猷院殿御實紀卷一六 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注一一〕 舊記雜錄後編卷八四 島津國史卷二五

- 〔注一二〕 舊記雜錄後編卷八七 歷代制度卷一七上
- 〔注一三〕 島津國史卷二五 寬永日記
- 〔注一四〕 舊記雜錄後編卷八八
- 〔注一五〕 舊記雜錄後編卷九一 歷代制度卷六三(袖崎本)
- 〔注一六〕 舊記雜錄後編卷七九・八〇・八三・八七 盛香集卷二 御當家様就一向宗御禁制愚案下書 島津國史卷二四
- 〔注一七〕 舊記雜錄後編卷八二 島津國史卷二四 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注一八〕 舊記雜錄後編卷九二・九四・九八 盛香集卷二 島津國史卷二五 黒岡忠雄氏所藏文書 御條書寫卷一 岡田章雄氏稿ニコラス・クレーバツケルの手紙(二)(歴史地理七五ノ五)
- 〔注一九〕 島津國史卷二四・二五 大猷院殿御實紀卷三八 寬政重修諸家譜卷一〇八 東武實錄 寬永日記

第三節 島津光久代

元和二年光久生る
光久の初名又三郎忠元

家久の跡を襲つた島津光久は家久の次子で、元和二年六月、鹿兒島に生れた。初め又三郎忠元といひ、寛永七年十二月、從五位下に叙し、同八年四月、元服して松平號及び將軍家光の偏諱を許され、光久と改名し、從四位下侍從に叙任して薩摩守と稱した。從前、島津氏は藤原氏を稱し、家久に至り源氏に復するを望んでゐた處、此の叙任の宣旨に計らずも源氏と記され、之より源氏を稱する事となつた。光久が襲封を許されたのは同十五年五月で、



島津氏藤原氏を改めて源氏を稱す

慶安四年十二月、左近衛少將に昇り、大隅守と改め、延寶元年十二月、從四位上左近衛權中將に叙任した。次いで貞享四年七月、隱居を許され、元祿七年十一月、七十九歳を以て逝去し、諡號を寬陽院といふ。^{〔注一〕}

光久代は、襲封當初より藩財政の窮迫甚だしく、寛永十五年四月朔日、家老島

光久襲封當初の内政

津久慶・鎌田政統が江戸より國許家老等に傳へる處では、江戸に於いては全く起債不可能で、上方へ申遣るも、銀子なくして舊債の利拂さへ成らざる故、借りて送るを得ざる由といひ、即ち、國許より送銀の能否を聞合せて居り、翌十六年七月三日にも、家老島津久元下野守は又江戸より國許へ宛て、その困迫の狀を報じ、九月十八日付、島津久元・伊勢貞昌の狀によれば、江戸に於ける藩債は多額に及び、過半は年内に返済を要するが、返銀は京都より借入れる外なしといふ。同八月十一日の江戸城本丸火災について、諸大名より材木・石材・諸道具等を進納したが、島津氏は、其の進納材木の即時支拂代金の調達にも多大の努力を拂はなければならぬ状態であつた。〔注三〕 更らに、同十七年四月十二日付、光久は島津久慶に宛て、上方に於いて、藩債増加したにつき、其の心得を要すと達してゐる。かゝる状態であつたから、新たに開掘する事となつた永野金山は、財政上助けとなると非常に期待されたのである。即ち、八月十一日付、光久は三原重庸等家老中に宛てた狀に、滿悦の情をあらはして、今度金山取立之儀、公方様達上聞相企儀候、誠寄特成仕合、分國中下々に到迄可潤儀幸不過之候〔注四〕と述べてゐる。〔注四〕 併し、同十八、九年には、全國飢饉のため、金山停止が問題となり、同十九

永野金山の開掘

金山の閉鎖

年七月十九日付、山田有榮等宛、顯姓久政等が、夫についての幕府の内達を報じた際には、藩債整理も困難となるべく、遺憾なる旨を述べてゐるが、遂に同年末に至り、翌廿年以降、金山閉鎖を達せられたのである。〔注五〕

江戸城修築手傳

同十八年末には、翌春江戸城二ノ丸・三ノ丸の修築あらんとする事、十二月廿一日付、川上久國・新納久詮は江戸より國許家老・鎌田政統等に宛て、此の度は先年の本丸普請の時の進納の半分とし、材木買入に決した事を報じ、終に打續き出費の事のみ出来し、領國も飢饉の由で、藩債償却も困難なるべく、心遣千萬である〔注六〕と記してゐる。此の普請は同廿年に行はれたのである。同廿一年八月七日の覺によれば、當時、京・江戸・國許の支出は年に銀六百貫餘の不足で諸事省略し、取納は特に念を入れるに拘はらず、藩債は累増する状態であつたといふ。〔注七〕 同年、江戸城西丸の作事につき、材木各種千五百本を納めるのに、代銀六十六貫に差支へ、之を銀主に依頼して居り、翌正保二年十月十四日の覺によれば、當時、江戸に於いて諸士上知の議があつたといふ。即ち、國許に於いて相談の上、諸士が尤もとして申出る時は、其の通り申附けるべしとある。〔注八〕

藩財政の困難

第一章 初期

内裏外垣牆築
造御手傳獻金

新納久詮等の江戸より國許への報告及び翌二年三月三日付、家老島津久通、伊勢貞昭の同じく江戸よりの状にも、その一斑窮乏の状を察することが出来る。同年末には、上方起債不可能の上、従前の借入分についても返済の督促を受け、大坂仕登米代銀も過半は京都に於ける返銀に充て、江戸に於いては、年内支拂銀八百五十貫の調達見込つかずとの状態であつた。^{〔注一〇〕}此の間に、慶安二年、江戸城西丸普請につき材木を納め、承應二年六月の内裏火災のため、翌年四月、五萬石以上諸大名と共に、外圍垣牆築造御手傳として献金した。^{〔注二〇〕}

次いで明暦元年閏四月、光久が江戸を發し、歸國の際、金三千兩の時借をした様であるが、六月、約束の月限を越え、金主より返済を要求されて、江戸藩邸の物奉行等は才覺に苦しみ、かくては、將來、時借さへ不可能となるであらうと云はれてゐる。翌二年十月廿三日付、家老鎌田政有の國許家老への状によると、果して此の懸念の如き事態に至つてゐる。即ち、鎌田政有は江戸經費の調達を求め、殊に、將軍より拜領の雁の披露^{排御}の費用の時借を伏見屋四郎兵衛久須見孫兵衛三宅又兵衛等の銀主へ交渉したが、成立せず、漸く江戸町奉行神尾元勝の口添があつて、糸屋與兵衛より兩度に金三千五百兩程の時借を得た。而し

江戸大火櫻田
上屋敷類焼

て、此の雁の披露は、十月十一日朝、櫻田上屋敷に招客して行つたが、書院の疊替もせず、破損のみ繕つて済ませたと^{〔注二二〕}いふ。

明暦三年正月の謂はゆる明暦江戸大火では、櫻田の薩藩上屋敷が類焼した。更らに、江戸城本丸も焼けたのであるから、其の普請については、材木進納を要し、藩邸の普請と共に、多大の困難を感じたのである。^{〔注二三〕}大火後、諸侯の屋敷、長屋が過半再築を見るに至つても、薩藩上屋敷のみは着工にも及ばず、九月二日、松平定行より、屋敷内の作事は何時にても苦しからず、先づ長屋の普請は是非行はれ度いと注意を與へられた程である。^{〔注二四〕}

寛文年間に至つても同様で、同三年七月三日付及び十九日付、在江戸家老鎌田正信宛、國許町田久昌の状には、江戸仕銀續き兼ねる由の處、米代は大概春中に京都、江戸に於いて拂底し、國許より差登すべき銀子多分にもなしといひ、ただ初秋までに銀三百貫は鹿兒島より登すべく、其の外に少分は登し得るも、分量は決し難しとしてゐる。且つ、同年、領内干損のため、殊に窮迫した様である。^{〔注二五〕}

また同七年に計算した處^{〔補記〕}では、もと元銀一萬二千九百一十一貫、元利合計二萬貫餘の藩債があり、其の内利銀として凡四千五十二貫を支拂つた處、松平定行

藩債銀二萬貫

の肝煎を以て之を元銀の内拂とし、元銀殘餘凡八千八百五十八貫の内凡四千三百九十貫は寛文元年以降同六年までに返濟し、更らに元銀凡四千四百六十八貫の拂残りありといふ。^{〔注一六〕}

〔補説〕 歴代制度卷一七上に、此の計算を寛永十年上使答書として掲げるも、之は寛文七年の誤りと思はれる。

鹿兒島大火
萬事簡略令を
發す

財政の立直り

佐土原藩救助

寛文六年正月廿四日には、江戸尾張藩邸の出火により、櫻田の薩藩邸も類焼し、延寶八年正月十一日には、鹿兒島に大火あり、共に打撃大きく、殊に、鹿兒島大火後の三月朔日には、萬事簡略の令を發し、藩中互の進物一切の停止を命じ、五月廿一日には、更らに、儉約令を發してゐる。^{〔注一八〕} 他方、享保十三年に三井高房が書いた町人考見錄^{〔注一七〕}には、従前薩藩は借銀の斷りもあつたが、享保當時より五、六十年前、即ち、寛文、延寶頃には、内證もよくなつたか、斷りもなく、其の銀主等も勝手よくなつたとあり、多少財政立直りに向つたとも見られる。

かゝる財政の内にあつて、薩藩はまた佐土原藩の財政を援助しなければならなかつた。即ち、財政困難のため、佐土原藩の番代島津久壽は減知を行つて參勤の費を出さんとするにつき、光久は、貞享三年二月、家老島津久元^{〔注一六〕}を佐土

内政の整備

原邸に派し、五年間年々銀四十貫、計二百貫を給し、減知を避けさせたといふ。^{〔注一九〕} 此の間、明暦、萬治以降、郡座設置、萬治内檢、新田開發等、農政の整備を行ひ、金山開掘、其の他の殖産政策に着手し、財政の不足に備へた。また琉球の進貢貿易は明末の支那内亂の影響で、一時杜絶の状態に至り、其の後、平常に復し、漸く財政上寄與あらんと見えたが、天和以降、幕府の貿易制限を受けたのである。

- 〔注一〕 島津國史卷二四・二五・二七 常憲院殿御實紀卷一六 舊記雜錄後編卷五三・追錄卷二〇 三州御治世要覽附錄年代記 寛政重修諸家譜卷一〇八
- 〔注二〕 舊記雜錄後編卷九五
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷九五
- 〔注四〕 舊記雜錄後編卷九七
- 〔注五〕 舊記雜錄後編卷九九
- 〔注六〕 舊記雜錄後編卷九八
- 〔注七〕 舊記雜錄後編卷一〇一
- 〔注八〕 舊記雜錄後編卷一〇二
- 〔注九〕 舊記雜錄追錄卷一 薩隅日田賦雜徵寫
- 〔注一〇〕 舊記雜錄追錄卷二・三
- 〔注一一〕 島津國史卷二六
- 〔注一二〕 舊記雜錄追錄卷六・七
- 〔注一三〕 島津國史卷二六
- 〔注一四〕 舊記雜錄追錄卷七
- 〔注一五〕 舊記雜錄追錄卷一〇
- 〔注一六〕 寛文七年幕府諸國巡見使應答案
- 〔注一七〕 島津國史卷二七
- 〔注一八〕 舊記雜錄追錄卷一五 島津國史卷二七
- 〔注一九〕 島津國史卷二七

第二章 中期

第一節 島津綱貴代

慶安三年綱貴生る
綱貴の初名又三郎延久

綱貴は光久の長子綱久の長子で、慶安三年十月、江戸に生れ、寛文十三年二月、綱久が卒したので、祖父光久の世嗣となつた。初め、又三郎延久といひ、寛文七年十二月、元服し、松平號及び將軍家綱の偏諱を許されて綱貴と改め、從四位下侍從に叙任し、修理大夫と稱し、後、薩摩守と改め、貞享四年七月、襲封の後、同十二月、左近衛少將に、元祿八年十二月、左近衛權中將に任じ、次いで、從四位上に叙した。寶永元年九月、五十五歳を以て江戸に、卒し、諡號を大玄院といふ。^{〔注一〕}

元祿の驕奢時代

綱貴世子を訓戒す

綱貴代は、謂はゆる元祿驕奢時代に當り、參勤在府を始め、萬般の出費は累増し、財政は愈、不安となつた。元祿七年四月、世子吉貴に部屋栖料として高三萬石を給するに當り、綱貴は袖判の書を附し、萬端不如意なるべしと雖も、江戸在府が續き、公界向の時宜繁多、且つ領國遠境のため、每物不勝手につき、右の如く給與するを以て、隨分簡略に従ひ、凡べて驕奢なきやう戒めた。^{〔注二〕} また翌年五月、

世子料五萬石

鹿兒島大火と本丸普請の延引

綱貴は吉貴に對し、所帶方續き難からんと、先きの吉貴部屋栖料三萬石を家督方に直し、改めて五萬石を給したが、時に、家老島津忠守に宛て、袖判の書を附し、前回の袖判狀と同様の趣を以て、能々儉約を用ひ、右の高を以て、奥方所帶并に扶持方まで調へるべしと申渡してゐる。^{〔注三〕}

寛永寺本堂造營手傳

當時、財政の困難であつた事は、元祿九年四月の鹿兒島大火で焼失した鹿兒島城本丸以下の普請にも容易に着手し得なかつた事からも察せられる。即ち、同十七年春、漸く城内對面所廣間の普請成り、綱貴は、其の二月、八年振りで本丸へ還つたのである。^{〔注四〕} しかも、大火の翌年なる元祿十年七月には、東叡山寛永寺本堂造營手傳の幕命があつた。即ち、家老禰寢清雄を總奉行とし、副奉行島津久明以下百餘名の士を派して、八月、起工し、翌年七月、工を竣つた。^{〔注五〕} 同十二年七月十日付、伊地知五兵衛宛、市來次郎左衛門の狀によれば、此の手傳のための借入金年賦返濟には、鹿兒島城火災以後の諸座よりの作事用納銀を引當としたといふ。^{〔注六〕} 同八月五日付、佐土原藩家老中に宛てた薩藩家老島津久雅等の狀に、手傳による物入あり、上方の藩債大分に及び、一年に銀千貫餘を年賦返濟し、家中漸々困窮に及ぶも、手付も成らず、火災後の鹿兒島城普請も調はざる状態

佐土原藩援助

であると述べてゐる。また右の状によれば、佐土原藩も同じく手傳を命ぜられ、夫に就いて、薩藩より同藩に銀五百五十六貫を融通し、其の他、人員諸道具の援助を爲した。佐土原藩の財政も極めて窮迫して居たものゝ如く、元祿十二年六月に至り、右の融通銀の返納延期及び別に米六千石或は銀三百貫の借用を依頼し來り、薩藩に於いては、此の度に限り米五千石を貸す事とし、融通銀の返納延期をも認めた。其の條件としては、前回の融通銀と今次貸米の代銀三百貫と合せて八百五十六貫は、翌十三年以後十年賦（一年銀八十貫六百匁）とし、毎年極月限り大坂藏屋敷に返濟する事と定めた。〔注七〕元祿十三年の年賦返濟分は、同年末、小判を以て返濟されたが、前記の年賦返濟取極以前より別に銀米の貸附があり、銀は小判金二百八十兩、米三百八十石は現米及び不足分代銀を以て之も返濟されたといふ。〔注八〕翌十四年の年賦返濟もあつた様であるが、同十五年には、佐土原藩より、近年損毛あり、所帶方格別續き難きを以て、同年より十年間返濟を延期し、夫より十年間（正徳年より享保六年まで）年賦返濟を申込み、薩藩は之を承認した。〔注九〕元祿十五年二月十一日、江戸大火のため高輪藩邸が類焼し、同十月十八日、芝藩邸に火災あり、十二月、兩邸共に普請落成したが、翌年十一月十二日、關東に地震あり、櫻田藩邸が損壞する等、災禍による打撃が多かつた。是より先き同十四年二月、一門以下諸士に對し、儉約令を發し、妻子以下の衣類の結構なる、往々内々に奢る事あるを戒め、或は上方産の地紅衣類を慎むべしとし、國産紅花を以て自家調製するを奨め、就中、大身の面々に勵行せしめ、以て末々をして習はしめんと達してゐる。〔注一〇〕翌年の高輪藩邸類焼について、同三月廿二日の覺に近年過分の入費あり、且つ國許鹿兒島城、江戸藩邸共に普請着手の筈なれば、段々多額の銀を要する處、諸士身上差迫り、救助を要する者あり、爾後は一層簡略を專一とする様達し、同月、女中に對しても、假名書きで内證向の簡略を達した。〔注一一〕

江戸高輪芝兩藩邸火

儉約令

假名書きの儉約令

〔注一〕 島津國史卷二八 薩藩先公遺德卷下 常憲

院殿御實紀卷五〇 萬年記 萬天日錄

〔注二〕 舊記雜錄追錄卷三〇 歷代制度卷三 島津

國史卷二八

〔注三〕 舊記雜錄追錄卷二一 歷代制度卷三 島津

國史卷二八

〔注四〕 島津國史卷二八

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷二二 島津國史卷二八

〔注六〕 薩藩雜史料(平田猛氏所藏文書寫)

〔注七〕 舊記雜錄追錄卷二五 島津國史卷二八

〔注八〕 舊記雜錄追錄卷二八

〔注九〕 舊記雜錄追錄卷三〇

〔注一〇〕 島津國史卷二八

〔注一一〕 舊記雜錄追錄卷二八 歷代制度卷三

〔注一二〕 廳府御廻文拔書卷一

延寶三年吉貴
生る
吉貴の初名又
三郎忠竹

第二節 島津吉貴代乃至島津宗信代

元祿十四年繼
豊生る
繼豊の初名又
三郎忠休

吉貴は綱貴の長子で、延寶三年九月、鹿兒島に生れ、初め又三郎忠竹と稱し、元祿二年十二月、元服して松平號及び將軍綱吉の偏諱を許され、吉貴と改名し、從四位下侍從に叙任し、修理大夫と稱した。寶永元年十月、襲封して左近衛權少將に進み、同七年十一月、從四位上左近衛權中將に、正徳四年十一月、正四位下に昇つた。享保六年六月、吉貴は隱居し、長子繼豊が襲封した。隱居後、吉貴は上總介と稱し、延享四年十月、七十三歳を以て鹿兒島に逝去し、諡號を淨國院といふ。繼豊は、元祿十四年十二月、江戸に生れ、初め又三郎忠休といひ、正徳五年四月、元服し、松平號及び將軍家繼の偏諱を許されて繼豊と改名し、從四位下侍從に叙任し、大隅守と稱した。襲封の年十二月、左近衛權少將に進み、享保十二年六月、綱吉の養女竹姫清閑寺大納言熙定女と婚儀あり、同年十二月、從四位上左近衛權中將に昇つた。延享三年十一月、隱居し、寶曆十年九月、六十歳を以て逝去し、諡號を宥邦院といふ。繼豊に次いで、長子宗信が襲封した。宗信は、享保十三年六月、江戸に生れ、幼名益之助、後に、又三郎忠顯といひ、元文四年八月、松平號を許され、

將軍綱吉養女
繼豊に嫁す
享保十三年宗
信生る
宗信の初名益
之助次いで又
三郎忠顯

同年十二月、元服して將軍吉宗の偏諱を許され、宗信と改名し、從四位下侍從に叙任し、薩摩守と稱した。猶ほ、宗信より島津氏嫡子は代々松平氏を稱する事となつた。襲封後の延享三年十二月、左近衛權少將に進み、寛延元年十二月、從四位上左近衛權中將に昇り、翌年七月、二十二歳を以て鹿兒島に逝去し、諡號を慈徳院注一といふ。

吉貴代の藩財

家老種子島久
基緊縮令を發
す

吉貴代の財政も依然不足し、寶永七年の概算では、藩債總額三十四萬五千兩、其の内譯は江戸二萬七千九百兩、國許六萬八千五百兩、京都十三萬六千兩、大坂十萬千兩、長崎一萬千五百兩であつた。注二翌七年には、家老以下の役料を半減し、家老二千石を千石、用人二百石を百五十石、以下之に準じたといふ。注三享保四年四月、家老種子島久基は緊縮令を發し、當時の財政状態を述べてゐるが、夫によれば、前年閏十月、幕府が公布した金銀定法割合新古金銀比率規定のため、江戸上方一年入用増銀四千四百貫程の積りの處、内千五百貫程は捻出の見込あるも、残り二千九百貫、米にして二萬四千石餘は不足し、之は如何にしても國許より捻出を要すると、次の如く達してゐる即ち、國許拂總銀高四千貫、米にして五萬三千五百石餘につき三割減省の目標で、定式臨時共に緊縮計畫を立つべく、但し、諸役

料の支給は、近年、段々減省の上なれば、従前通りとし、筆者小役人の人数減少を計り、諸奉行頭取は、支配外と雖も、存寄を申出る様といふのである。^{〔注四〕}かくて緊縮政策を行ふと共に、明暦萬治以降の新田開發及び農政整備は、後に記す如く、當代まで續いて居り、殊に、家老種子島久基の下に農政、其の他各種殖産政策の見るべきものがあつた。

殖産政策の整備

繼豊の襲封と吉貴の後見

入費の増加と落仕登産物の下

繼豊襲封の後病身なるを以て、吉貴が介助したが、初め前代以來の緊縮政策が行はれ、定式仕登物も増加したので、收支平衡の目途もつき、起債に及ばずと見えた様であるが、享保九年頃に至り、江戸・國許の入費は増加し、且つ大坂に於ける米其の他仕登産物代は甚だ下値となり、即ち、一年入費は従前に比し、銀二千四百十七貫増加なるに、仕登産物代は、享保七年の定より下落の値成を以て計算すれば、銀千八百六十貫の引入となつたといひ、新規の藩債も生じ、漸く當用を達するのみで、翌十年の參勤料琉球拜借銀の調達も目途なしとの状態に至つた。仍て、同年八月、勝手方より各方面に更らに嚴重な緊縮を計る様、例へば、用心のため、諸座用物を二重に、或は當用なきを調へさせる如きは之を抑制し、船手普請方、細工所、臺所、春屋等は、殊に物入多き場所故、諸事浪費を制し、諸座

入用の筆紙墨等の輕品まで浪費を避け、内輪の書付は少々の書違、墨付等も書改を要せず等の點を指示し、更らに見込もあらば申出る様達してゐる。^{〔注五〕}

猶ほ、吉貴隱居に當り、繼豊は、先きに享保五年八月部屋栖料として給せられた高五萬石を以て、吉貴隱居料とせんとした。嘗つて光久の隱居料五萬石といふ先例でもあつたが、吉貴は表方援助のため之を固辭し、一萬石を主張したので、同六年七月、繼豊は強ひて一萬五千石と定めた。^{〔注六〕}同九年以降、吉貴の意により、従前表方支出であつた諸役料、扶持米も隱居方より出す事としたが、猶ほ買入高もあり、充分との事で、同十一年五月、吉貴は重ねて隱居料の内五千石を辭退し、翌年の所務より表方へ返附する事とした。但し、同六年七月の繼豊袖判の高は其のまゝとし、所務のみを表方へ入れたのである。^{〔注七〕}

享保十二年六月には、繼豊より緊縮取計を達し、今度の儀は尋常の儉約とは異ると述べてゐるが、翌月、家老種子島久基に儉約調用掛を命じ、堀興嘉を其の下に附した。^{〔注八〕}然るに、同十四年四月、將軍綱吉養女竹姫の繼豊夫人として入興あり、六月、幕府は是より先き三月、島津氏に課した増上寺火番役を免除し、また同年秋より翌々年春まで上ヶ米を免じたのであるが、祝儀及び居室普請には

吉貴隱居料の一部を固辭す

家老種子島久基儉約調用掛となる

竹姫の入興

上ヶ米の免除

芝藩邸の擴張
守殿

莫大の出費を要した。居宅普請とは、芝藩邸に幕府下附地を加へ、即ち一萬三千三百餘坪に六千八百九十坪を擴張し、閏九月竣功したもので、之を守殿と稱し、更らに守殿方諸役所を建てたのである。(詳九) また之に引續き要すべき守殿方經常の入費を要し、此の婚儀が藩財政に與へた影響は甚大であつた。

〔補説〕 享保七年七月、幕府は、其の財政補充のため、諸侯に命じ、萬石に付百石の上ケ米を命じ、在府を半歳に短縮し、また在府人員を減少せしめた。薩藩は判物高七十二萬九千五百石に付年々上ケ米七千二百九十五石を出す事となり、其の十一月、半額の三千六百四十七石五斗を出し、爾後、春秋兩度に年分半額づゝを出した。此の制度は同十五年まで續き、翌年より廢せられ、從つて、參勤交替の制も舊に復した。(舊記雜錄追録卷五八・六〇・七二 島津國史卷三〇)

重ねて緊縮令を發す

櫻田藩邸類焼

享保十五年九月、家老種子島久基は又緊縮令を發し、當時は尋常と異り、至極の窮迫であると、諸役座毎物減省すべく、帳面等も重要ならざる事は二重、三重に書留めるを要せず、輕き事は書留をも省き、或は人數の減少を吟味し、その他、減省方何によらず、吟味して申出る様達した。(注一〇) 更らに、翌十六年四月十五日の江戸大火で、櫻田藩邸も類焼したが、其の普請も容易に企て得ず、從前、參勤交替の際の幕府上使は、櫻田藩邸に於いて受けたのを、同十七年四月參勤の際より、

高輪藩邸火
藩財政の悪化

芝藩邸に於いて受ける事とし、爾後引續き故例としたのである。(注一七)

猶ほ、延享二年二月には、高輪藩邸に火災があつた。(注二二) 財政は一層悪化の傾向にあつた様で、翌三年二月には、士以下末々に至るまで人別出銀文銀一匁、牛馬出銀一疋に付同二匁、舟出銀大小船橋舟川平太舟共帆一反に付同一匁を課す事とし、六月には、翌四年以後右の半額とし、四年間賦課すると達し、また諸役料、切米扶持米、支度料、銀田、舍行扶持米、駄賃銀、日雇賃、船賃銀等何れも五分引とし、同八月以降四年間(寛延三年七月まで) 實施する事とした。同時に緊縮策を講じ、五月には、儉約調のため、目附郷原久雄を江戸に遣してゐる。(注二三) また同年、諸士石別出米に重出米の制を設け、多額の増率を行つた事は前に記した。

宗信襲封と共に重出米出銀等を免す

右の如き状態であつたから、宗信襲封當時の財政は依然窮迫を告げてゐたと思はれるが、宗信は、襲封間もなくの延享四年十二月、重出米出銀を免じ、前年八月以降實施し來つた諸役料、切米諸賃米等の五分引も中止する事とした。即ち、下の困苦を除かんと、宗信の意に出たものといふ。(注二四)

宗信の行狀

宗信の襲封するや、十八歳の若年で、且つ其の家督年間は極めて短かつたが、寛仁の行狀を以て聞え、即ち、肥後盛贄が書いた古の遺愛及び夫によつて、今藤

慈徳公遺事

宗信家老の役料返納の申出を用ひず

宗信自ら節儉の範を示す

諸士の風一變す

惟宏が漢文に編んだ慈徳公遺事等に、幾多の挿話として記されてゐる。初め、宗信が群臣と財政恢復を議した時、島津久甫以下家老五人は皆上書して、役料高千石の返納を願ひ、諸大身も夫々一利を興さん事を求めたが、宗信は人を損ずるは爲さざる所と、遂に用ひなかつた。琉球中山王尙敬も亦献金して國用を助けんとしたが、宗信は其の志を賞して受けず、尙敬は、先きに琉球飢饉の際、吉貴が金を給して賑救したにつき、報恩のため、貢を納めるに非ずと、重ねて懇願したので、宗信は之を受納したといふ。

宗信はまた専ら節儉を守り、襲封以來、食膳は一汁一菜とし、衣服は木綿を用ひ、江戸に於いても、登城會同以外、絹紬を着用せず、染付は常に鼠色とした。刀も鐵を以て裝ひ、鮫革を用ひずといふ。飲食器物共に領内産を用ひ、他領産を求めず、煙草も攝津服部産を止めて國分産を常用した。

更らに、諸士の風儀、利慾、華美に互るを戒めたが、士民何れも宗信の節儉に化し、數十年來の華美の風は俄かに一變したといふ。當時、樫實を領外へ密賣し、處刑される者が絶えず、宗信は之を聞き、樫實は國益あるも、君子は人を養ふ所のものを以て人を害はず、自ら財を失ふとも民をして罪に陥らしめるに忍び

宗信の仁慈

す、悉く樫樹を伐除く程ならば、民も思ひを絶ち、自身も煩なきに近からんと云つたので、其の事が傳はり、令の行はれざるに、樫實の密賣は止んだとも傳へる。領内疲弊のため、盜竊して獄に繋かれる者多く、宗信は、刑罰は國の大事なれば、嚴なるを要し、輕赦は奸に恵み、惡を長ずるものであるが、民に恒産なければ、恒心なきは自然の理であると、飢寒に迫り法を犯した如き者を釋放したといふ。其の自ら慎み、士民を愛憐した事は、永く藩中の敬仰する處であつた。〔注一五〕

〔注一〕 島津國史卷二八―三一 薩藩先公遺徳卷下

有徳院殿御實紀卷一二 惇信院殿御實紀卷四・一〇

〔注二〕 歴代制度卷一七上

〔注三〕 島津國史卷二九

〔注四〕 歴代制度卷一七上

〔注五〕 歴代制度卷一七上

〔注六〕 歴代制度卷三 島津國史卷二九

〔注七〕 舊記雜錄追録卷六三 歴代制度卷三 島津國史卷三〇

〔注八〕 舊記雜錄追録卷六四 歴代制度卷三・一七上

〔注九〕 島津國史卷三〇 三州御治世要覽附録年代記

〔注一〇〕 歴代制度卷一七上

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷七四 島津國史卷三〇

〔注一二〕 島津國史卷三〇

〔注一三〕 歴代制度卷一七上 島津國史卷三〇

〔注一四〕 歴代制度卷一七上 古の遺愛 薩藩舊傳集卷四 島津國史卷三一 宗信公一件 慈徳公遺事

〔注一五〕 古の遺愛 慈徳公遺事 仁君遺名誌(舊典類聚卷一〇下)

第三節 島津重年代

宗信の弟島津久門加治木より入りて嗣ぐ久門重年と改名す

家老平田正輔儉約令を發す

藩債銀三萬四千貫

藩財政の對策

宗信の跡は、其の弟加治木家島津久門が嗣いだ。久門は繼豐の次子で、享保十四年二月に生れ、島津久年の繼嗣となり、兵庫と稱したが、寛延二年九月、宗家に還り、十一月、襲封の命を受け、將軍家重の偏諱を許されて重年と改名し、從四位下、左近衛少將に叙任し、薩摩守と稱した。^(注二)

重年襲封の當時、寛延二年十一月、家老平田正輔より重年の參府中につき儉約の令を發してゐるが、其の内に財政状態を詳述してゐる。即ち、當時、儉約につき調座を置いて細密吟味の上乍ら、入費引續き藩債は銀三萬四千貫に及び、上方利拂のみに三千貫餘を要し、且つ仕登産物代等を以て常式江戸上方入用に充當するも、三千貫は不足し、臨時出費或は不作により不足額は一層増加し、藩債も年々増加の状態であるといふ。之が對策として、享保以降表方續料に加へてゐた五萬石方藏入の所務を、寛延三年秋以降、借銀本濟料とするが、此の所務は一年分凡文銀千三百貫で、之に從前の不足銀三千貫を加へ、表方續料は文銀凡四千三百貫の不足となり、内凡七百貫は磯附新田、繰替高二千九百石餘

重出米の復活

藩債銀四萬貫

老中奉書を以て薩藩に濃尾勢の川々普請手傳を命ず

川普請用係勘定奉行一色政沆

の所務代、菜種子砂糖他國出手形銀の増加分、諸人拜借利銀、重出米、入別出銀給分引方等の新規出方により差引し、其の餘凡三千六百貫は緊縮の方法を講ずべく、此の儉約令を達したのである。次いで十一月、四、五年間役料等一分五厘引方を達し、先きに宗信が廢した重出米も復活し、之を一升五合とした。

其の後、藩債は年々増加し、寶曆三年當時、凡銀四萬貫に達し、江戸續料上方利拂も調はざる状態であつたといふ。一升五合の重出米も、引續き寶曆三年まで同額であつた。^(注三) 然るに、同年十二月廿五日、老中奉書を以て、美濃伊勢尾張川川普請手傳の幕命があり、^(注三) 財政上殆んど未曾有の打撃を蒙る事となつた。

此の川々普請とは、濃尾勢三國境界附近に於いて、木會長良、埴斐諸川の形成した三角洲地帯の治水工事である。明治年間の工事により、右三川は夫々切離されてゐるが、古くは、大樽川、其の他の支流と共に三川は互に分合し、ために水害を頻發し、古來、治水工事が繰返されたのである。

寶曆の普請は、凡べて幕府の企畫設計により、幕府に於いては、島津氏に、手傳を命じた後、普請用係に勘定奉行一色政沆を任じ、外に兩番の士四名に目附を命じた。同時に、工事は町人請負とせず、現地村々百姓に申附ける事等の條件

川普請見賦金
十四萬兩
薩藩川普請經
費の捻出に力
む

治水普請の惣
奉行平田正輔
副奉行伊集院
久東

も示され、翌正月末より着手すべきの達もあつた。當時、企畫設計について未だ指示を見なかつたので、藩より一色に聞合せた處、見賦金凡十萬兩の由なるも、十四、五萬兩にも及ばんかとの事であつた。藩は此の經費の捻出に當面し、國許に於いても、専ら上方起債による外なしと決し、起債交渉のため中馬諸香を派遣する事としたが、夫にも困難が豫想された。寶曆四年正月、平田正輔は中馬に對し、用金さへ調へば頂上につき、饗應附届等の手段を盡し、京都大坂兩留守居及び算用役と共に、萬全を計るべしと命じてゐる。〔注四〕 次いで、夫々惣奉行副奉行に任じた平田正輔及び大目附伊集院久東も、正月末、鹿兒島を發し、二月十六日、大坂に着いたが、時に、江戸より入用金は三十萬兩に及ぶと達せられて居り、大坂伏見に於いて、兩人は中馬及び京都大坂兩留守居と共に立入銀師に交渉し、銀一萬三千三百七十八貫餘〔金にして二十二萬九千八百兩〕を借入れた。〔注五〕 猶ほ、國産仕登及び士民出物による調達をも講じ、三月には手傳につき人別一匁出銀の賦課及び諸拂方銀米一分五厘引を達した。尤も、諸拂方銀米一分五厘引は寛延二年以降の事で、役料米、切米引方は寶曆五年七月まで、其の他時々の拂方引方は同八月まで行つたのである。且つ寶曆四年の重出米は従前より三合増の一

主なる吏員

工事區域と監督の幕吏

升八合とし、或は六月廿九日限り文銀九分五厘を納めさせたともいふ。〔注六〕 惣奉行副奉行以外の主たる吏員は、用人堀貞紀、同諏訪兼方、近習役伊地知季周〔初め用人格と届出〕、留守居佐久間盛邦、同山澤盛福、普請奉行川上親英〔初め元々普請奉行兼と届出〕、元々役石川長澄、同山元秀周、目附愛甲季平、同村田經芳、場所奉行大野清純、同黒田清安等で、其の他の吏員、歩行士、足輕、丁夫等と共に鹿兒島或は江戸より相次いで現場に向ひ、略々二月中に到着したと思はれる。平田、伊集院の兩奉行は、閏二月九日、美濃大牧村に到着した。同地では、是より先き二月五日、先着の山澤盛福川上親英が本木屋を受取り、之を整へてゐた。即ち、惣奉行の役館である。工事區域は、正月晦日、幕府より左の四手と示され、夫々監督の幕吏も決定した。

一之手

美濃桑原輪中乃至尾張神明津輪中〔木曾川、長良川、合流點附近〕

二之手

目附代石野範至 交代寄合美濃衆高木篤貞
尾張梶島村乃至伊勢田代輪中〔木曾川、下流〕

三之手

美濃墨俣輪中乃至同本阿彌輪中〔揖斐川、中流、及び大樽川〕
目附代淺野氏從 交代寄合美濃衆高木貞往

四之手 伊勢金廻輪中乃至同海落口地藏邊(揖斐川下流)

目附代新見正榮 交代寄合美濃衆高木貞明

監督の幕吏は、外に、一手毎に徒目附二名、小人目附四名が配せられ、四手を通じて、美濃代官吉田久左衛門を普請見廻とした。次に、各手の現場に出張木屋を置き、藩吏を駐在せしめた。即ち、一之手には美濃中島郡石田村、二之手には伊勢桑名郡西海對地村、三之手には美濃石津郡大田新田、同安八郡大藪村、四之手には美濃石津郡金廻村等であつた。〔注七〕

かくて、二月廿七日、工事を始めたが、増水期に至り、即ち、五月廿二日、春季普請を切揚げ、幕吏一行は引取つた。秋季普請は八月末又は九月初め着工の豫定で、惣奉行以下の藩吏は許可を得て現場に留まつた。蓋し、次季普請の準備に従つたのである。重年は、此の手傳の故に、參勤の延期を許されてゐたが、五月十一日、長子久方後と共に鹿兒島を發し、途上七月四日大垣に着き、次いで、石田出張木屋を経て起驛に至り、休止中の普請場を視察の上、江戸に向つた。

七月、秋季普請は八月末又は九月初めに着手し、年内に完成すべき旨、江戸より指令があつた。此の普請には六所の難場があり、之については外請負を許

普請見廻美濃代官吉田久左衛門

春季普請

重年長子久方を伴つて普請場を視察す

年内完成すべき難場には外請負を許すべ



松本千島油 圖十第

(社神水治はのるえ見に中林松端右む望を流下筋川良長)

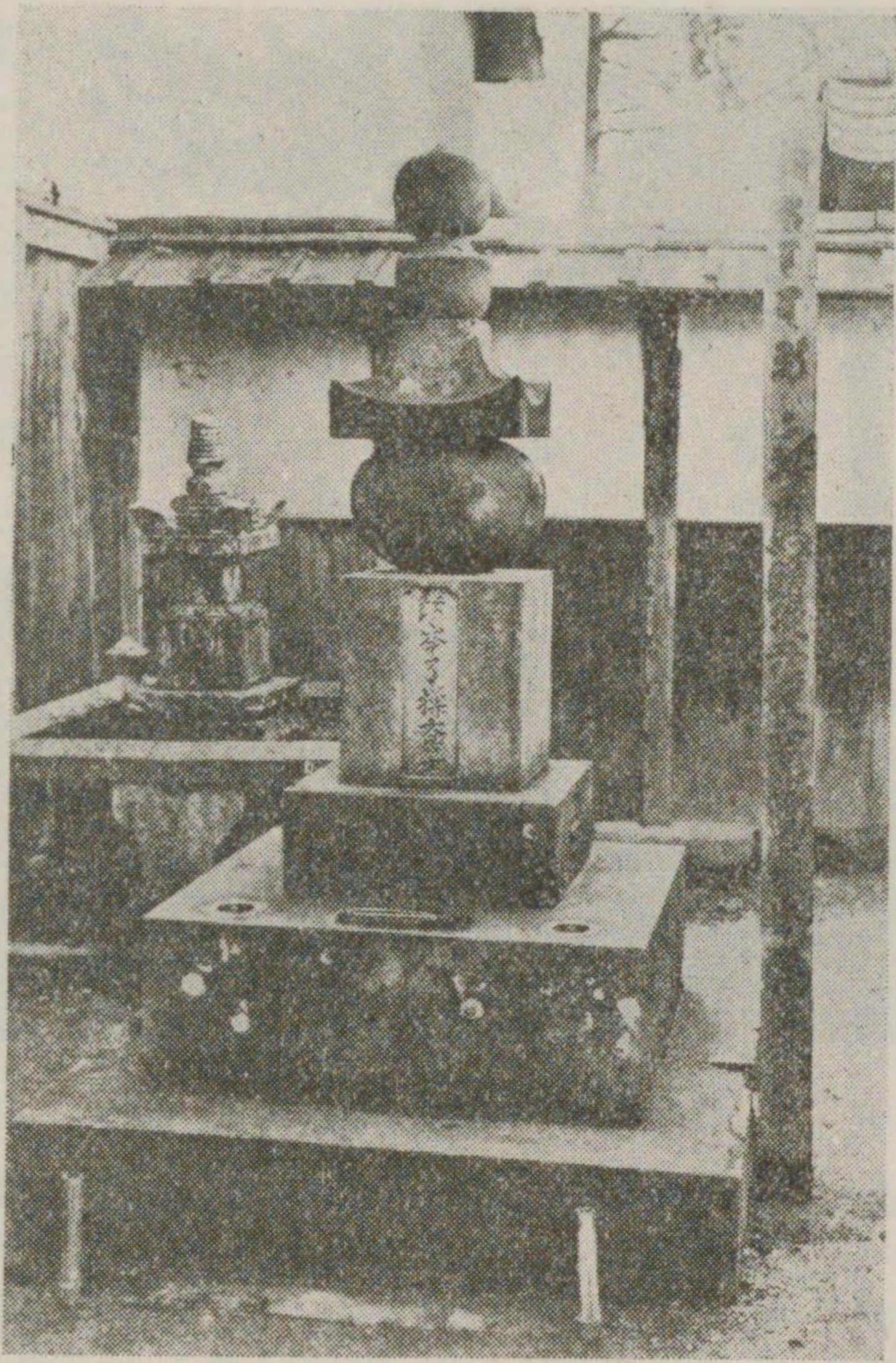
された。就中、四之手に屬する油島新田、松之木村間の締切或は築留を第一とした。即ち、木曾川、揖斐川合流點に當り、兩川の川床に高低の差があつて、激流となり、且つ其の上流に於いて、長良川が合流して居り、出水時には、屢、甚大の被害を惹起したので、木曾、揖斐兩川を分ける計畫で、初めは全部締切るか、一部を残すか決定しなかつたが、後に、川筋千九十間の内、油島側五百五十間、松之木村側百五十間の築留を作る事とし、更らに、松之木村側の築留五十間を追加したのである。次の難場は三之

手に属する大樽川の締切工事であつた。大樽川は長良川の支流で、美濃大藪村勝賀村間で本流から分れ、西南流して同今尾町附近で揖斐川に合し、此の分流點も川床の高低のため激流を生じ、出水時には沿岸の堤防を破壊したので、

之を締切り、或は水流を緩和する計畫であつた。〔注心〕

秋季普請は九月廿二日に着手したが、年末に至り、先づ二之手の工事を竣り、十二月廿三、四兩日、總奉行等が立會ひ、西對海地木屋詰目附村田經芳を始め用聞小奉行、步行足輕等夫々

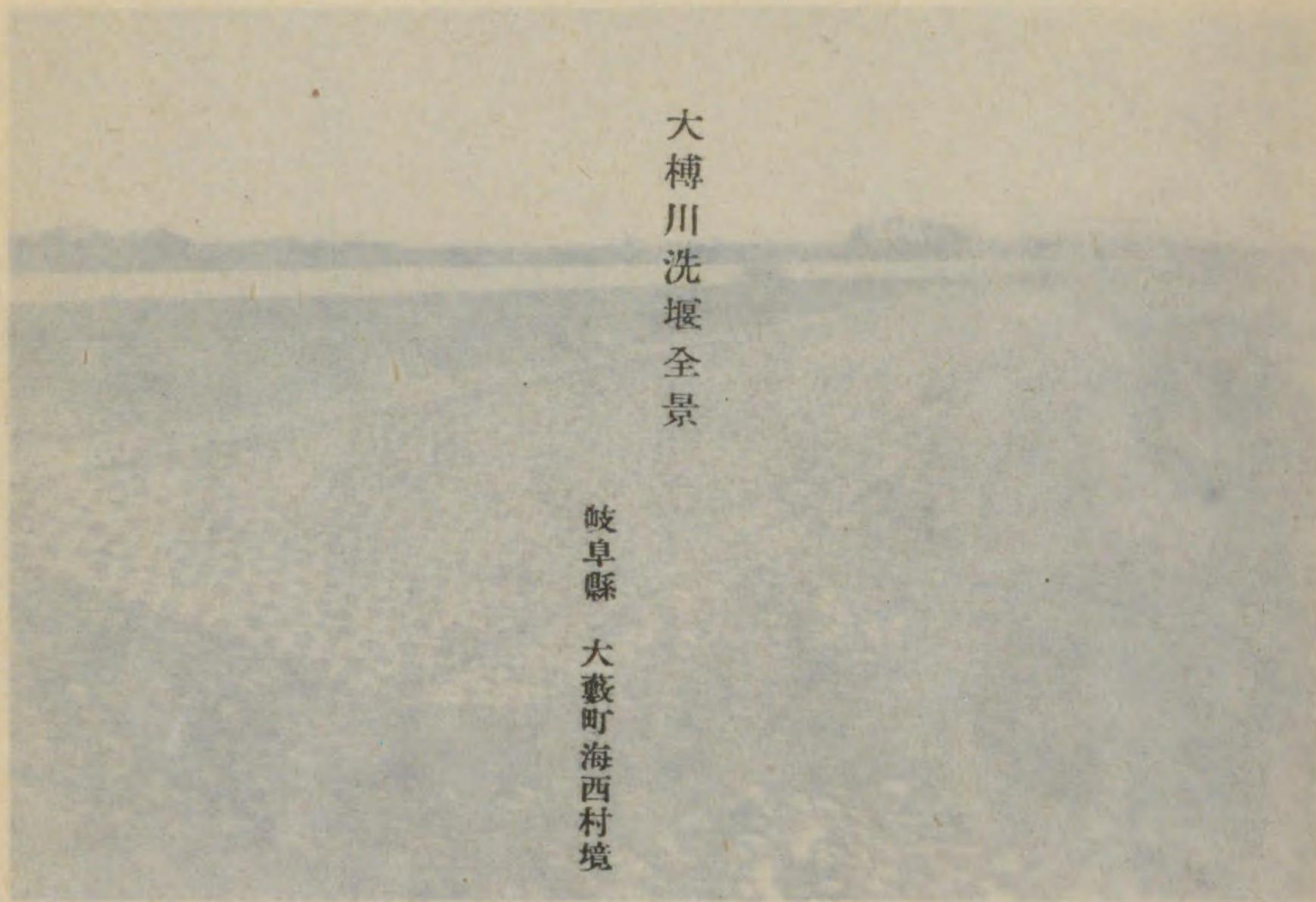
擔當場所に出て、係の目附代大久保忠與、美濃郡代青木安清、勘定衆菰田仁右衛門及び惣普請見廻倉橋武右衛門、吉田久左衛門等監督幕吏の内見を受け、次いで寶曆五年正月或は二月、目附山口直郷、勘定吟味役横山真信が江戸より出張



（寺黒大見伏市都京）墓輔正田平 圖一十第

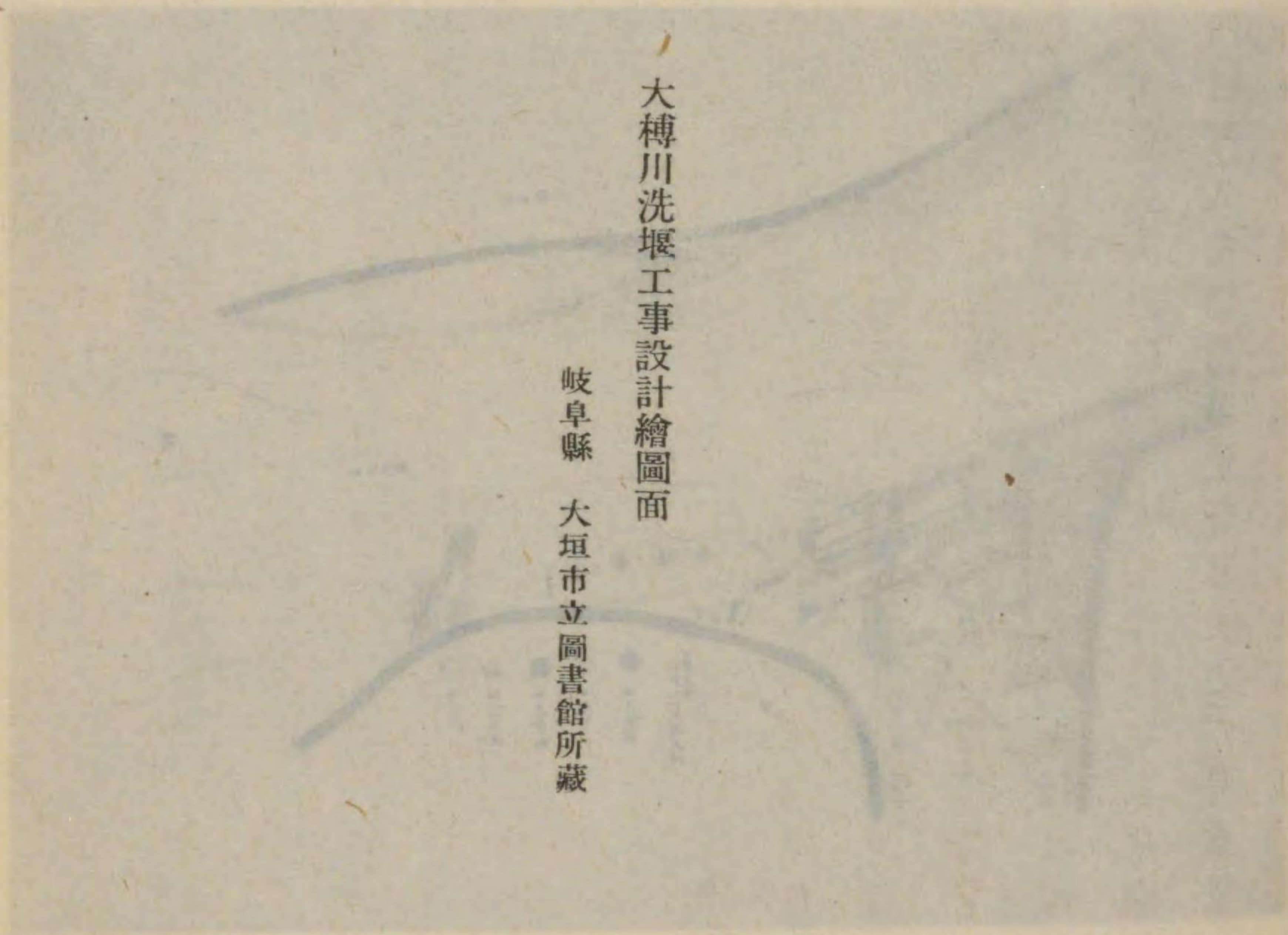
秋季普請

大樽川洗堰全景



岐阜縣 大藪町海西村境

大樽川洗堰工事設計繪圖面

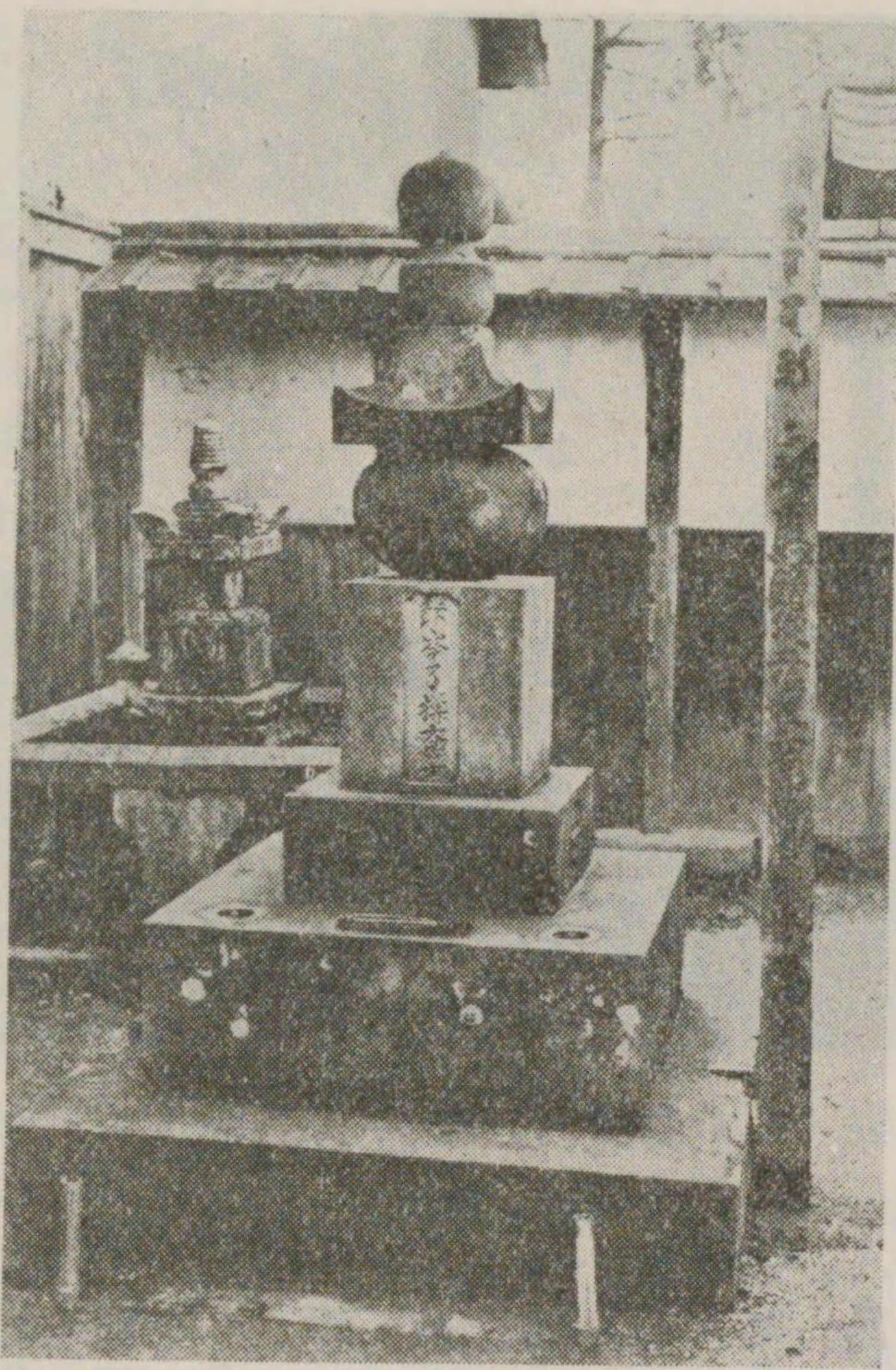


岐阜縣 大垣市立圖書館所藏

手に属する大樽川の締切工事であつた。大樽川は長良川の支流で、美濃大藪村・勝賀村間で本流から分れ、西南流して同今尾町附近で揖斐川に合し、此の分流點も川床の高低のため激流を生じ、出水時には沿岸の堤防を破壊したので、

之を締切り、或は水流を緩和する計畫であつた。〔注八〕

秋季普請は九月廿二日に着手したが、年末に至り、先づ二之手の工事を竣り、十二月廿三・四兩日、總奉行等が立會ひ、西對海地木屋詰目附村田經芳を始め用聞・小奉行・步行・足輕等夫々



（寺黒大見伏市都京）墓輔正田平 圖一十第

擔當場所に出て、係の目附代大久保忠與・美濃郡代青木安清・勘定衆菰田仁右衛門及び惣普請見廻倉橋武右衛門・吉田久左衛門等監督幕吏の内見を受け、次いで寶曆五年正月或は二月、目附山口直郷・勘定吟味役横山真信が江戸より出張

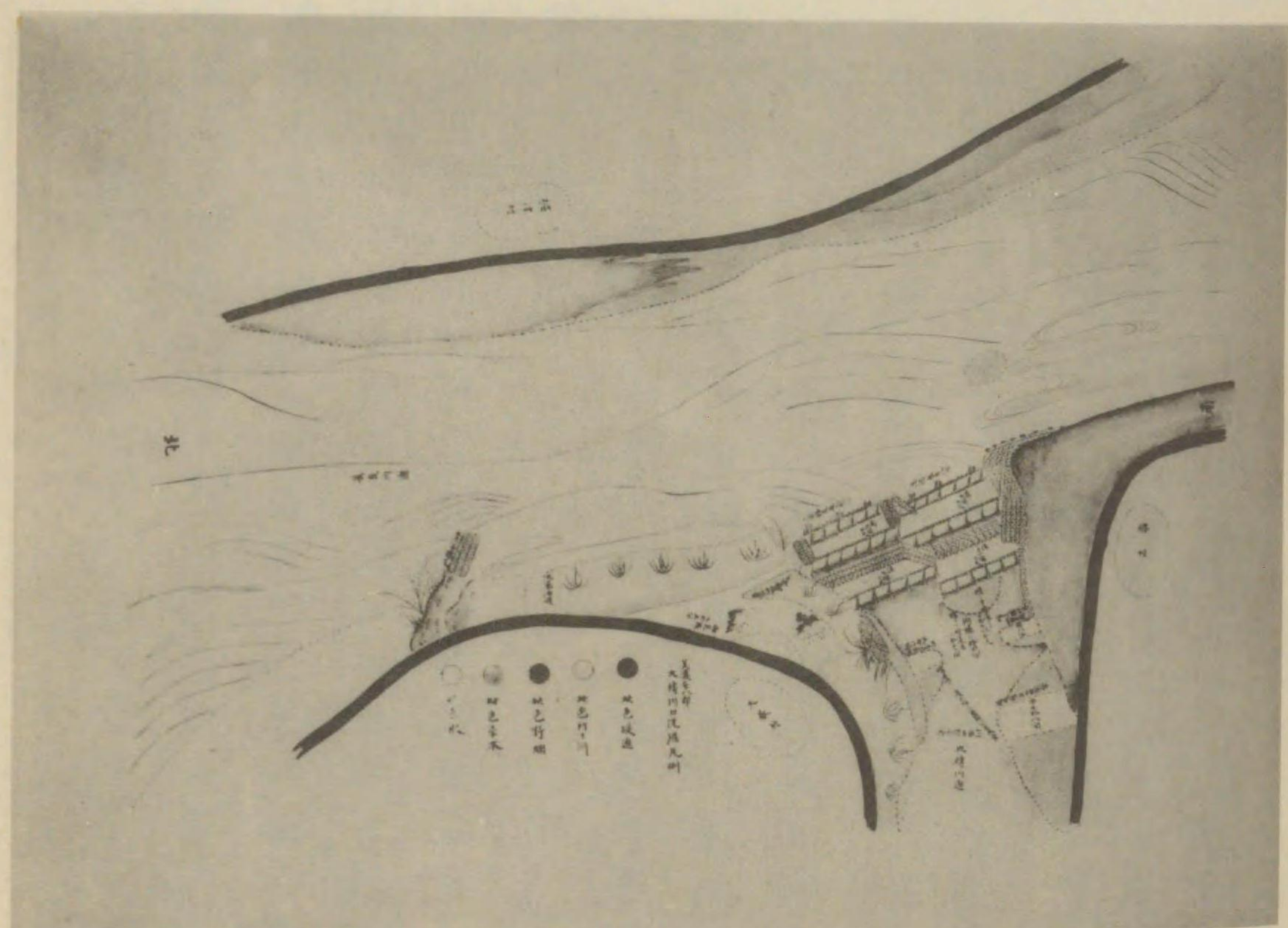
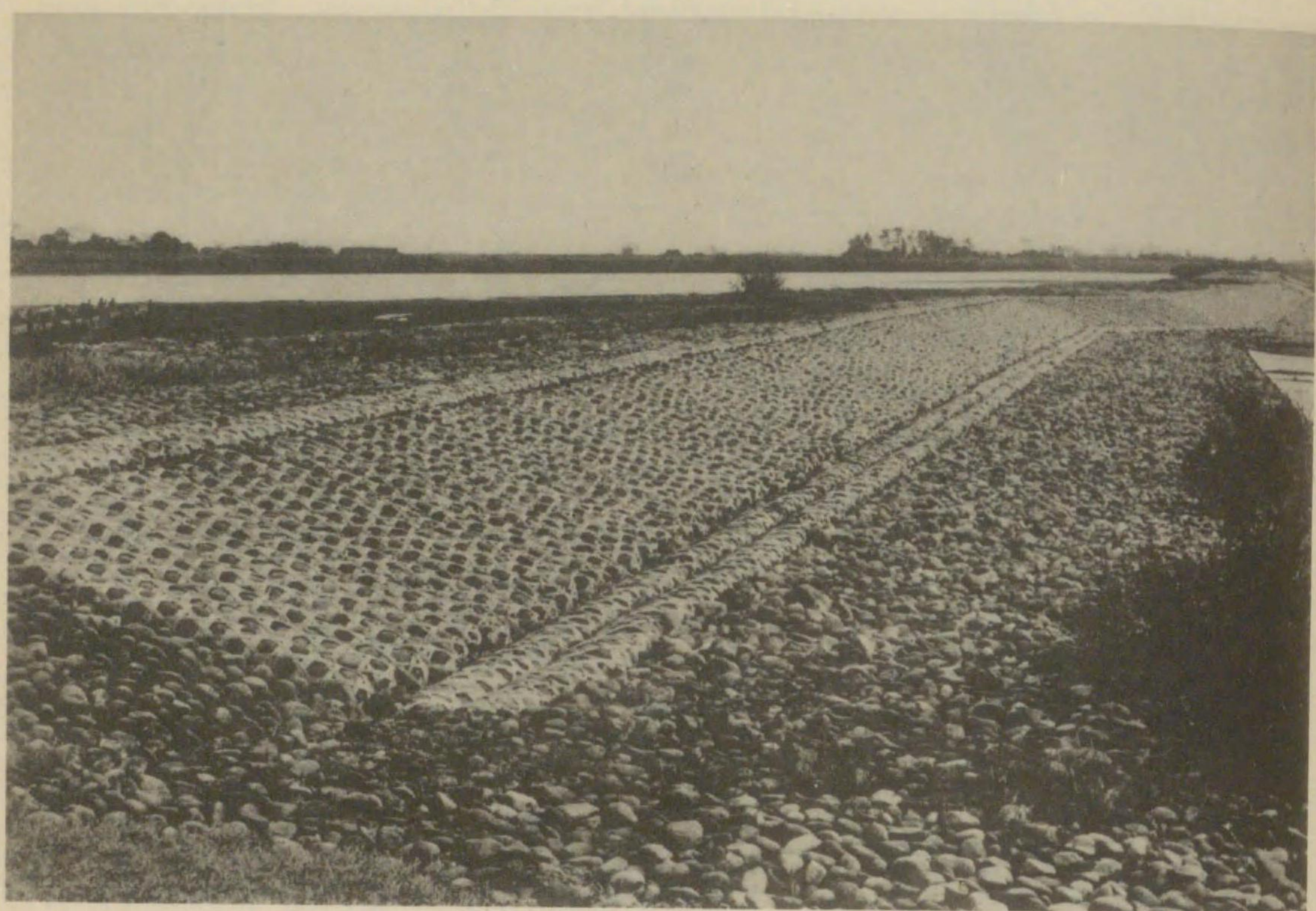
秋季普請

大樽川洗堰全景

岐阜縣 大藪町海西村境

大樽川洗堰工事設計繪圖面

岐阜縣 大垣市立圖書館所藏

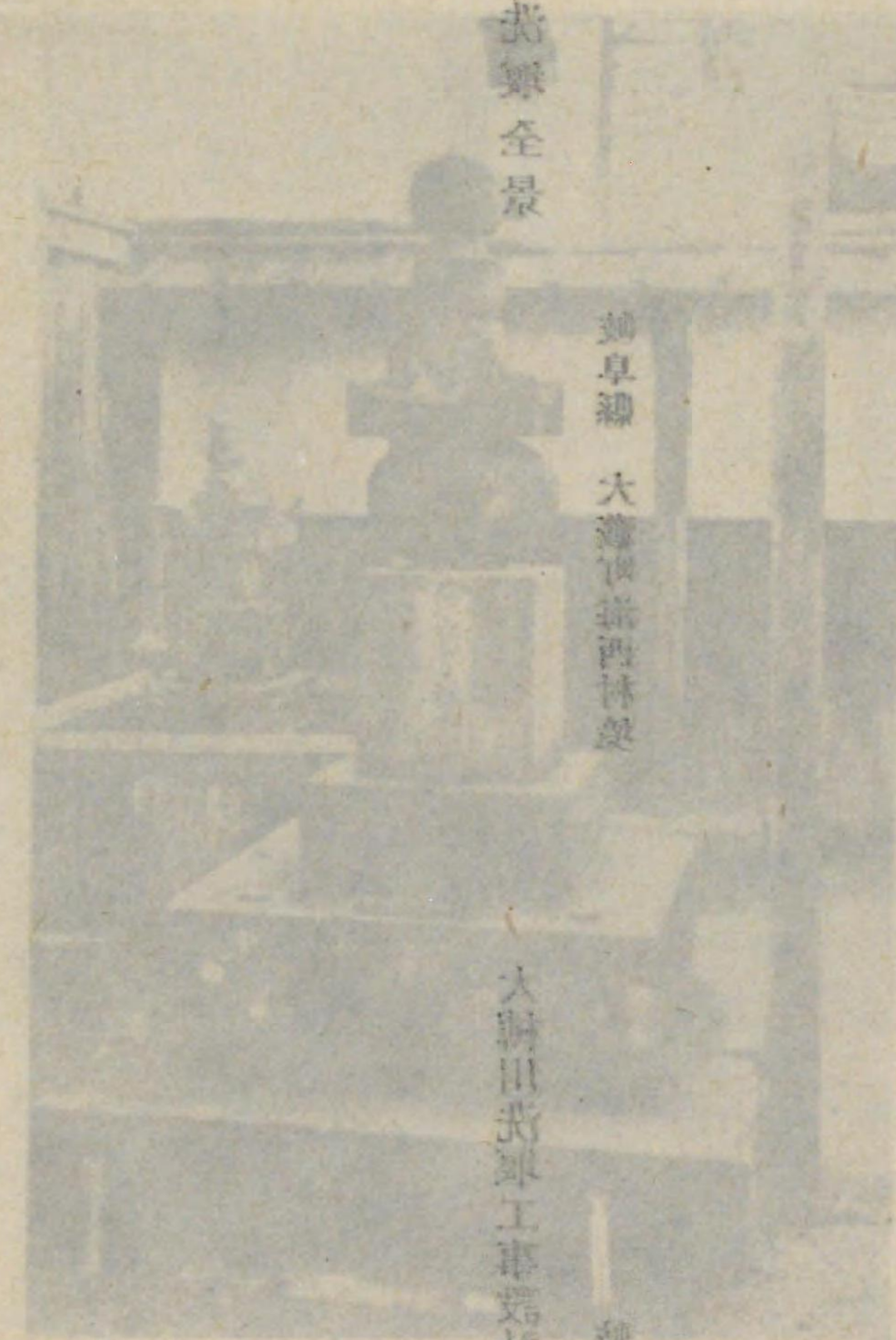


手に属する大樽川の締切工事であつた。大樽川は長良川の支流で美濃大敷村勝賀村間で本流から流れ西南流して同今尾町附近で揖斐川に合し此の分流點も川床の高低のため激流を生じ出水時には沿岸の堤防を破壊したため、

之を締切り或は水流を緩和する計畫であつた。

秋季書誌

大樽川裁鑿全景



御早瀬 大樽川裁鑿西岸景

大樽川裁鑿工事進捗圖面

御早瀬 大樽市立圖書館藏

御當場所に出で係の目附代夫久保忠與美濃郡代青木安清勸定衆菰田仁右衛門及び惣普請見廻會橋武右衛門吉田久左衛門等監督幕吏の内見を受け次い

先づ二之手の工事を竣り、十二月廿三四兩日總奉行等が立會ひ西對海地木屋詰目附村田經芳を始め用開小奉行歩行足輕等夫々

(寺島大見伏市都京) 築

普請工事成る

惣奉行平田正
輔自刃す

重年幕府の褒
賞を受く

平田の功とそ
の自刃の理由

して見分した。また一之手は三月廿七日に、三之手は大樽川締切を含めて同廿八日に、四之手は油島築留等を含めて同廿七日に、夫々竣工し、係監督幕吏等の内見を受け、次いで、江戸より目附牧野成知、勘定吟味役細井政昌が出張し、四月十六日より廿二日までに、順次見分を了つた。

然るに、惣奉行平田正輔は、五月廿五日夜、大牧村に於いて死去したので、即夜、遺骸を山城伏見に送り、同地大黒寺に葬つた。實は、平田は自刃したのである。副奉行伊集院久東以下の藩吏は、相次いで江戸或は鹿兒島に引取り、六月朔日、老中堀田正亮及び一色政沆に宛て、見分終了及び木屋引拂、人數引取を届出たが、次いで、幕府より重年に褒賞あり、九月、同じく伊集院以下十三名の藩吏にも褒賞あり、重年よりも彼等を褒賞する處があつた。（注九）

さて、平田自刃の事情は明白を缺くが、恐らく、豫算超過の出費を惹起し、また次に記す如く、多數の犠牲者を出したにつき、全責任を負つたものと思はれる。もとより、此の普請、手傳による薩藩の負擔は重く、財政上の打撃は甚大であつたが、之は幕府及び監督幕吏の強制及び壓迫に因り、平田以下の藩吏は最善を盡して如何とも爲し得なかつたのである。しかも、此の治水工事たるや、現場

義士として祀

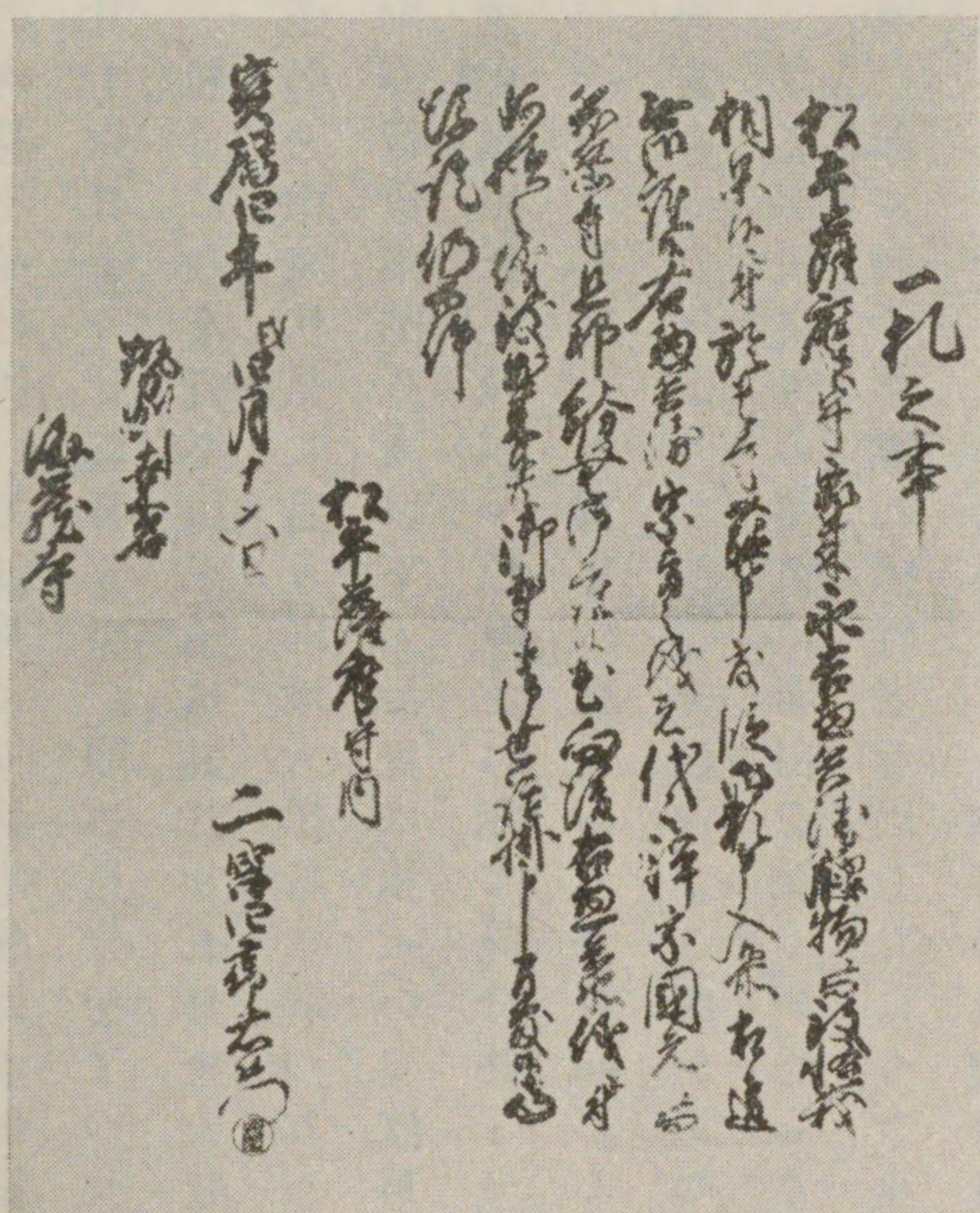
平田正輔從五位を追贈せらる

犠牲者の續出

一帯の住民に與へた恩恵は計り知れず、即ち平田を始め犠牲者は國許に於いてのみならず、現場一帯の地方に於いて、同情と感謝を受け、遂に義士として祀

られ、平田は治水の功により、大正十五年十二月、從五位を追贈せられた。

平田以外の藩士及び足輕、下人の犠牲者は八十餘名に及び、寶曆四年四月以降、自刃者、病死者が續出し、殊に八九月頃は殆んど毎日、時には日に數名を數へる。他郷に於ける困難なる勤務の結果、病死者を出



第二十圖 自刃藩士埋葬文證(桑名市海藏寺)

した事は猶ほ當然であらう。併し、自刃者もまた多く、自刃の理由は之を明白に知るを得ないが、恐らく、難工事及び幕吏の權柄なる指揮に、責を果し得ず、其

犠牲者の氏名

の他、止み難き事情によると考へられる。其の氏名は左の如くである。

永吉惣兵衛	寶曆四年四月十四日	自刃	松崎仲右衛門	八月三日	自刃
永山權四郎中間甚八	五月廿四日		川上彌三右衛門下人新右衛門	八月四日	病死
江夏次左衛門 <small>(治)</small>	六月五日	自刃	恒吉勝央 <small>軍太郎</small>	八月五日	自刃
茂木源助	六月十七日	同	淵邊良右衛門家來六左衛門	八月八日	病死
永田佐左衛門家來關右衛門	六月廿六日	同	小山田村佳八郎左衛門	同	自刃
本田治右衛門中間新右衛門	六月廿七日	病死	瀬戸岩助	八月九日	
平田氏内黒田唯右衛門	七月七日		野村盛香 <small>八郎右衛門</small>	八月十四日	自刃
藤崎伊右衛門 <small>(左)</small>	七月八日	自刃	平山牧右衛門	八月十五日	同
尾上與兵衛	七月十二日	病死	山口興道下人利右衛門	同	病死
蘭田佐治兵衛下人六平	七月十三日	同	八木八良左衛門 <small>(七郎)</small>	八月十八日	同
伊地知傳右衛門下人助治郎 <small>(萬次)</small>	七月廿一日	同	前田兵右衛門	八月十九日	自刃
永田伴右衛門	七月廿六日	自刃	徳田助右衛門	八月廿日	同
弟子丸弘増家來角助	七月廿七日	同	川合瀨兵衛	同	病死
井出上渡左衛門 <small>(右)</small>	七月廿八日	同	坂本權右衛門下人權右衛門	同	同

第二章 中期

今村二角下人喜右衛門	同	日	病死
大山市兵衛	八月廿一日	自双	
萩原貞次	八月廿一日	同	
蘭田新兵衛	八月廿二日	同	
法名提岸智全居士	八月廿三日	同	
石塚仁助	八月廿三日	同	
平田正輔下人長左衛門	八月廿五日	病死	
濱島喜左衛門	八月廿七日	自双	
永山孫市	八月廿九日	同	
瀧間平八	同	日	同
市右衛門	九月朔日	同	
上村金左衛門	九月三日	同	
永山嘉右衛門	同	日	同
田中孫八下人物左衛門	九月六日	病死	
永山市左衛門	九月九日	自双	
四本平兵衛	十月七日	自双	
丸田金左衛門家來田中善兵衛	十月十五日	病死	
伊集院久東下人三四郎	十月十七日	同	
川上島右衛門	十月十九日	自双	
肥後八右衛門下人太田喜三右衛門	十月廿三日	病死	
家村住賢	十月廿四日	自双	
中間良助	同	日	同
靱木稻右衛門	十一月三日	同	
郷田喜八	十一月九日	同	
種子田六郎右衛門下人仁八	十一月九日	病死	
山本定矩	十一月廿一日	自双	
大窪十左衛門	同	日	病死
有馬勘左衛門家來森權四郎	十二月八日	同	
本田甚五兵衛	同	日	自双
鮫島甚右衛門	九月十日	同	
横山治右衛門	九月十一日	同	
平田正輔下人岩七	九月十三日	病死	
永田左左衛門	九月十五日	自双	
伊集院久東足輕深見勘助	同	日	病死
崎本才右衛門	九月十六日	自双	
稻富市兵衛	九月十九日	同	
吐田軍七	九月廿日	同	
貴島助右衛門	同	日	同
濱島紋右衛門	九月廿三日	同	
藤井彦八	同	日	同
堀貞紀下人六左衛門	九月廿七日	病死	
田中幸右衛門下人長八	同	日	同
中間八内	十月五日	同	
鬼塚喜兵衛	十二月廿八日	自双	
寺師治兵衛下人與八	寶曆五年正月十二日	病死	
河野清左衛門下人助四郎	正月十二日	同	
竹中傳六	正月十三日	同	
和田善助	二月二日	病死	
貴島源右衛門下人覺左衛門	二月十三日	同	
山口清作	三月四日	同	
野村藤藏家來法名空山道鐵信士	三月十三日	自双	
松下新七	三月廿三日	病死	
音方貞淵	四月廿三日	同	
伊集院久東下人市右衛門	寶曆五年四月廿八日	病死	
若松圓積下人八郎兵衛	同	日	自双
木藤直右衛門下人仁助	五月八日	病死	

犠牲者の埋葬所

〔補説〕埋葬所は、伊勢桑名海藏寺・安龍院・長壽院・長禪寺・常音寺・美濃海津郡圓成寺、同
 養老郡天照寺・常榮寺、同安八郡心岩院・江翁寺、同羽鳥郡清江寺・少林寺・竹ヶ鼻大谷

派別院等で、一部に移轉あるも、墓石は大部分現存する。また鹿兒島市岩崎谷に義士紀念碑あり、今其の氏名・歿年月日を調査するに、墓碑・過去帳により、墓碑・過去帳互に相違の場合は一方を採り、兩者共になければ、紀念碑により其の他の諸書を参照し、墓碑或は過去帳による氏名・歿年月日と紀念碑と相違の點には紀念碑の文字を傍記した。其の他、薩摩義士顯彰會編寶曆治水薩摩義士實錄、西田喜兵衛氏編濃美勢三大川寶曆治水誌、大西春翠氏著譽の千本松、小西可東氏著薩摩義士錄、油島×切及大搏川洗堰工事義歿者姓名並法號取調書、木曾川治水工事一件調書等に異同あるも、一々之を舉げず。猶ほ、岩崎谷の紀念碑に錄するものは、平田正輔を入れて八十五名であるが、此の内に美濃衆高木篤貞、臣内藤十左衛門・駿府小野久右衛門代大橋七郎右衛門を含み、法名提岸智全居士を缺いてゐる。

此の普請手傳に係る藩の全出費を、正確に算出する事は困難であるが、元來、普請に要する竹木現物或は、垣・樋・竹・木・葺・蛇籠等諸色代定額は、幕府より支給され、運賃及び人夫雇賃のみが藩の負擔となるものであつた。併し、事實上、此等が工事費の主要部分を占めたのである。例へば、寶曆四年秋季普請の蛇籠用石は、其の七月の豫定で一萬九千坪程であつたが、之を大小三百艘の舟で、一日百坪づゝ、岐阜より石田八神へ送る事となつて居り、更らに、油島締切には、外に石二萬三千坪、切土八千四百坪を要するといひ、此の運賃の莫大に及んだ事は、

察するに難くない。且つ、幕府は人夫は其の所の者を雇傭する事として町人請負を許さず、只木屋掛、其の他賄方等の家中用事は勝手次第とし、後に一部難工事に町人請負を許したのみであつた。ために、經費の増大著しく、また幕吏の監督の權柄なるため、工事の外見等について甚しい浪費に及んだのである。寶曆四年七月十七日、家老伊勢貞起等が同義岡久中等に宛て記してゐる所では、國許に於いて之を行へば、半分程の入用で足りるといふ。^{〔注一〇〕}かくて、此の普請手傳のため、藩債は激増し、後年まで財政に影響する處は甚大であつた。^{〔注一一〕}重年は、寶曆五年六月、江戸に逝去し、年二十七歳、諡號を圓徳院といふ。^{〔注一二〕}

〔注一〕 島津國史卷三一 惇信院殿御實紀卷一〇・二二

〔注二〕 歷代制度卷一七上 島津國史卷二七

〔注三〕 舊記雜錄追錄卷一〇六 薩藩政要錄卷六 要用集抄 島津國史卷三二

〔注四〕 舊記雜錄追錄卷一〇六・一〇七

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷一〇六

〔注六〕 歷代制度卷一七上 三州御治世要覽附錄年

代記

〔注七〕 舊記雜錄追錄卷一〇六・一〇七 薩藩政要錄卷六 要用集抄

〔注八〕 舊記雜錄追錄卷一〇六・一〇八 寶曆治水碑 大搏川洗堰碑

〔注九〕 舊記雜錄追錄卷一〇九・一一〇

〔注一〇〕 舊記雜錄追錄卷一〇七・一〇八

〔注一一〕 舊記雜錄追錄卷一〇八 薩藩先公遺徳卷中

第三章 後 期

第一節 島津重豪代

延享二年重豪生る
重豪初め加治木家を継ぎ後宗家の世子となる
重豪初名兵庫久方後に又三郎忠洪と改む

重豪の襲封と祖父繼豊の後見
治水工事後の藩債激増とその緊縮策

重豪は重年の嫡男で、延享二年十一月、鹿兒島に生れ、幼名を善次郎と云ひ、寛延二年十二月、重年が出て宗家を嗣いだ後の加治木家を嗣ぎ、寶曆三年十二月元服して兵庫久方と稱した。翌年、善次郎に復し、その八月、宗家の世子として松平又三郎忠洪と改め、同五年七月、襲封し、同八年六月、將軍家重の偏諱を許されて重豪と改め、從四位下左近衛少將兼薩摩守に叙任し、明和元年十一月、從四位上・中將に昇つた。明和年間より南山と號し、また懋昭と號したといふ。(注)

重豪の襲封するや、幼年なるを以て、初め祖父繼豊が介助した。當時、治水工事手傳による上方藩債激増の際で、重出米・人別出銀の賦課も年限を定めて繼續して居り、即ち、寶曆七年に及んだといひ、(注)其の後も同十一年には、緊縮令と共に、また人別出銀五分、牛馬出銀一匁、大小船帆一反付銀五分、重出米二升(真赤)の賦課を達するといふ風であつた。翌十二年二月、江戸芝藩邸が守殿共全

人別出銀一匁

特別緊縮令

長 儉約年限の延

燒し、普請についての起債も難澁であつたが、翌々年以降五年賦返濟の條件で幕府より金二萬兩を貸渡され、また漸く仕登國産の内米一萬石、砂糖百萬斤を擔保として高利の藩債を調へ得た。併し、仕登國産を擔保とした事から、之を以て賄つてゐた平常經費(續料)に差支へ全體として半額の緊縮を要するに至つた。仍て、役々に對し極力緊縮の方法を考究せしめ、且つ人別出銀を一匁に増額した。當時、年々の不足銀は三千八百貫餘であつたといふ。

猶ほ寶曆十二年十二月、重豪の婚儀あり、翌十三年、芝藩邸普請の外、琉球恩謝使の參府による臨時出費があり、六月、五年間の特別緊縮を令し、翌月、在府人數の減少、役座の引取參勤供廻の減少等を決した。同年、琉球中山王よりも銀百貫を納めて來た。(注)次いで明和二年十月には、向後三、四年を限り、人別出銀五分、牛馬出銀一頭付五分、又船出銀として二十三反帆乃至八反帆一反付四匁、七反帆乃至五枚帆一反付二匁五分、四枚帆以下橋舟川平太舟まで一反付一匁を賦課すると達し、また同五年四月には、七年間(安永三)の嚴重儉約を達し、此の儉約年限後、安永四年より七年間(天明元)及び天明二年より七年間(天明八)と儉約年限を延長したのである。

藩主の儉約規定

明和五年四月の最初の儉約年限の達と共に、藩主自身の日用品等に極めて詳細な省略方を規定し、例へば、平常食膳は一汁二菜を一汁一菜に改める事、飯米選別を廢する事、箸は塗箸として損ずるまで使用し、白木箸を用ひる時は隨分粗末とする事、參勤交替の際伏見大坂に於ける買入物については相談して費なき様計らひ、道中用菓子等は當用のみ用意し、酒は更らに餘計に置かざる事等、衣食より燈火に至るまで二十數條に互り、夫々納戸奉行・小納戸役・茶道頭等の役々に達してゐる。之と共に諸士に對しても儉約を達した様であるが、先づ藩主より省略に着手した處に、此の度の緊縮の徹底的であつた事が察せられる。同八月廿三日付、若年寄河野通古・小松清香の達には、年頭、其の他の規式は延享五年以來の省略通りとし、調へ難き品は代品を以て濟ますべく、存寄は儉約用係へ申出る事とあるが、また同月、家老樺山久倫・菱刈實詮より緊縮につき格式無視の弊あるも、驕費なきを第一とし、風儀を保つべき旨を戒めてゐる。猶ほ同七月、同秋以後四年間重出米一升五合(眞赤半分づ)の賦課を令した。(注四) 次いで、明和九年二月の江戸大火で櫻田藩邸が全焼したにつき、五月には、先年來の省略吟味も格別の效果なきを以て、諸役座共一層吟味を盡し、先例の仕來と

徹底的緊縮

江戸大火櫻田藩邸全焼

雖も改め、また以前免許なき事も有益の事は吟味次第申附けるべく、江戸普請の省略仕向替についても存寄申出るべしと達した。(注五)

繼豊夫人歿す
再び七年間の
儉約令

同年十二月、繼豊夫人竹姫が歿し、淨岸院と號し、翌年國許まで送つて盛大な葬儀を執行した。(注六) 其の後安永三年十二月、翌四年以降再度の七年間儉約を達した際にも、一層の細密吟味を命じてゐるが、同四年七月、高輪藩邸に火災があり、翌月、重豪は家老に宛て、先年來の儉約中も、段々臨時の出費あり、今に其の效果なく、就中、江戸上方藩債は増大し、當時は新起債も困難で、江戸續料も莫大の不足となり、往々は參勤にも困難し、幕府より勤向の命あるも、調ひ難き状態であるといひ、出銀米の賦課を命じ、同九月には、能方勤向五石取以上の役料米減少、東叡山末寺・高原神徳院扶持米十石の停止、家老側廻以外、江戸・京・大坂詰は普通二年詰とする事、江戸勘定所の引取等を達した。(注七) 當時、江戸の經費については、安永五年三月、家老山岡久澄の達に、在府十三ヶ月の萬端拂金二萬三千三百四兩、不時用金六千六百六十六兩として、大坂より初め月割二ヶ月分を前月に送り、其の後は一ヶ月分づゝ送り、従つて一ヶ月分は始終浮分とするにあり、安永九年十二月の達では、江戸表方萬端拂銀は在府中二千三百貫、在國中二千貫

江戸の經費

で濟ませる様前年春の達があり、之では不足の由であるが、是非此の定額を以て繰合す事とある。^{〔注八〕} 即ち、當時の緊縮された江戸藩邸の經費であらう。

是より先き、安永八年十月の櫻島噴火のため、田島數萬石の損毛を來し、其の他、頻年の凶作でまた天明元年九年芝藩邸に、同六年正月、田町藩邸に、同四月、櫻田藩邸に夫々火災があり、更らに天明に入つて諸郷凶荒が續き、甚だ困難の状態となつた。天明四年の琉球凶作に對し、翌年救米等の手當を爲し幕府より米金の貸渡を受け、同六年二月、右の米金返納期限中、且つ琉球諸品取立調ふまで、幕府役人中へ贈物^{〔補註〕}を相應に減少する等の事を願出で翌月、許可された。^{〔注九〕}

〔補註〕 天明六年六月の達に、參府の際、老中并に芙蓉間役人、西丸日附へ贈る太刀金高判金二千兩餘、右諸役々替につき贈物年分判金二、三百兩といふ。蓋し、減少の金額である。(歴代制度卷一七上)

此の間、重豪は開化政策ともいふべき種々の施設を行つた。即ち、士民の言語容貌、風俗に就いて屢令達し、粗暴の行爲を戒め、上下の禮對を守らしめ、服裝、言語の鄙野なるを改めんとした。此の種の令達は甚だ多く、重豪隱居の後、更らに其の薨去後にも出されて居り、一々擧げるを得ないが、例へば、明和八年十一月の達では、家中の役人輕重の差別薄きを戒め、重役より權威を誇るは然る

重豪の開化政策

琉球また凶作

櫻島の噴火と頻年の凶作

大いに上方風を取入れる

質素を命じ士風を改む

べからざるも、重き職分の立つ程の會釋はあるべく、假りに諸奉行の内一、二段上に轉役の者あらば、従前の同役は直ちに其の差別を立て、諸事懇勸を致し、諸士以下末々まで身分を辨へ、士農工商の別を明らかにし、途中に於いて末々の者が士に行逢つた節は笠頭巾を取り、鍔持たせる程の士へは殊に慎しんで通るべく、支配下諸家中寺社家町人等まで頭人主人より慥かに申附ける事等を命じてゐる。^{〔注一〇〕} また翌年正月には、言語容貌の粗野なるは、他所向の見聞も悪く、藩の面目にも掛る事につき、之を改めるべく、急に上方風とするは難きも、九州一統の風儀には並ばしめんと達した。之と共に、種々の解放的施設を行つたが、之も上方風を取入れ、城下を始め領内の繁華を將來せんとするものであつた。同年六月には、商人招致のため、居附縁組等勝手次第と達し、且つ町家に限らず、上方或は他領より男女奉公人を雇ふを許し、町人の他領出をも勝手次第とし、參宮等も支障なき限り許す事とした。^{〔注一一〕}

安永二年四月、重豪は、歸國の途中に於いて、出水衆中の若き者共が長刀を帯びるを無用とし、之に準じて諸外城共質素を守るべく、また衆中、百姓の鬢形見苦しきを戒め、着城の後、言語行跡、髮形を正す事と共に、國許温泉へ他領人の入

城下の繁榮を策す

恭謹質朴の諭告を發す

聖堂の建立と士風の振興

大いに文化事業を興す

重豪隱居齊宣の後見となる

來るを許す事、諸指南に男女共入國するを許す事、寺社開帳の願出を許す事、花火船遊を許す事等を達した。次いで、城下に於いて煮賣酒類、其の他湯水商賣を許し、町家繁榮のためとして、芝居茶屋を立てるをも許した。此の前後に、また城下并に鹿兒島中非人小屋掛を差留め、たゞ南林寺山邊等に之を許して、城下の外見を改めんとし、城下外城の士町方共に男女夏冬足袋を勝手次第とするの達も出てゐる。但し、十一月には、上下士の風儀惰弱に流れ、或は役者茶屋女などを招き、町家へも徘徊する者多く、繁榮方取違にて宜しからずと、恭謹質朴を諭告してゐる。^{〔注一三〕} 重豪は上方江戸に比して餘りに隔絶した國風を改めんとしたが、勿論、奢侈柔弱を好んだものではなかつた。其の聖堂^{造士館}を建てたのも、かゝる誤りを正し、士風を振興する目的であつたといふ。重豪は隱居後にかけて、文化的事業に多大の事績を遺し、造士館、演武館、醫學館、明時館等^をを建設し、或は各種の編纂事業を起した事は後に記す如くである。此等は彼の學を好んだによるが、また開化的方針の一端と見られる。

天明七年正月、幕府の許可あつて、重豪は隱居し、時に、上總介と稱したが、後嗣齊宣幼少なるを以て、當分之を介助する事とした。其の後寛政十二年十一月、

重豪の子女多し

重豪は總髮して榮翁と稱し、文化元年五月、薙髮し、天保二年正月、從三位に昇り、翌翌四年正月、八十九歳を以て江戸に薨じ、諡號を大信院といふ。^{〔注一四〕} 猶ほ、重豪には子女多く、三女茂姫^篤は安永五年七月、一橋豊千代と縁組定まり、即ち、將軍家齊夫人廣大院となり、また天明六年八月、次子富之進は奥平家の養子、文政五年十二月、九子桃次郎は黒田家の養子、天保九年、十子篤之丞は南部家の養子となり、即ち、夫々中津藩主奥平昌高、福岡藩主黒田齊溥^後、八戸藩主南部信順である。^{〔注一五〕} 將軍の外戚たるに及び、重豪の威權は諸侯中に高く、彼の住居する高輪藩邸に參侯する者極めて多く、高輪下馬の世評があり、諸事膨脹を來し、各種文化事業等と共に、當時の緊縮方針に反し、放慢に流れたと云はれる。^{〔注一六〕}

〔注一〕 重豪公年譜稿 仰望節錄卷上 惇信院殿御

實紀卷二七 文恭院殿御實紀卷二

〔注二〕 狩夫銀御舊法記

〔注三〕 舊記雜錄追錄卷一一八一—一二〇 歷代制度

卷三・一七上 重豪公年譜稿 三州御治世要覽附錄

年代記 文恭院殿御實紀卷二

〔注四〕 歷代制度卷三・一七上 三州御治世要覽附錄

年代記 舊記雜錄追錄卷一二四

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷一二七

〔注六〕 舊記雜錄追錄卷一二八 三州御治世要覽附

錄年代記

〔注七〕 歷代制度卷一七上 舊記雜錄追錄卷一三〇

重豪公年譜稿

〔注八〕 歷代制度卷一七上・無卷第六

〔注九〕 重豪公年譜稿

〔注一〇〕 舊記雜錄追録卷一三八

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷一二六

〔注一二〕 舊記雜錄追録卷一二七 通昭録卷六八 歴

代制度卷六七(袖崎本)

〔注一三〕 舊記雜錄追録卷一二八 三州御治世要覽附

録年代記 史談會速記録第三四輯

〔注一四〕 舊記雜錄追録卷一三八・一四〇・一六〇 重

豪公年譜稿 仰望節録卷上文恭院殿御實紀卷二・六

五

〔注一五〕 淡明院殿御實紀卷三五 重豪公年譜稿 寬

政重修諸家譜卷一〇八 島津正統系圖

〔注一六〕 薩藩政改革ニ係ル件 海老原清熙君身上ニ

關スル件

第二節 島津齊宣代

齊宣は重豪の長子で、安永二年十二月に生れ、幼名を虎壽丸、次いで、又三郎忠堯といひ、天明六年十二月、將軍家齊の偏諱を許されて齊宣と改名し、從四位下侍從兼豐後守に叙任した。天明七年正月、襲封し、三月、左近衛少將、寬政二年十一月、中將に昇り、文化元年九月、薩摩守と改めた。^{〔注一〕}

安永二年齊宣生る
齊宣の初名又三郎忠堯
京都の藩邸類焼
凶年頻りにして諸儀多し

齊宣襲封の翌年、天明八年正月、京都大火があり、皇居二條城に及んだが、同地の薩藩邸も類焼した。時に、凶年は續いて居り、更らに翌年には、齊宣の初入部、新將軍家齊に對する琉球賀慶使の參府(實は翌年)及び幕府巡見使の下向等、臨

諸士儉約の令達
重豪隱居料を減ず

幕府より二十萬兩用金を命ぜらる

收支の不均

時の諸儀を控へたが、上方起債も困難で、非常な窮迫に陥つた。仍て、屢、萬端の省略、諸士の儉約を令達した。五月には、重豪の隱居料高五萬石の内二萬石、同じく納戸銀の内金三萬兩を表方へ差出す事とし、同時に諸士困窮の故を以て重出米免除を申渡し、六月、右につき諸士の儉約を達し、八月にも、萬端に互る省略等の箇條を達した。また幕府より四年間毎年金五萬兩、計二十萬兩の用金納附を命ぜられたにつき、九月、諸方への附届は幕府役々へは格別として、表向内輸共に減少する事、社寺の供物、代參、法事祭禮は從前通りとするも、社務寺僧への進物下物は諸方への附届に準じて減少する事等を達した。其の他、諸邸諸役所の増改築を見合せ、在府人數を減少する等の支出節減を計つた。

寬政二年八月付、家老島津久金の達によれば、當時、諸禮式、其の他の臨時出費が續き、領内產物料を以て支出を償ふを得ず、天明八年以來納附の幕府用金は前年までの二年分を納めて後、残り二年分の支出の方法なく、江戸、京、大坂、國許の手配も及ばず、更らに、餘儀なき支出は莫大に及び、諸向貯銀を取集め、また領内に人別、牛馬、船等の出銀を徴して之に充てる外なしといふ。重豪は此等の方法を仲々裁可しなかつたが、遂に二年間の人別、牛馬、船出銀の賦課を達せし

重豪後見を止む

財政の困難相繼ぐ

め、同時に、自身隠居方より金五百兩を差出す事とした。^(注二)

寛政三年に至り、重豪は介助停止の意を表はした。齊宣の懇願により、名目のみ残して實際の介助を停止したが、翌年、名目までも停止した。^(注三) 即ち、同三年以降、齊宣は重豪の後見なしに藩政を見たのである。爾後も、財政困難は續き、

同六年閏十一月には、幕府より金二萬兩の貸附及び米一萬石の借米を許され、之は同年十二月及び翌年三月の兩度に渡され、金米共に同九年以降十年賦返納の條件であつた。^(注四) 次いで同八年の琉球恩謝使參府につき、更らに、幕府より

金米の貸附を受けた。また同年以降三年間重出米二升^(眞赤半)を賦課し、翌年

二月、家老伊勢貞矩の達によれば、天明六年の幕府貸附金返納中幕府役人方へ贈物減少の期間は、昨八年を以て満了の處、此の度の貸附金米返納中も従前通り贈物減少を申出で、三年を限り認められた様である。また享和元年より五

重ねての儉約令

年間^(文化二)、格外省略期間とし、次いで、更らに五年間^(文化七)延長した。^(注五) 同時に、寛政十年幕府の發した、七、年間^(文化二)儉約の令あり、之も文化二年より七年間

當時の收支状態

^(文化八)延長となつた。^(注六) 當時の收支状態を見るに、享和元年の概算では、年々の支出は、藩主在府在國

藩債利息の引下げ交渉

を平均して一度分凡銀六千七百貫、參勤及び交替を平均して一度分凡銀八百五十貫、三都藩債は凡銀七萬二千六百貫で、其の利息七朱平均として凡銀六百貫^(計算するに元銀の約八分四厘に當る)、京坂平常經費等凡銀千貫、支出合計凡銀一萬四千六百五十貫、之に對し、米、砂糖、生蠟等の仕登産物代凡銀七千貫あり、差引凡七千六百五十貫の不足を見てゐる。同年十一月、三都藩債利息を二朱に引下げる事とし、國許も諸島に至るまで、借入金銀米錢の利息は、翌年正月以後二分利とした。但し、前年以來、江戸藩債は高利となり、其の借替及び緊急入用のため借入れるべき銀九百七十貫は利下げ困難につき、追々本濟する筈といふ。翌年、側役岩

下方恭等が交渉に當り、江戸では三朱、京坂では二朱に引下げたといふ。^(注六)

文化元年十一月の達によれば、當時、引續き表方所帶不如意につき、萬端儉約、且つ借入銀利下げまで行ひ、重豪方よりも隠居高等の差出あるも、産物料に應じ兼ねる借入本銀故、立直りの期見えず、更らに、吟味を遂げ、配當金を減額し、隠居方に於いても附人數を減少し、奥表共に嚴重儉約を行ひ、翌二年以降、隠居方

續料金一萬四十兩の内より千兩を表方へ出す事としたとある。^(注七) 同二年には、隠居重豪方より右の援助が始まつた外、幕府より米一萬石、金一萬兩の貸附を

幕府より米金を借入れ

格外省略の延長と出銀出米の繼續

受けた。之は同四年以降十年賦返納の條件であつたが、後に、同六年以降返納とした。當時、享和元年以來五年間の格外省略、且つ出銀賦課による藩債本済の計畫も成らず、前記の如く、文化三年以降五年間格外省略を延長し、出銀米賦課も繼續する事としたのである。^{〔其〕}然るに文化三年三月、江戸に謂はゆる泉岳寺大火あり、芝の藩邸三所は土藏共に類焼し、且つ琉球恩謝使參府を控へ、早急に普請の要あり、ために三都藩債を増し、家中宛行まで年限を以て減少した。^{〔其九〕}同年の江戸藩債調べでは、前年までの借入は、利下げ三分利の分銀一萬八百八十貫、置居三分利の分千五百五十四貫、其の他、合計凡一萬五千六十三貫^{〔金にして凡二十五萬二千兩〕}、同年新債は、時借五分利の分百二十貫、同一割利二千四百七十二貫、其の他の合計凡二千五百九十五貫^{〔金にして凡四萬三千二百六十九兩〕}、元銀計凡一萬七千六百五十八貫^{〔金にして凡二十二萬九千三百二十二兩〕}とあり、また翌四年の三都藩債合計は、凡銀七萬六千二百二十八貫^{〔金にして百二十六萬八千八百八兩〕}といふ。^{〔其一〇〕}猶ほ同三年には、幕府より金一萬兩の貸附を受け、同六年以降十年賦返納の筈であつたが、前年借受分と同時に返納困難のため、其の後願出て同三年の分は同十五年以降十年賦に返納する事とした。^{〔其一一〕}重豪の介助停止以後、齊宣は此の財政困難を克服すべく、改革を志して直言

文化三年藩債銀一萬七千六百五十八貫
文化四年三都藩債銀七萬六千二百二十八貫

齊宣の苦心

鶴龜問答
樺山久言の任用

樺山久言改革に着手す

勝手方家老以下の貶黜さるゝ者多し

を求め、文化二年末には、鶴龜問答一冊を書き、其の意を家老等に示し、且つ教戒してゐる。^{〔其一二〕}其の後、樺山久言を知り、之を重用したのである。樺山久言は、蘭牟田領主で、同三年三月、當番頭用人勤に任じ、八月、同じく勝手方用人寄、翌年正月、大目附に轉じた。蓋し、此の間に、彼は齊宣の信任を受けるに至り、愈々舊弊の糺明より始めて改革に着手した。同四年八月、樺山は作事奉行裁許掛勤、山口孝右衛門及び目附二名に別勤申附け、一説に大目附格勝手方勤岩下方恭に就き聞合せたといふ。山口等の復命あつて、更らに、目附郡山長與等に別勤申附け、一説に山口孝右衛門に就き聞合せたといふ。かく取調べる内、十月、齊宣が歸國し、樺山は直調を求め、一書を差出して密談し、正宗の脇差を拜領したが、其の後、彼は日々出候して何事か計つてゐたといふ。十一月に至り、勝手方家老新納久命、大目附格岩下方恭、當番頭藥丸猪右衛門、側用人側役勤石黒戸後右衛門、勝手方用人高田猛太夫、廣數用人國分一郎、右衛門の六人は、勤方差控、次いで、役免申附けられ、且つ岩下方石黒高田國分は、隱居を命せられ、外に若年寄島津久兼は、叱前家老高橋種央、同赤松則決は、依願隱居剃髪を命せられた。即ち、樺山の處置による第一次の貶黜である。十一月下旬より、樺山は前記郡山等目附數

人に別勤申附け、一説に山吹ノ間兵具所記録所目附役所郡方等に就き聞合せたといふ。十二月以降、吟味役郡奉行等の貶黜される者多く、翌五年二月には、家老市田盛常も定府留守居を免じ、歸國・愼を申附けられ、其の嫡子小姓組番頭義宜も、病氣役斷願の内意を受けて罷免された。(注三)

樺山久言家老
となり秩父季
保また家老に
任ず

是より先き文化四年十一月、樺山久言は家老に任じ、勝手方掛琉球掛を擔當し、翌月、秩父季保が家老に任じた。同人は初め目附を勤め、罪を得て逼塞の處、齊宣側近の冤罪を訴へる者あり、赦免の後、次第に登庸されて、文化四年十二月、家老勝手方表用兼勤となつた。秩父の家老任命は樺山の推舉により、家老鎌田政興等に反對があつたが、齊宣は、此の節大事を計るため人を選ぶも其の任に當る者は秩父の外なしと、之を承服せしめたと傳へる。夫より側用人に清水盛之、勝部軍記、側役に隈元平太、森山休右衛門、隈元軍六、納戸奉行に堀甚左衛門、林昌世、物奉行に日置兼壽、税所新助が任せられる等、樺山秩父の同志或は縁戚、親交者は續々として要職に就いた。彼等の多くは木藤武清の門下で、其の近思録を重んじて講じた處から、近思録黨の稱があり、共に改革の志を同じくするものであつた。(注四) 猶ほ、其の學問上の問題は、第五編に説明する事とする。

木藤武清

近思録黨

改革の斷行

造士館の改革

加治木領主父
子謹責
造士館教授勤
山本正誼
毓英館

彼等は逐次に改革を斷行せんとし、文化五年正月には、一匁出銀及び牛馬出銀、船出銀を凡べて免除する事とし、尾畔下を除き、諸郷鷹場の引取を達し、次いで、秩父季保、鎌田政興、頼娃久、喬、島津久美等家老連署を以て諸役場取縮改革の吟味を令達し、また造士館改革に着手した。(注五) 二月には、春秋釋菜の一往取止を達し、大目附以上日々出勤の臺輪駕籠は一往歩行、乘馬駕籠勝手次第として供廻も減する事等を申渡し、城の枡方門新橋門勤番を廢して門番所に兵具方足輕一人づゝを置く事とし、韃毬冬番所を廢し、大番頭道奉行、鳥見頭鷹匠頭、庭奉行、尾畔奉行、學校目附等の諸役を廢した。此等の諸役は、學校目附の外、何れも安永・天明中重豪が新らたに置いたものである。更らに同月、加治木領主島津久照及び其の父隱居久徵は、私領の仕置宜しからず、家中を困窮せしめるの由を以て譴責された。即ち、久徵等が造士館教授勤山本正誼等と親交し、造士館流の學費毓英館を設ける等の事あり、造士館改革に當り、一般への戒告として此の處分に及んだのであらう。當時、秩父が唐物商賣、十五年間參勤免除、幕府より金十五萬兩借入等の請願のため江戸に赴かんとしたといふ。三月には、城下上下町、吳服反物占方を申渡したといひ、其の内容は不明であるが、横目

重豪樺山等の改革を好まず
重豪家老穎娃久喬を江戸に招ぐ

一人づゝ足輕を連れて三十所へ馳込み、箆笥等へ切封した。^{〔注一六〕}
此等は、樺山・秩父等の改革計畫の端初であらうが、重豪の意に逆らふ事多く、遂に、重豪は彼等を處分して退けんとし、家老穎娃久喬を江戸に召した。時に、齊宣及び樺山・秩父は重豪との對立既に切迫するを知り、齊宣は穎娃を江戸に遣せば、重豪方へ附くは必定故、國の吉凶に掛る大事の時節に彼を遣はさざるを可とした。併し、秩父は穎娃の取次により、樺山と共に重豪に謁せんといひ、兩人は穎娃と同道江戸に赴くに決し、仍て、齊宣は穎娃に對し、重豪より樺山・秩父役免の申渡あるも、一切之を承引すべからずと達したといふ。かくて、四月廿八日、穎娃は鹿兒島を發し、翌日、樺山が出發し、秩父のみは嫡子死去のため出發を延期したのであるが、既に是より先き九日、重豪より樺山・秩父に對し、役免・隱居・引入・慎の申出があり、五月七日夜、鹿兒島に通達せられ、樺山は出水米之津に於いて之を受け、直ちに私領蘭牟田へ向つた。初め、齊宣は飽くまで兩人を擁護せんとしたが、遂に、重豪の申渡に従はしめる事とした。^{〔注一七〕}六月十五日、重豪より家老中へ達した處では、兩人は黨を結び、或は規定の事、役場等を廢し、政治を我儘に行ひ、言語道斷につき、今後必らず再勤せしめるべからずとある。^{〔注一八〕}

重豪樺山等の役免を命ず

近思錄崩れ

次いで、關係者の處分も相次ぎ、樺山・秩父を入れて切腹十三名、其の他大概に數へて、遠島^{（渡島前病死）}二十五名、寺入四十二名、逼塞二十三名、以下役免・慎待命に留まり、或は揚屋敷入、奉公障叱等の處分を受けた者等十二名の大處分事件に發展した。即ち、樺山は、閏六月、私領に於いて座敷入を命せられ、九月、内達により切腹し、秩父は、閏六月、悪石島へ遠島、便船まで圍入の申渡を受け、翌月、内達により切腹し、次いで、高屋敷家財沒收となり、十一月、絶家せられた。其の他、切腹したのは、側用人清水盛之、同勝部軍記、側役隈元平太、同森山休右衛門、世子附側役隈元軍六、納戸奉行堀甚左衛門、物奉行日置兼備、小納戸大重五郎、左衛門、目附岡元千右衛門、同小島甚兵衛、目附裁許掛尾上甚五左衛門等であつた。猶ほ、彼等の思想的中心人物であつた木藤武清は、先きに正月、造士館書役より廣敷番頭に轉じたが、五月、勤方差控、慎待命を命せられ、閏六月、役免、但し、慎待命前の如く、九月、徳之島へ遠島申附けられた。^{〔注一九〕}

樺山等の改革
また舊に復す

此の處分事件を文化朋黨事件或は近思錄崩れといふ。右の處分と共に、従前、樺山・秩父等の改革施設は多く、舊に復する事とし、七月には、春秋釋菜は名目のみ建て置く事とし、九月には、諸郷に鷹場を設ける事としたが、如き夫で、更ら

再び重豪後見
す
重豪の申渡し

に、樺山秩父勤役中の諸書付等は焼捨て、或は其の名前を削除する事とした。
其の他、従前樺山秩父等の貶黜した者も多く處分を解かれたのである。^{〔注一〇〕}

かくて、重豪は再び藩政を介助する事となつたが、六月、重豪は家老中に對し、
領國中風俗の事については、度々申渡の趣あるも、當時に至り其の詮もなく、城
下に於いて向々に與を立て他與の者を隔てる風儀あり、若年の者共夜行・辻立
等の事も止まず、畢竟、此の如き風俗より全體一和せず、黨を結ぶ事にもなり、政
治の妨げとなる、依て、大身・小身共に第一に兼ねて定めた作法を守り、分限相應
に身分を慎み、國中靜謐を心掛け一統に和熟し、若年の者共も喧嘩口論は勿論、
夜行・辻立等禁止を守り、風俗立直る様取計らひ、受持役々にも緩疎なく取締行
届く様心掛けるべしと達した。^{〔注一一〕} 財政については、更らに五年間の嚴重省略を
達し、次いで、隱居方續料に一層減省を加へ、五年間二萬石所務代金の内より金
二千兩を表方へ差出す事とし、將來は二萬兩位の出方を計らんと申渡した。

當時、三都藩債は増大し、產物料を以ては、其の利拂にも不足し、產物積登方増
加を計るも急に詮立たずといひ、九月に至り、五年間人別一匁出銀を徴する事
とした。但し、牛馬出銀は課徴せず、従前の五升重出米の内二升輕減して右期

財政上の處置

三都藩債増大

萬事省略の嚴
命

間中賦課する事とした。また、更らに萬端の省略を嚴令し、江戸續料の内差當
り金一萬兩を減省し、其の上に一萬兩程減省を圖らんと達した。猶ほ翌六年
の定では定式江戸續料は金五萬兩である。^{〔注一二〕}

文化六年六月、齊宣も隱居するに至り、隱居と共に修理大夫と稱し、同十四年
十二月、總髮して溪山と號し、天保十一年十二月、正四位上に叙し、翌年十月、六十
九歳を以て逝去し、諡號を大慈院といふ。^{〔注一三〕}

〔注一〇〕 文恭院殿御實紀卷四四

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷一四一・一四二 歴代制度

卷一七上 重豪公年譜稿

〔注一二〕 歴代制度卷三

〔注一三〕 舊記雜錄追録卷一四三

〔注一四〕 歴代制度卷六上・一七上 大島要文集

〔注一五〕 歴代制度卷一七上 大島要文集

〔注一六〕 舊記雜錄追録卷一四六

〔注一七〕 歴代制度卷一七上 同卷六九・七〇(袖崎
本)

〔注一八〕 舊記雜錄追録卷一五〇 文化朋黨實錄

〔注一〇〕 舊記雜錄追録卷一七上

〔注一一〕 歴代制度卷七〇(袖崎本)

〔注一二〕 文化朋黨實錄 近世薩藩群書一覽

〔注一三〕 文化朋黨實錄

〔注一四〕 文化朋黨實錄 朋黨類纂 文化朋黨概記

文化朋黨記

〔注一五〕 歴代制度卷一七上・五一元 薩藩例規雜集卷

二四 文化朋黨實錄

〔注一六〕 文化朋黨實錄 史談會速記録第三四輯

〔注一七〕 朋黨類纂 文化朋黨概記 文化朋黨記 文

化朋黨實錄

〔注一八〕 文化朋黨實錄

〔注一九〕 文化朋黨實錄 朋黨類纂 文化朋黨記

〔注二〇〕 文化朋黨實錄 歴代制度卷五一元

〔注二一〕 舊記雜錄追録卷一四七 重豪公年譜稿 歴代制度卷七〇(袖崎本) 文化朋黨實錄 歴

〔注二二〕 舊記雜錄追録卷一四七・一五〇 歴代制度

卷六上・一七上・五一元 同卷七〇・七一(袖崎本)

重豪公年譜稿 文化朋黨實錄

〔注二三〕 歴代制度卷三 重豪公年譜稿 文恭院殿御

實紀卷四四 舊記雜錄追録卷一六三

第三節 島津齊興代

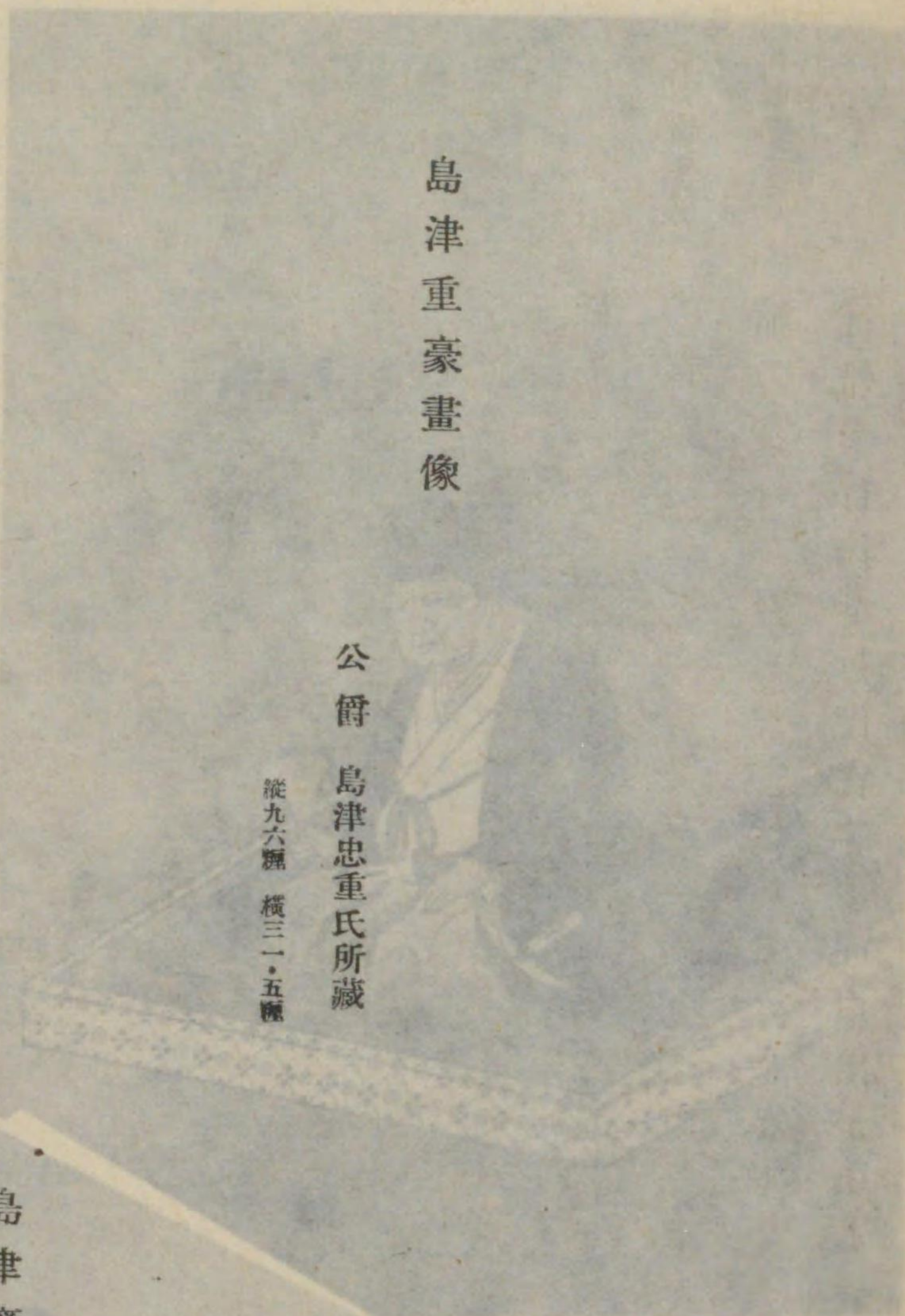
寛政三年齊興
生る
齊興の初名又
三郎忠温

重豪引續き後
見す
儉約緊縮の實
行に努む

齊興は齊宣の長子で、寛政三年十一月、江戸に生れ、幼名憲之助、虎壽丸といひ、次いで、又三郎忠温と云つた。文化元年十月、將軍家齊の偏諱を許されて齊興と改名し、從四位下侍從に叙任し、豊後守と稱し、同六年六月、襲封し、同十二月、左近衛少將、文政元年十二月、從四位上、左近衛中將に進み、天保三年五月、大隅守と稱し、同閏十一月、正四位下、同九年十二月、參議に進んだ。

齊興襲封後も、重豪は引續き藩政を介助し、前年來の儉約年限も繼續して緊縮の實行に努めたのである。是より先き、諸向夫々の改革方吟味を達し、高奉行、船奉行、物奉行、代官等より申出があつたと思はれ、文化六年七月、勝手方より夫々について指令してゐるが、特に有效なる案もなかつた様である。同月、齊

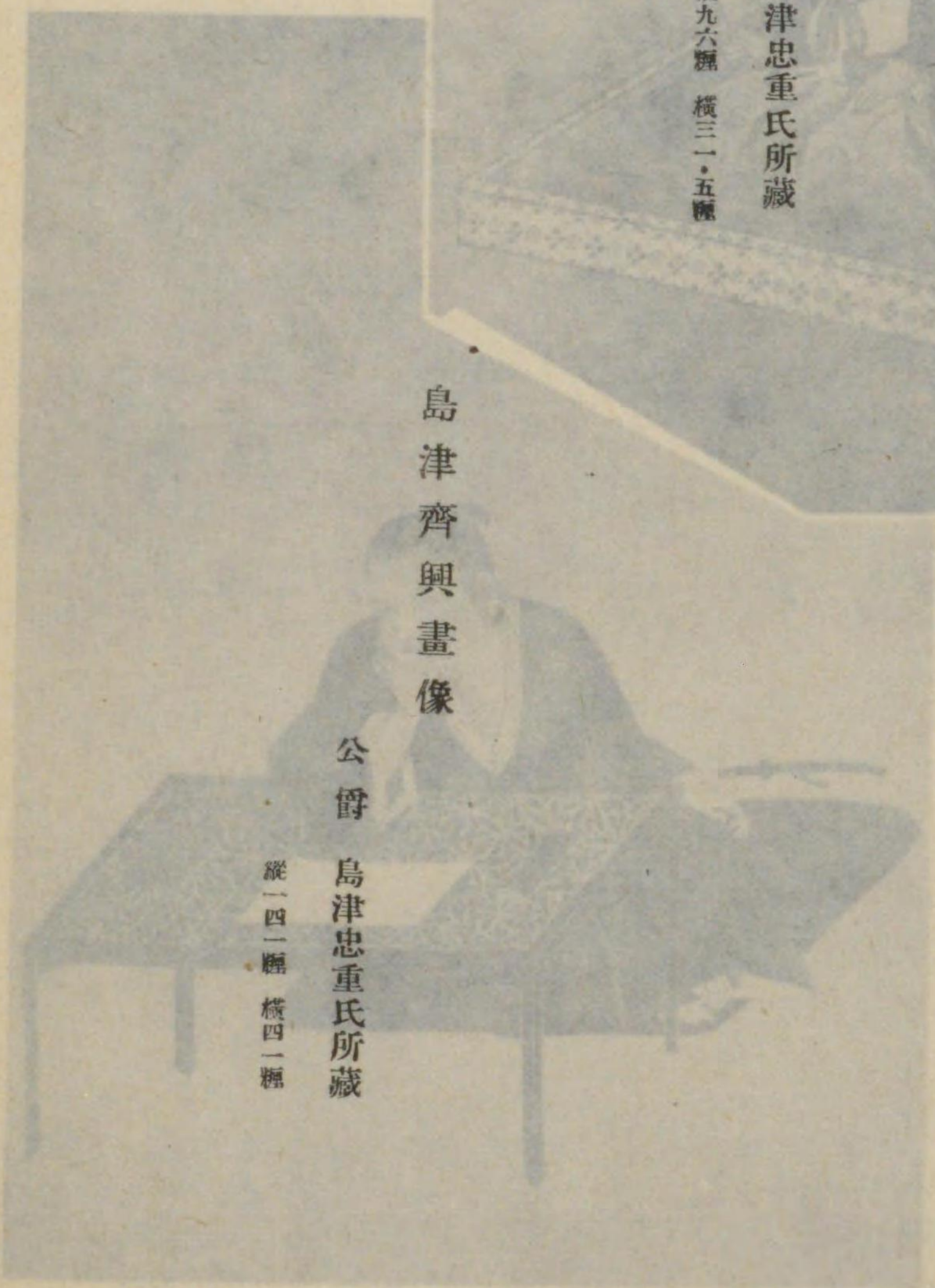
島津重豪畫像



公爵 島津忠重氏所藏

縦九六釐 横三一・五釐

島津齊興畫像



公爵 島津忠重氏所藏

縦一四二釐 横四一釐

〔注一八〕 文化朋黨實錄

〔注一九〕 文化朋黨實錄 朋黨類纂 文化朋黨記

〔注二〇〕 文化朋黨實錄 歴代制度卷五一元

〔注二一〕 舊記雜錄追録卷一四七 重豪公年譜稿 歴代制度卷七〇(袖崎本) 文化朋黨實錄

〔注二二〕 舊記雜錄追録卷一四七・一五〇 歴代制度

卷六上・一七上・五一元 同卷七〇・七一(袖崎本)

重豪公年譜稿 文化朋黨實錄

〔注二三〕 歴代制度卷三 重豪公年譜稿 文恭院殿御

實紀卷四四 舊記雜錄追録卷一六三

第三節 島津齊興代

寛政三年齊興
生る
齊興の初名又
三郎忠温

重豪引續き後
見す
儉約緊縮の實
行に努む

齊興は齊宣の長子で、寛政三年十一月、江戸に生れ、幼名憲之助、虎壽丸といひ、次いで、又三郎忠温と云つた。文化元年十月、將軍家齊の偏諱を許されて齊興と改名し、從四位下侍從に叙任し、豊後守と稱し、同六年六月、襲封し、同十二月、左近衛少將、文政元年十二月、從四位上、左近衛中將に進み、天保三年五月、大隅守と稱し、同閏十一月、正四位下、同九年十二月、參議に進んだ。

齊興襲封後も、重豪は引續き藩政を介助し、前年來の儉約年限も繼續して緊縮の實行に努めたのである。是より先き、諸向夫々の改革方吟味を達し、高奉行・船奉行物奉行代官等より申出があつたと思はれ、文化六年七月、勝手方より夫々について指令してゐるが、特に有效なる案もなかつた様である。同月、齊

島津重豪畫像

公爵 島津忠重氏所藏

縦九六釐 横三一・五釐

島津齊興畫像

公爵 島津忠重氏所藏

縦一四二釐 横四一釐

〔注一八〕 文化別當賞録

〔注一九〕 文化別當賞録 朋黨類纂 文化別當記

〔注二〇〕 文化別當賞録 歴代制度卷五一元

〔注二一〕 舊記雜錄通纂卷一四七 重豪公年譜稿 歴代制度卷七〇(補時本) 文化別當賞録

〔注二二〕 舊記雜錄通纂卷一四七・一五〇 歴代制度

卷六上・一七上・五一元 通纂七〇・七一(補時本)

重豪公年譜稿 文化別當賞録

〔注二三〕 歴代制度卷三二(補時本) 實紀卷四四 公爵 島津忠重刃浪齋

文藝院藏

第三節 島津齊興代

島津齊興畫齋

寛政三年齊興
生る
齊興の初名又
三郎忠温

島津重豪畫齋

重豪引續き後
見す
儉約緊縮の實
行に努む

齊興は齊宣の長子で、寛政三年十一月江戸に生れ、幼名憲之助、虎壽丸といひ、次いで又三郎忠温と云つた。文化元年十月、將軍家齊の偏諱を許されて齊興と改名し、從四位下侍從に叙任し、豊後守と稱し、同六年六月、襲封し、同十二月、左近衛少將、文政元年十二月、從四位上、左近衛中將に進み、天保三年五月、大隅守と稱し、同閏十一月、正四位下、同九年十二月、參議に進んだ。

齊興襲封後も、重豪は引續き藩政を介助し、前年來の儉約年限も繼續して緊縮の實行に努めたのである。是より先き、諸向夫々の改革方吟味を達し、高奉、行徳奉行物奉行代官等より申出があつたと思はれ、文化六年七月、勝手方より



重豪歸國直接
藩政を指揮す

宣隱居料高二萬石の所務に應ずる金高を渡す事としたが、齊宣より此の内二千兩を年限中表方へ差出す事とした。また重豪の分も齊宣に於いて引受け、金二千五百兩を差出す事とした様である。但し、翌七年七月、之を改めて、齊宣隱居高は差分けに及ばず、金八千六百六十八兩を渡す事とした。（註二）

同十年、重豪は歸國して國許の一門、重役に指揮を與へ、其の途中では、大坂銀主に直々沙汰する等の事に努めてゐる。猶ほ、同五年以降の儉約年限も、同十年以降七年間延長したといふ。翌十一年には、十年間の格外省略を行ふ事とし、參勤の供立も天明八年以降減省してゐたのを、更らに、供立人數供廻持道具の減省を幕府に願出で、十月、人數減省を許されたが、持道具減省は許されず、且つ古格復舊の際は、侍分先供共二十五人に限るべき旨申渡された。従つて、文化十二年の歸國供廻は持道具の内目印のみを引かせ、また供人數の内物頭使者は夫々兼務とし、中小姓二人、足輕少々を減省した。

藩財政一斑

同十二年、藩の收支不足は金五萬兩に及んだが、當時の調査では、三年平均産物料は凡金十四萬兩、江戸續料は臨時分共凡金十三萬兩で、従つて、三都藩債に對する利拂に不足を來すといふ。仍て、同年末、同六年定めた定式江戸續料金

五萬兩に、據なき臨時支出として金二萬兩を加へて全額金七萬兩に限り、之を基準として省略に努め、産物料金十四萬兩を以て、江戸續料及び三都利拂に充て、京坂の定式入用は成る丈け差繰を以て拂ひ、江戸の臨時支出も緊急ならざる限り繰延して、剩餘を捻出する様計畫し、翌十三年より之に着手した。文化十三年九月、江戸詰用人を引取り、側用人、側役兼務とし、使番三人の内一人、廣數番頭九人の内一人を減少したのも、右の方針に沿つたものである。同年、先きに大坂表趣向に崩れたる事ありといひ、重豪は自身大坂へ赴き、見聞の上取計らはんとの意あり、重役の願もあつて、之を中止し、名代として家老川上久芳を遣し、同時に、國許へは上野篤實等を派したといふ。（注三）同四月、幕府より美濃、伊勢、尾張、東海道筋川々普請の高割用金七萬七千六百六十四兩の賦課を受けたが、之は漸く三都藩債、其の他を以て納めた。右の藩債の返済期限は五年間の約定であつたが、産物料等の出方もなく、手段なきため、翌十四年以降二年間、領内重出米高一石付城下士一升五合、郷士二升二合を課し、兩隠居方より夫々高五百石を差出して、之に充てる事とした。（注四）何れも、文政二年、更らに二年間延長し、都合四年間繼續したのである。

家老川上久芳

東海道筋川々
普請高割用金
の賦課

藩債九十萬七
千兩

重豪藩政介助
を止む

次いで文政年間に至り、元年當時の藩債は、小判金にして江戸凡八萬千八百七十五兩、京都凡二十五萬二千三百六十七兩、大坂凡五十二萬六千三百三十一兩、國許凡四萬六千七百三十一兩、計凡九十萬七千四百四兩といふ。（注五）翌二年には、大坂の銀主は一切貸出を拒絶するに至り、災殃頻發のため産物料も續き兼ね、差當り齊興歸國の經費にも差支へ、漸く借入の交渉を調へた程で、況して藩債整理の如きは全く方法なき状態であつた。仍て、重豪は財政取計として大坂、國許へ側用人向井友益等を遣した。また重豪は、經費節減のため、一應在國を願つたが、幕府の許可を得ず、更らに、齊宣の在國許可を計り、之も叶はなかつた。ただ、齊宣は芝白金邸を引拂ひ、大崎邸に移つた。文化十年以降の七年間、儉約年限は文政二年を以て終了の處、之も翌三年より五年間延長する事とした。（注六）同三年八月に至り、重豪は老年且つ病身の故を以て、再度の藩政介助を停止した。但し、介助停止後も、重立つた事は心添する含みと宣べてゐる。介助停止につき、高輪詰役場の内、納戸座（納戸奉行）を引取り、尤も名目は建て置き、小納戸へ差寄勤める事とした。（注七）當時に於いても、大坂仕登は兩三年に互り繰合せ悪く、重出銀米賦課の餘儀なき状態で、文政四年は齊興在國の定期に當るが、往

來の諸費を省くため在府の許可を請ふに至つた^{〔註八〕}。かくて、齊興は同四・五年と在府し、同六年三月、漸く歸國し、翌七年春を以て參勤したが、其の都度一門以下の精勤と諸向取締を命じ、緊縮の勵行を計り、文政六年歸國の際には、留守中、重役以下が作除狩を催したのを不勘辨であると戒めてゐる^{〔註九〕}。

文政末年に至つて、財政の窮迫は極度に達し、藩債は累積して金五百萬兩に及び、屢、違約のため三都銀主も貸出に應せず、當借の手段も盡果て、幕府への公用にも難澁し、家中扶持米、人足、夫飯米も渡方澁滞するを常とし、江戸詰人數賄方等は十ヶ月乃至十三ヶ月も滞り、諸買物代金の支拂も數年に互り滞り、諸買入手形は山の如く、更らに、使者を出すに駕籠の夫を給する能はず、歳末贈答の目錄は金を渡すを得ず、藩邸中に草が長じ、之を馬糧とするといふ状態であつた。參勤交替の旅費備はらずして據なく滞府し、或は國許より西宮に至り、東海道の旅費に窮し、漸く滞坂中に調達して通行した事もあつたといふ^{〔註一〇〕}。

重豪齊興相計つて調所廣郷を任用す

仍て、重豪は齊興等と計り、文政十年、側用人調所廣郷に財政改革を命じ、之が主任たらしめた。調所は財政の道に通せざる故を以て固辭するも許されず、遂に、命を奉じた^{〔註一一〕}。調所廣郷は、安永五年三月、川崎主右衛門の次男に生れ、初め、

財政の窮迫その極に達す

護國權現

調所廣郷改革資金調達に當る

出雲屋孫兵衛

川崎良八といひ、天明八年、調所清悦の養子となり、友治と改名した。次いで寛政二年、表坊主となり、養父の名を襲ひ、同十年九月、隱居重豪附奥茶道となり、笑悦と改名し、茶道頭を歴て、文化十年七月、小納戸に轉じ、還俗して笑左衛門と稱し、其の後、使番町奉行、側用人、格兩隱續料掛^{〔後の唐物方〕}等に歴任し、文政八年八月、齊興附側用人、側役勤となつた。財政改革受命後の天保二年十二月、大番頭、翌年二月、勤方元の通り、大目附格、同閏十一月、財政整理の功を賞せられて、家老格、側詰勤に進み、同四年、家老側詰兼務となつた。且つ屢、高及び役料高を加増されて、門閥に列したのである。彼は年少より君側にあり、俠氣、剛發の性で、頻りに重豪、齊興の信任を蒙つて居り、また彼の重豪を見る事神の如く、重豪の建てた法は、努めて改廢せず、其の薨去後も、重豪を祀つて護國權現と稱し、常に事務の仔細を其の前に報告したといふ^{〔註一二〕}。

調所は改革の命を受けるや、直ちに改革資金調達のため大坂に赴き、従前の銀主に交渉したが、多年違約失信の後とて、出銀を承引する者なく、且つ罵詈雑辱を受け、後には會する者もなきに至り、彼は江戸へ復命も叶はず、死を決するに及んだ。時に、出雲屋孫兵衛^{〔後、濱村姓を許さる〕}なる者深く調所の忠實を憐み、平野屋

出雲屋金融幹
旋方に當り財
政改革に關與
す

彦兵衛等五名を語らひ、新組銀主を組織して出銀に應ずる事とした。次いで、出雲屋孫兵衛、平野屋彦兵衛は當座の出金を携へ、調所と共に江戸に赴き、重豪に謁して其の依頼を受けた。夫より、出雲屋は金融幹旋方を引受け、謀主ともなつて財政改革に與つた。殊に、砂糖仕登、三都藩債年賦償却等は、凡べて彼の献策に基くといふ。天保元年に至り、改革の方針計畫も略定まつたと思はれ、其の十二月、調所は重豪齊興より翌二年以降十年間(同十一年まで)に金五十萬兩貯蓄の事、幕府へ納附金并に非常手當は右の外なる事、古債證文回収の事の三條の命を受けた。同時に重豪は調所に朱印の書付を附し、三條の極内用向は濱村孫兵衛へも相談して年限中に成就すべく、益筋の儀は差置かず家老中へ申聞け、時々滞りなく調所の存慮通り取計らひ、大坂表の儀は往返しては延引に及ぶにつき、取計らつて後申出るべく、此の旨は齊興へも相談し、慥かに申附けるものにつき、異儀あるまじき事と、委任の旨を達した(注三)のである。

重豪朱印書付
を調所に與ふ

重豪薨じ齊興
調所に朱印書
付を附與す

同四年正月、重豪が薨じたので、其の三月、齊興は更らに朱印の書付を調所に附し、委嘱する處があつた。即ち、文政十一年以來改革の趣法を崩さず、産物繰登方は時節を違へず、砂糖惣買入は永年繼續すべく、堅く治定を守るべき事と

し、凡べて是までの通り、齊宣も慥かに同意したものでなれば、疑念なく出精すべく、此の趣は濱村へも申達し、江戸、大坂、國許役々へも申附置くべしといふ。また別通朱印の書付を以て、愈、堅固に規定を守るべく、既に調所濱村は事に當り、備金も年限内に約定の半方を満たす程の出精と見える事ながら、將來は重豪在世當時の通り政道を改めず、少しも疑念なく一層精勤すべしと達した(注四)。

三都藩債年賦
償還法成る

先づ、藩債整理については天保六年冬に至り、調所は三都藩債年賦償還法を決した。之は濱村の立案に成るといひ、元金千兩に付毎年金四兩づゝ、二百五十年賦償還とし、通帳を渡して證書を引取る事とするもので、翌七年、京坂の分につき之を實行し、同八年、江戸の分にも適用したのである。即ち、元金五百萬兩に對する年賦返濟金は二萬兩で、年々大坂に於いて差分け、此の内から京都、江戸へ廻す事とした。併し、此等の藩債は、一口金十六萬兩を最高とし、夫々數萬兩に及ぶもの多く、大名貸を以て營業とする大坂銀主等の驚愕は甚だしく、更らにかゝる法が諸藩に於いて行はれんか、大坂は忽ち衰耗せんと、一同色を失ひ、物議沸騰するに至つた。仍て、同七年、大坂町奉行跡部良弼は立案者として濱村を投獄し、兩三年大坂三郷拂を命じ、次いで、和泉堺へ追放した。島津氏

往還の途上齊興及び調所大坂に立寄りたらず

年賦償還法概ね計畫通りに進む

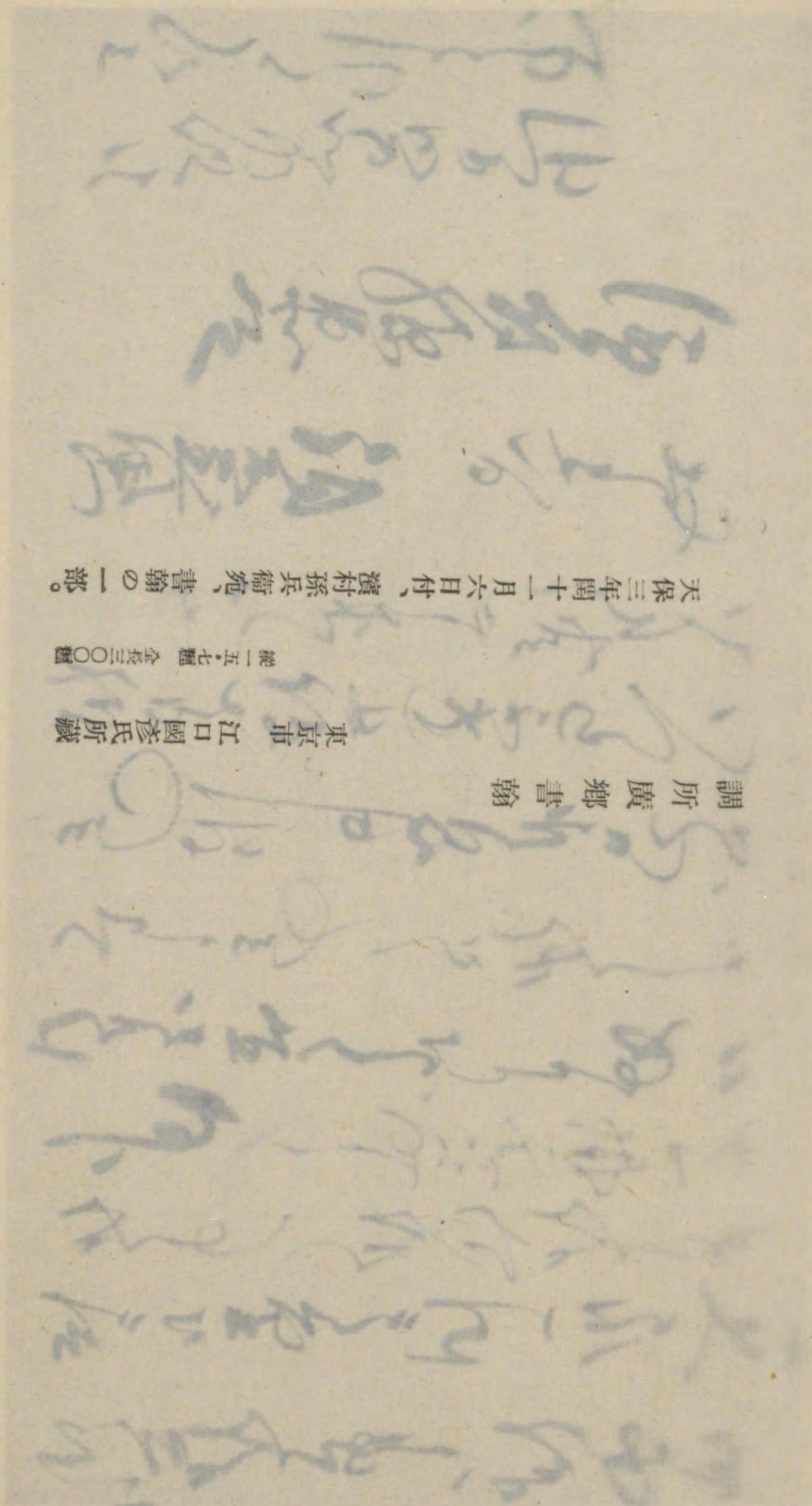
國許藩債の償却法

國産の増加奨勵

に對する沙汰はなかつたが、一兩年は齊興も調所も伏見より西宮へ出で、大坂藩邸へは立寄らなかつた。其の後、齊興が初めて大坂へ立寄らんとし、西宮通過の際平野屋某が貸銀返濟を申出で、西宮よりの路上に駕籠訴せんと言張つたので、調所等は大きいに苦慮し、薩摩屋仁兵衛を以て説得せしめた事があり、之には與黨があつて、年賦償還法を破らんと計畫してゐたといふ。種々の紛糾はあつたが、年賦償還法は概ね計畫通り行はれたのである。猶ほ、同十二年十月、跡部良弼は大目附に轉じ、次いで濱村は許されて歸坂した。

次に、改革前參勤等の際、城下諸郷に見聞役が巡廻し、士農商の富裕の聞えある者には、分限に應じて献銀或は貸上を命じたので、國許藩債も莫大であつた。改革後は、かゝる献銀貸上を停止すると共に、三都藩債年賦償還と併行して、國許藩債の償却を行つた。但し、其の方法は稍異り、元利共に一切渡さず、證書を差出した者に身分上の恩典を與へる事とし、大部分を處理した様である。

是より先き天保元年には、三島砂糖惣買入を開始し、夫より、逐次に米菜種子、琉球産鬱金、朱粉、藥種、胡麻、雜紙、各種林産物、硫黄、明礬、牛馬皮等に及び、夫々掛役を置いて、改良及び仕登増加に努めた。其の個々については後に記す如くで



調所廣郷書翰

東京市 江口國彦氏所藏

第一五七編 全三〇〇冊

天保三年閏十一月六日付、濱村孫兵衛宛、書翰の一部。

往還の途上齊興及び調所大坂に立寄らず

年賦償還法概ね計畫通りに進む

國許藩債の償却法

國産の増加奨勵

に對する沙汰はなかつたが、一兩年は齊興も調所も伏見より西宮へ出で、大坂藩邸へは立寄らなかつた。其の後、齊興が初めて大坂へ立寄らんとし、西宮通過の際、平野屋某が貸銀返濟を申出で、西宮よりの路上に駕籠訴せんと言張つたので、調所等は大きいに苦慮し、薩摩屋仁兵衛を以て説得せしめた事があり、之には與黨があつて、年賦償還法を破らんと計畫してゐたといふ。種々の紛糾はあつたが、年賦償還法は概ね計畫通り行はれたのである。猶ほ、同十二年十月、跡部良弼は大目附に轉じ、次いで、濱村は許されて歸坂した。

次に、改革前參勤等の際、城下諸郷に見聞役が巡廻し、士農商の富裕の聞えある者には、分限に應じて献銀或は貸上を命じたので、國許藩債も莫大であつた。改革後は、かゝる献銀貸上を停止すると共に、三都藩債年賦償還と併行して、國許藩債の償却を行つた。但し、其の方法は稍異り、元利共に一切渡さず、證書を差出した者に身分上の恩典を與へる事とし、大部分を處理した様である。

是より先き天保元年には、三島砂糖惣買入を開始し、夫より、逐次に米、菜種子、琉球産鬱金、朱粉、藥種、胡麻、雜紙、各種林産物、硫黄、明礬、牛馬皮等に及び、夫々掛役を置いて、改良及び仕登増加に努めた。其の個々については後に記す如くで

調所廣郷書翰

東京市 江口國彦氏所藏

卷一五・七 全三〇〇冊

天保三年閏十一月六日付、濱村孫兵衛宛、書翰の一部。

Handwritten text in cursive Japanese (sōsho) style, consisting of approximately ten lines of characters.

往還の途上齊
興及び調所大
坂に立寄らず

年賦償還法
ね計書通りに
進む

國許藩債の償
却法

國産の増加策

に對する沙汰はなかつたが一兩年は齊興も調所も伏見より西宮へ出で大坂
藩邸へは立寄らなかつた。其の後齊興が初めて大坂へ立寄らんとし、西宮通
過の際平野屋某が貸銀返済申請で西宮よりの路上に駕籠訴せんと言張つ
たので調所等は大小に謀慮し、藩邸に兵衛を以て説得せしめた事があり之
には與黨があつて年賦償還法を破らんと計畫してゐたといふ。種々の紛糾
はあつたが年賦償還法は既許計畫通り行はれたのである。猶ほ同十二年十
二月跡部良弼は大目附に轉じ次いで濱村は許されて歸坂した。
次に改革前參勤等の際城下諸郷に見聞役が巡廻し士農商の富裕の聞えあ
る者には、分限に應じて献銀或貸上を命じたので國許藩債も莫大であつた。
改革後はかゝる献銀貸上を停奪すると共に、三都藩債年賦償還と併行して國
許藩債の償却を行つた。但し、其の方法は稍異り元利共に一切渡さず證書を
差出した者に身分上の恩典を懸へる事とし、大部分を處理した様である。
是より先き天保元年には、三島砂糖惣買入を開始し、夫より逐次に米菜種子
琉球産鬱金朱粉藥種胡麻紙各種林産物硫黃明礬牛馬皮等に及び夫々掛役
を置いて改良及び住居増加に努めた。其の細々については後に詳述する。

調所の奔走盡力

あるが、更らに、運漕及び賣拂方法にも方策を立てた。かくて、國産による収入を計り、會計を嚴密にし、財政改革を進めたのである。

同四、五年以來、調所は年々十月頃鹿兒島を發し、濱村入牢の頃を除いて、大坂に逗留し、京都を経て、年末に江戸へ出で、出納、其の他凡べてを見届け、百事具達の上、二、三月頃より大坂に至り、歸國するを例とした。在坂中は、國産の精粗より出納、江戸、京都續料の事、三島、琉球の用途等、凡べて濱村及び留守居金方と協議し、京都伏見に於いても、各藩邸の百事を聞き、近衛家に出頭し、鹿兒島に歸れば、二、三月の間に萬事を統轄し、更らに、往復の道中では、各地の風俗、産業、例へば、肥後では農業、農家の狀況、米の貯藏或は藏の作り方、筑後では櫛の植栽、長門では製蠟、備前では河川の治水、播磨姫路では道路の修繕等を觀察し、また所々の米價及び砂糖の景況を調べた。かくて、大坂仕登産物は日に月に増加、改良を遂げ、天保七、八年には大いに價を増し、改革方も緒に就くに至り、十一年頃には略、成功を見、後に記す諸營繕の用途金二百萬兩の外、藩庫に五十萬兩の積金外に、國許の内用方圍米、大坂圍米も出來たといふ。

諸般の舊弊改革に着手す

調所の改革略成功す

以上の如き藩債整理及び國産増加の計畫と共に、諸般の舊弊改革に着手し、

先づ、士民の困窮に鑑み、人別一匁出銀、竈銀、一分三厘銀(國役銀一分及び三厘重)の内三厘重、五升重出米の内二升を減免し、扶持方にも三割引があつたのを、天保四、五年頃、撤廢した。次に、一手商賣又は商品に對し肩銀を取る特權を許して、一手商賣禮銀又は肩取益銀を徵收する事は、従前、廣く行はれ、そのため物價は高騰し、甚だしき弊害を現出したので、此の制度を全廢し、既納の禮銀も返附する事とした。富籤も、城下上町原田十次郎なる者の出願によつて免許されてより、盛行して一般の射倖心を喚び、ために家業を失ひ、負債に苦しむ者多く、弊害が多かつたが、年々其の益金中千兩を二ノ丸方續料に納めてゐたので、此の二千兩は内用方差分金から納める事として富籤を全廢した。

富籤の廢止

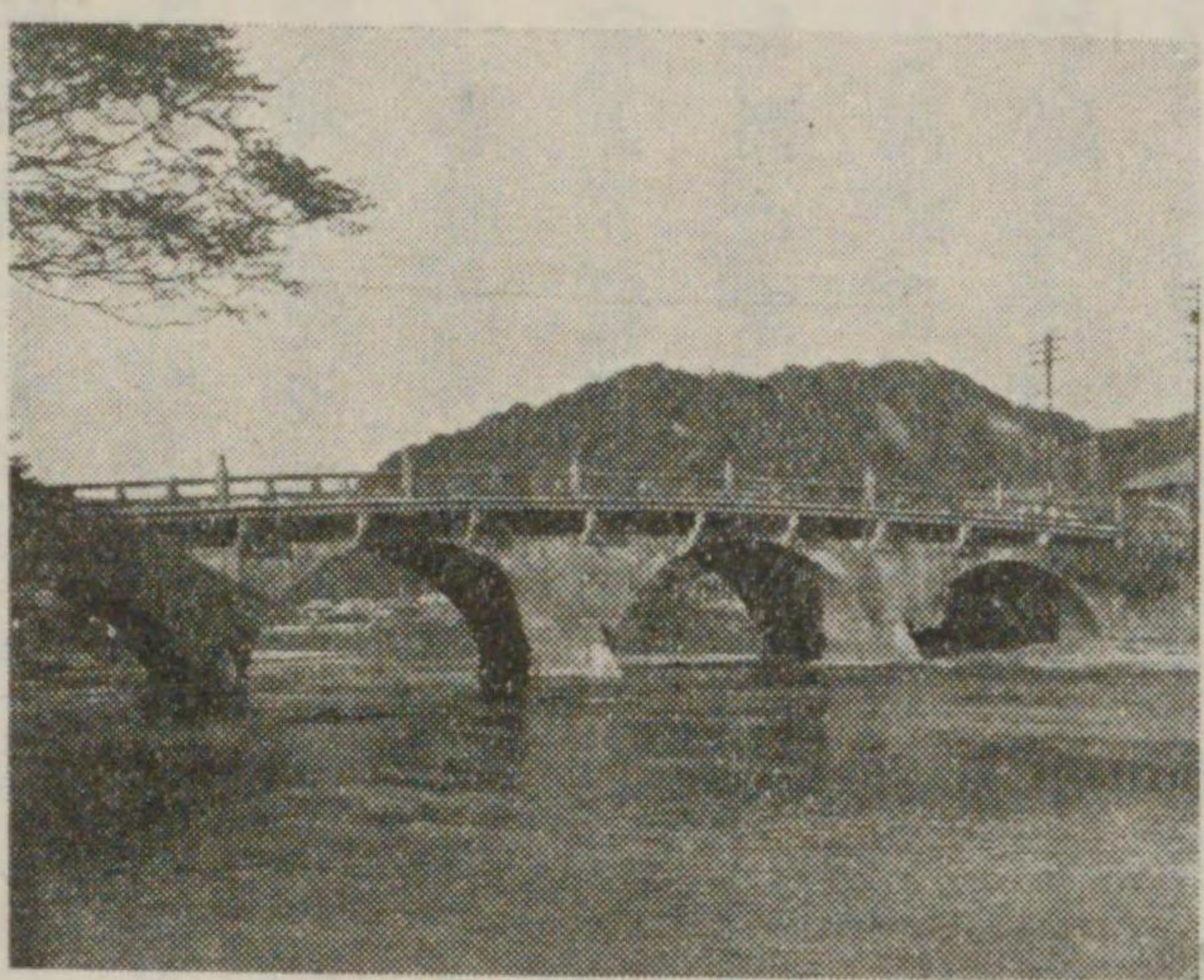
諸藏の肅正斷行

更らに、諸藏の肅正を斷行した。即ち、國許諸藏取納方には、數十年來、下代藏役人共惡風あり、年々拂米の容量が減少し、遂には米一俵の枡目二斗九升となり、諸人迷惑し、また過分の缺米のため江戸、大坂、諸島續米の缺立數百石に及ぶ状態であつたので、舊法に基いて改める事とし、毎年諸郷藏々へ見聞役を巡廻せしめ、城下藏々へは勝手方掛見聞役を配して取締つた。仍て、天保六、七年に至り、大いに肅正され、一俵の枡目は三斗四升となり、従つて例へば、扶持米四石

農政改革

各種營繕事業を起す

を給せられる者は、改革前三石四斗四升八合を受取つたに過ぎなかつたのに、改革後は四石八升を受取る事となり、一統増扶持の如き結果となつた。また江戸、京都、大坂、長崎の藏々に於いても、物奉行見聞役等が取締を嚴重にし、従前の如く、重罪人を出すが如き事もなくなつたといふ。猶ほ、財政改革の略、成つた同十年以後に至り、後に記す如く、收納法改正等の農政改革を行つた。



第三十圖 鹿兒島西田橋
(全長九・九四米 弘化三年九月竣功)

同八年乃至十年に至り、諸營繕用途金も全備したので、江戸、京坂、長崎、國許諸郷に各種の營繕を起した。改革前には、作事方の費用は所帶方の半に及ぶといひ、殊に、手續の煩雜なために浪費が多かつたが、之を内用方計に改めて簡易の法をとり、大工、石工等に至るまで人を選び、其の結果出費も従前の半額で濟んだといふ。即ち、江戸方面では、各藩邸、芝大圓寺、谷中瑞林寺、上野明王院、芝増上寺、宿坊、日光遊城院、鎌倉相承院等の關係寺院の作事、玉川水道樋管

改造等、京坂では、京都・大坂・伏見の各藩邸諸藏、東福寺の大客殿、即宗院、高野山蓮金院等の作事、長崎では、長崎附人役宅・長屋藏等の作事を行つた。國許に於ける營繕は極めて廣汎に亙り、城内二ノ丸を始め、磯玉里・花倉各邸、造士館、演武館、醫學館、天文館、犬追物場諸役屋敷、諸藏、假屋等を整備し、水引八幡、東霧島或は福昌寺、南林寺、南泉院、浄光明寺以下社寺、夫々數十の營繕を行ひ、其の他道路の開鑿、河川の浚渫、石橋の架設等、城下及び諸郷に多くの土木事業を行つた。

門閥家救助

藩財政の整理成つてより、門閥家救助に及び、海老原清熙の議によつて、花岡家より着手した。當時、同家は困窮甚だしかつたが、新納熊五郎に委任して、一年間に家計運用するに至つた。また、今和泉家、島津忠剛の依頼があり、花岡家と同時に、海老原新納を以て、同家の財政整理に當らしめ、時に、今和泉産の菜種子・蠟共に稀有の高値で、年内に金千兩餘の剩餘を生じ、屋敷の修理等悉く成つた。ために、今和泉家は鑄製所の擴張に屋敷地を貸し、今和泉を通ずる道路改修を承認する等、調所海老原の計畫を援助したといふ。續いて、重富種子島・垂水諸家の財政を整理し、何れも兩三年間に緒につき、更らに、宮之城家・加治木家に及んだ。猶ほ、寄合等の貧困者も多かつたので、分を計らず、貧しくして家格

幕府上納金

新債増加

儉約令を下す

足輕の扶持米

の任に耐へざる者は、貶して平士とすると嚴令し、大いに一變したといふ。^{注一五}

天保末年に至り、財政改革は一應成功したのであるが、同年間、吉凶臨時の出費が續き、幕府へ兩度の上納金があり、兩度に亙る琉球恩謝使・賀慶使の參府があり、更らに、砂糖相場の下落による手違等のため、猶ほ充分の安定に至らず、却つて、年々に出費は嵩み、大坂に於ける新債も増加したといふ。^{注一六} 幕府へ兩度

の上納金とは、天保七年四月、重豪以來の仁恵に對する謝恩として、同九年四月、江戸城西丸普請手傳としての夫々金十萬兩で、後の上納の際には、齊興より儉約令を發してゐる。^{注一七} 同十四年二月、齊興は一統の油斷を戒め、定式續料を減少

する事、側向を始め、格外省略及び一般の儉約を行ふ事、江戸詰人數を減少する事、家作手入にも及ばざる事、産物仕登方を綿密取計らふ事等を命じてゐる。^{注一八}

同十三年頃、足輕の扶持米が滯つた事があり、當時、三原經福の説明では、米は元來十二萬石の處、拂高は十五萬石に及び、従つて、三萬石の不足となり、夫を始終心配して拂渡すので、暫時の滯りは止むを得ず、此の節も不日渡す手筈であるとの事であつた。海老原は、夫について、年々三萬石の不足とすれば、四年間に十二萬石皆無となる筈で、夫を心配して出来る事ならば、それだけはあるに

相違なしと意見を述べ、翌年三原死去の時、米賦の事を申附けられ、仍て、表方代官帖佐與代官高奉行等に改正の旨を達し、夫より事故もなく、二年目に二ヶ月分剩餘となり、三年目には數萬石の剩餘を得、之を内用方圍米としたといふ。(注二九)

新債は仕登産物代を限度とす

弘化に入つては、臨時支出の過半は大坂表起債によるといふ状態で、同三年四月、全支出は仕登産物代を限度として新債を抑止する事とし、同年改革年限満期の處、翌年より三年間(嘉永二 年まで)延長する事とした。(注三〇) 猶ほ、最初の改革年限は天保二年より十年間(同十一年まで)であるが、更らに、弘化三年まで延長したのであらう。また嘉永二年までの改革年限中、琉球來航外船に關する防備、江戸國許諸

改革年限の延長

普請等の出費あり、嘉永元年末には、大坂表起債の故を以て、翌々年以降二年間の改革年限延長を決した。(注三一) 併し、其の後、同二年十一月、江戸田町藩邸に火災があり、翌年十一月、琉球恩謝使の參府あり、出費が多かつた。(注三二)

對外關係の多事と軍制改革

此の間に於いて、對外關係は漸く多事となり、之に備へるため、軍制改革を行つた。軍制改革は高島流砲術の採用を發端とすると云ふべきであらう。初め天保八年のモリソン號事件後、長崎町年寄で同地薩藩邸出入であつた高島秋帆は、當時、長崎薩藩邸に在つて同事件の届出に預つた用人新納久品に對し、

鳥居平八洋式兵學を學ぶ

鳥居平七

藩地海防の要を説き、新鑄の用に供するため、劔銃(カウエリ銃)一把を贈つた。仍て、新納より家老鳥津久風に傳へ、齊興に達し、翌年、鳥居平八を長崎に遣し、高島に從學せしめる事とした。高島秋帆は、兼ねて文政打拂令發布以降、砲術改良に志し、西洋兵學及び砲術を研究し、殊に和蘭人デ・ヴィレニエーフ(de Vielleneuve)に就いて其の大體に通じ、一門を構へてゐた。鳥居平八も嘗て高島の門に荻野流を學び、同流師範であつた。次いで、平田宗可の推舉により、益満新十郎、また鳥居平八が歿して弟平七が派遣され、鳥居平七は歸國して、劔銃野戰砲、白砲(グヱイルボンネル)、忽微砲(ホイスル)及び銃陣法を門生に教授した。其の後、同十三年、高島が幕府の嫌疑を受けて幽囚されるに至り、鳥居平七は憚つて成田正之(正衛)と改名した。

齊興洋式銃砲術試験并に訓練を閲す

洋式銃隊砲隊の制を採用す

天保十二年、齊興は鳥津久風をして洋式銃砲術を谷山中鹽屋に於いて試験せしめ、翌年三月、自身中村茶屋下騎射場に於いて、白砲野戰砲、劔銃等による訓練を實見し、高島より傳習の洋式銃砲術に御流儀の名を立て、成田正之を御流儀預とし、洋式銃隊砲隊の制を正式に採用した。かくて、成田邸では多數の門人が訓練を受けたが、小姓與番頭鳥津久包は殊に熱心で、弘化三、四年頃から私邸に練習場を設け、御流儀門人中をして練習せしめた。成田門下では、竹下矩

砲術館開設

銃砲火薬の製造

方田原明章、山口吉五郎、市來正一郎、沖一平、有川喜左衛門等が主なるものである。^{〔注三三〕}同四年八月には砲術館の開設あり、兵士操練所とし、成田正之をして教授せしめ、館内に書籍方を置き、研究を勧め、礮永周徳等をして管せしめた。^{〔注三四〕}更らに銃砲火薬の製造も、弘化元年頃より漸く緒についたといふ。同三年五月、趣法方に於いて鑄製方、即ち銃砲製造の局を設け、調所廣郷、海老原清熙が監し、其の下に成田正之、田原明章、竹下矩方等を掛とした。製造所は城下上町、鶴江崎に設けた。次いで、銃薬製造所を後口迫瀧之上製薬所に設け、榎本九八郎、上原孫次郎を掛とした。かくて、鑄製所に於いて製造の小銃は數千挺に及び、砲も嘉永六年までに五百八十四門、文久三年までに七百九十四門の多量を製し、内野砲五百門は他藩の注文に係るといふ。製造の砲は六磅砲より漸次巨砲に及び、五十斤臼砲は世子齊彬の指示により製造したといひ、弘化四年十月の吉野原大操練に始めて試射した。^{〔注三五〕}嘉永二年四月、之も齊彬が自ら各國書を取捨し、主として米國式に則り製作せしめた百五十斤野戰砲の試射を天保山に行ひ、翌三年三月、同じく天保山に於いて、新製八十磅ペキサンス野戰砲の試射を行ひ、齊興も之に臨んだ。^{〔注三七〕}

天保山に野戰砲試射

吉野原大操練

齊彬齊興名代として歸國し、海防の充實に當る

齊彬沿海巡見

海岸防備計畫に着手す

家老島津久實、海岸防備禦掛となる

沿海要地に砲臺建設に着手す

是より先き弘化三年、琉球外交問題につき、世子齊彬は齊興名代として歸國し、専ら海防の充實に努めた。八月には、磯に於いて砲術を試み、十月、鹿兒島を發して谷山喜入、今和泉、指宿、穎娃、山川を巡見し、山川に於いては、成田正之に命じて大砲試射を行はしめ、また山川は先年モリソン號來航の地なるを以て、嚴重防備を申附け、臺場となるべき場所を見分した。十一月朔日、齊彬は巡見の結果を幕府に報告し、同晦日、齊興よりも海岸防備につき届出で、且つ明春就封後、評議して然るべき場所に臺場を築造せんと申達した。^{〔注三八〕}かくて、海岸防備計畫に着手し、翌四年四月には、島津忠教^{後光}を家老座に列し、琉球并に海岸防禦名代とし、八月廿一日、齊興は幕府に届出で、參勤中忠教に諸事委任する旨届出た。^{〔注三九〕}是より先き六月には、家老島津久實は勝手方より轉じて海岸防禦掛を命ぜられたが、次いで七月には、鎌田正純、川上久美、喜入久高、島津久包、島津久典、川上久齡の各小姓與番頭は、御流儀大砲掛を命ぜられ、成田正之の補佐により諸士の指導に當る事となつた。同時に、川上久齡、鎌田正純は海岸防禦掛を命ぜられた。^{〔注四〇〕}また翌月、齊興は幕府に對し、藩領内沿海の要地に砲臺を建設すべく、既に着手に及ぶ事、大砲鑄造の事も進捗しつつある事を届出た。^{〔注四一〕}

異國方を廢し
軍役方を設く

次いで、異國方を廢し、軍役方を設けるの軍制改革を斷行したのである。即ち、異國方は家老座の分局として家老一名用人一名之に掛り、甲州別傳流の園田氏が成庸以降代々軍師を世襲したが、漸く實際の兵事に適せず、海老原清熙の自記によれば、同人は夙に隣家平田宗可が徳田邕興の説及び西洋兵學を説くを聞き、天保十年頃よりは、阿片戦争等にも鑑み、洋式銃隊の創説を調所廣郷に建議し、竹下矩方、田原明章、平田宗可も議に與り、軍制改革を計畫してゐたといふ。仍て、調所より齊興に達し、一日書院に異國方家老島津久浮及び軍師、唐船改等と調所廣郷二階堂行健、海老原清熙、得能通古等と討論した處、軍師園田與藤次等は、舊傳を守るまで、今日の用に適するや否は敢えて論せざる旨答へたので、斷然異國方を廢し、軍師を免じ、軍役方を置き、古來の合傳流に基き、洋式銃砲術を採り、併せて甲越諸家を始め和漢の良法を折衷し、甲州流五段備なるを廢し、總銃陣に改める事としたのである。^(注三二) 即ち、弘化四年十月朔日、調所廣郷等家老連署を以て軍制改革を達し、異國方手當の定法は段々連續せざる儀もあり、急速の出張等は調ひ兼ね、蠻夷諸國は大砲等を用ひるにつき、和漢戰鬪の向とは異り、且つ當時の風は國風に背く廉もあり、仍て、先祖貴久、義久、義弘代

軍制改革斷行

吉野原大操練

の軍法を基本とし、一家の流儀に泥まず、宜しきに隨ひ、外國防禦の手當全備する様取扱致すべしといふ。同日、軍役方名代島津忠教、同副名代島津久寶、惣奉行調所廣郷、惣頭取海老原清熙等の任命あり、同十七日軍役方の座を立てた。^(注三三) 猶ほ、軍制改革に應ずるため、給地高改正を行つた事は前に記した如くである。九月廿八日、軍役方最初の大操練を吉野原に行ひ、忠教は齊興名代として之を閲した。即ち、洋式銃隊一大隊の調練あり、野戰砲二十四門、其の他、六斤砲、十二斤砲、十八斤砲、二十拇白砲、十五拇忽微砲、五十斤白砲等の射撃を試み、別に青山千九郎の率ゐる萩野流銃隊五十人、野砲二門及び火繩銃隊千餘人も參加した。當時、西洋銃隊は帽子筒袖、パッチを着し、聞馴れざる號令を用ひ、國中の物議を生じたといふ。夫より、鹿兒島では大龍寺馬場に銃隊砲隊の調練場を設けて諸所に繰出し、天保山も調練場として實彈射撃をも行つた外、屢、吉野原、福山原、出水、大野原で大調練を行ひ、其の他、諸郷に於いても調練を行つた。^(注三四) 嘉永元年二月、齊興は東目二十數郷を巡見し、各郷の盛衰、農政及び道路の便否等を視察すると共に、諸所の要地に海岸砲臺の試射、郷士の調練を閲し、防備を指揮した。^(注三五) 猶ほ、前年十一月、幕府に稟申し、來春參府の後は忠教を名代とし

天保山實彈射擊

齊興諸郷巡見

て、之に外國事件臨機の處置を委任するを以てしたが、嘉永元年四月には、忠教〔注三六〕に對し、留守中軍役其の他家老中の相談をも受け取計らふべき旨を達した。

次いで同年五月、愈、軍制改革を實施し、異國船掛を廢し、兵具方宗門方掛唐船掛等異國船掛の所管を軍役方に移し、軍役方には軍役掛家老及び軍役奉行軍賦役を置いた。即ち、軍役掛に家老末川久平、軍役奉行に得能通古を任じ、軍賦役六名を任命した。之と同時に、從來の軍師及び兵學師範家を廢した。〔注三七〕

八月、得能等は西目海岸を巡廻して諸所に海防の施設を講じた。また同月、家老調所廣郷末川久平は軍役人賦を令し、即ち、諸士石高による出役人數等の規定を改訂したのである。次いで九月十五日、沿海事變の際は砲十門の砲隊を急行せしめ、長崎に事變の際は砲六門の砲隊を出援せしめる事とし、夫々の方面について出張の人數、氏名を公示した。翌二年四月、調所の代りに末川久平を軍役惣奉行とし、得能通古を軍役方取次に任じた。〔注三八〕 また同三年四月、齊興は忠教に直諭し、在國して國事軍事に限らず參與する様命じた。〔注三九〕

此の如く、軍役方の組織を整備すると共に、砲臺築造に着手した。山川では、弘化四年頃、調所廣郷自身出張し、隨行の成田、法元、田原等が測量し、次いで、山川

軍役掛家老末川久平奉行得能通古

軍役人賦命を改訂す

軍役總奉行と軍役方取次

砲臺築造に着手す

道路を開き軍用運送の便を計る

横走砲臺

祇園洲砲臺

前之濱砲臺

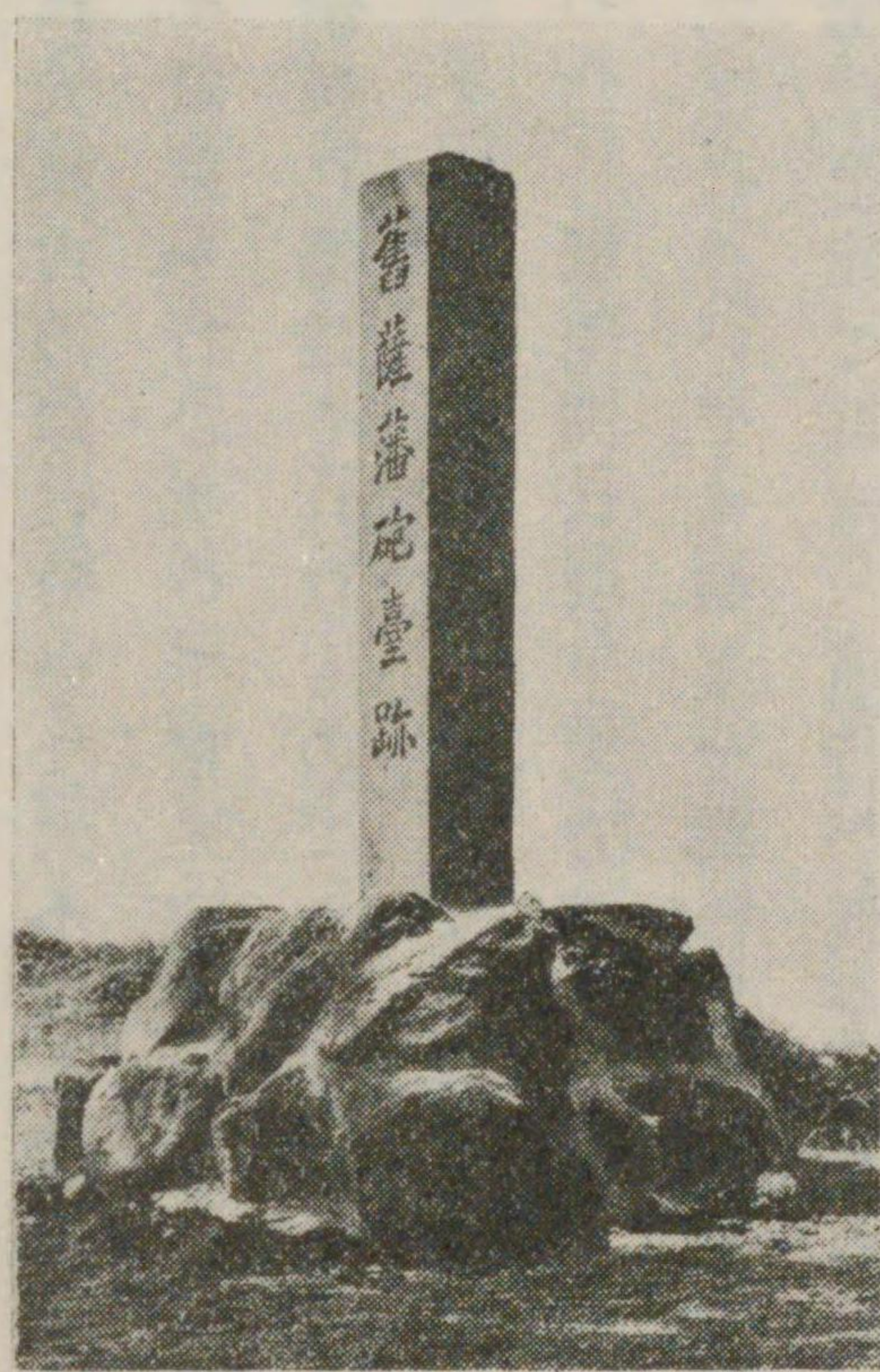
天保山砲臺

番所の崎より港内へ、また指宿十二町村大山崎へも臺場を築いた。當時海老原清熙は山川地頭として其の事に當り、且つ地頭假屋を新築擴張し、正隆寺を改築し、以て出張、駐屯に備へ、喜入黒地藏坂道路を海岸に通し、今和泉瀬崎より城山下、指宿宮ヶ濱に通じ、軍用運送の便を計つたといふ。〔注四〇〕 弘化四年三月、齊興は大根占海岸に於いて、大小砲の演習を閲し、砲臺築造を選定し、大砲を裝置して試射を行ひ、次いで、横走砲臺の射撃を檢閲したといへば、此等の砲臺も此の前後に築造されたものであらう。〔注四一〕 鹿兒島方面では、祇園洲前之濱兩砲臺について、調所海老原等の計畫する處があつたが、共に調所執政中には實現しなかつた。祇園洲は城下上方の駐屯所として築地に着手したのみであつた。前之濱については、砲臺を嚴にし、出物藏、垂水、下屋敷、細工所を他へ移轉し、大砲の圍藏を建て、東西へ通行の便を開き、出水筋、東目共に連道を設ける等の計畫であつたといふ。〔注四二〕 嘉永三年四月、安田、田原、成田等は川尻砂揚場天保及び洲崎、宇都濱砲臺の築造掛を命せられたが、翌月、目附東郷彌十郎は小納戸となり、また天保山砲臺築造に當り、六月、竣功して試射を行つた。是より先き、安田等は領内東目及び西目海岸を巡視し、西は長島、東は志布志まで廻り、砲臺豫定場所の

火薬庫設置の
計畫

櫻島の諸砲臺

地圖を作り、嘉永三年三月、鹿兒島に歸り、翌月、領内海岸砲臺の築造及び火薬庫設置のため出張を命ぜられ、年内に串木野羽島、垂水、内之浦、指宿、知林島の諸砲臺が竣功した。穎姓、枕崎、小根占等の砲臺も是より前に築造された様である。同四年正月、櫻島袴腰砲臺の備砲を修理したが、此の砲臺の築造も同三年の事



第十圖 天保山砲臺跡

ならんといふ。櫻島には此の外、數個の砲臺があつた。猶ほ、出水、阿久根の砲臺は、同四年三月、築造された。

嘉永元年十二月十八日、調所廣郷は江戸櫻田の藩邸に於いて七十三歳を以て歿した。死因は服

二階堂行健

毒自殺と傳へられる。次いで廿日、大目附二階堂行健は、改革後退なき様、調所の後任として擔當すべく命ぜられたが、翌年二月に至り、他所向へ響合宜しからざる聞えありと、役免の上家格を代々小番に貶され、隱居慎申附けられ、調所の嫡子廣時門左も病氣の名目で齊興附小納戸勤を免せられ、平ノ馬場の屋敷も

海老原清熙役
免隠居
調所の死につ
きての説

沒收され、名を稻富數馬と改め、四月、海老原清熙も依願役免の上隠居せしめられた。注四四 調所の死は、藩の唐物拔荷につき幕府の沙汰を受けた結果の自殺と傳へられるが、真相は明瞭でない。たゞ同二年正月廿九日付、村野實晨宛及び山口定救宛の齊彬の狀によれば、調所の死乃至二階堂等の處分については、福岡藩主黒田齊溥も與り申合せ、老中阿部正弘より内沙汰があり、之は家中では家老島津久寶、番頭吉利久包のみが預り知つてゐた事と解せられる。注四五 また唐物拔荷云々については、同三年三月廿三日、木村時澄が黒田齊溥に具狀した際、之に觸れて、調所の專權稅政を陳述した後、同人は折よく死去し、其の後、唐物拔荷一件について幕府より達せられた譯もあつてか、名跡は一旦改名の上退役したと述べてゐる。注四六

當時、調所及び其の與黨に對する惡評は極めて高く、山田清安の記す處によれば、惡評は家中に止まらず、江戸では諸家屋敷で噂し、調所の事を芝居にして居り、扇の繪にも坊主の衣裳を着たのがあり、草双紙にも三國兼調所笑草等があつて、調所を諷刺してゐたといふ。注四七 當時、家中では、内田某が書いた毒蛇變化物語といふ諷刺小説があり、各種の落書或は流行歌が行はれ、調所及び海老原

調所并にその
與黨の世評
草双紙調所笑
草
小説毒蛇變化
物語

海老原清熙の記する所

二階堂等の私曲專横を諷し、軍制改革を評し、また唐物拔荷に及んでゐる。^{〔注四九〕}後年海老原清熙は、調所が世上の誹謗猜忌を受けた原因について記してゐるが、夫によれば、調所が茶坊主より君寵を得て家老となり、異類の拔擢を受けた事に對する反感、農政改革給地高改正等の改革に對する一部の怨嗟、各局に精勤適任の者を拔擢し、遊惰緩怠を禁じた事について失意の者があつた事、軍制改革のため異國方附屬の者、諸師家及び舊來の兵學武術を修練した者の失意等もあつたといふ。^{〔注五〇〕}蓋し、一面の事情を語るものといふべきであらう。

齊興齊彬と調所との關係

次に、齊興齊彬と調所との關係を見るに、齊興は一切調所を信任したといはれる。天保十三年五月當時、調所及び碓山久徳について、大坂仕向に自分取込み或は自分勝手ありとの聞えが齊興にも達し、同十八日、家老島津久寶に宛て、其の事が表向となれば、兩人退役と思はれる故、萬一の場合には、久寶に於いて跡を引受ける様と達したが、其の後更らに、右の如き調所不正の事實はなく、其のまゝに差置くとしてゐる。^{〔注五一〕}齊興は、時に調所を警戒した事もあつたが、猶ほ信任を續けた様である。併し、調所の歿後、齊興は吉利久包に、實は時々調所の頭を抑へたと洩らしたともいひ、^{〔注五二〕}當時、齊彬の見た處では、齊興は、稻富海老原等

齊彬と調所の對立

を厭ふ様子であつたといふ。^{〔注五三〕}併し、猶ほ要路側近には調所の與黨多く、齊興も調所の施政を全く棄てるに至らなかつたのであらう。齊彬と調所とは、從來、極めて對立的であつたと云ふべく、琉球外交軍制問題を始め、萬般に互つて齊彬は調所の施政を正しからずとし、調所は齊彬を疏外した。調所死去に稍、先立つて、嘉永元年九月十二日、齊彬は徳川齊昭に宛て、薩藩に於いては、諸事名聞の處置、且つ聚斂の政治多く、人心一和せずと傳へてゐるのも、^{〔注五四〕}調所に對する全面的非難と見られる。夫より先き弘化四年六月、齊彬は時に江戸詰世子附奥茶道頭、表同朋頭より國許の數寄屋頭に轉じた山口定救に對し、琉球關係、其の他の情報蒐集を命じ、隔月秘信の往復があつたが、其の間にも齊彬の見解を窺ふべきものが多い。其の内、嘉永元年七月廿九日付、齊彬は、調所の勢力は誠に恐るべく、將來如何なるべきか、致方なき時は、何人か一はまりせざれば、とても治まらずと考へると記して居り、更らに、成田青山の砲術新舊兩門の不和に觸れて、青山門人が一騒動起せば、却つて調所等の惡事を吟味し易いといひ、諸營繕か、或は何事か普請の事について、誠に天魔の所行と思ふと記してゐる。他方、調所等の齊彬に對するや、例へば、木村時澄が黒田齊溥に具狀した内にも、齊

調所の死及び
その與黨の處
分と齊彬

齊興の側室岡
田氏

彬の蘭式砲術、其の他の洋學或は技術研究に對し、常に讒口を構へて妨碍した等の事が見えてゐる。調所を廻る以上の如き關係は、次いで惹起した謂はゆる嘉永朋黨事件の起因として極めて重要であると考へなければならぬ。

さて、調所の死去及び其の與黨の處分については、恐らく齊彬も與つてゐたと考へられるが、彼は更らに、處分されたのは三人に過ぎず、餘黨猶ほ多きを憂慮した。嘉永二年閏四月付、山口定救に宛て、齊彬は、年來の惡事露顯に及んだが、未だ仲々餘黨多きにつき、油斷はならずと深く慎むべき旨を達してゐる。（注五五）

當時の實情、要路及び齊興の側室岡田氏由は調所與黨の側に在り、諸事改まる事なく、齊彬以上に一部藩士、即ち、謂はゆる朋黨諸士等の噴激する處であつた。同年五月十六日（或は十六日とも）付、吉井泰諭宛、山田清安の狀には、種々此の間の事情について、調所死去の上二階堂役免愼とはなつたが、餘の事は握拳の事のみで、更らに思はしき事なしといひ、海老原は依願役免、隱居で濟み、是まで掴み込んだ物も、知行等も全く手を附けられず、彼は役免愼申渡されたにも拘はらず、夜陰に酒宴を催すと聞え、更らに、曾木本庄邊に仕明地を見立て、給地高改正の時申受けて置いた土地に公役人夫を使役してゐると風聞あり、また稻富數馬の

調所廣郷の子
稻富數馬の再
勤

屋敷沒收も、内實は金六百兩で買上げられたので、且つ大部分の建物を持ち去り、取込拜借は凡べて棄捐せられ、退役も病氣辭職であつた事等遺憾の事と傳へてゐる。其の他、要路の間に賄賂の行はれるは従前に變らずとし、即ち、西田矢右衛門なる者は先きに目附を勤めて謀書の罪を犯し、未だ一年ならざるに、之が屋久島奉行に任じ、また明年の琉球恩謝使參府の馬立に加へられたのは、家老島津久徳が金三百兩及び刀大小の進物を受けて取計らつたのは確實である（注五六）と記し、家老末川久平も内願を受けて相當に收賄したとも記してゐる。

其の後、稻富數馬は用人に再勤申附けられた。九月廿九日、齊彬は山口定救に對し、稻富の再勤は全く岡田氏の所爲と思はれると傳へてゐる。齊彬は、之が發表となれば、城下の人心は再び動搖すべく、齊興の側近では側役伊集院兼一等も、二階堂行健の事は悪しく云ふも、調所の事は、島津久徳も居るため、やはり良き方に云ふと考へられるが、岡田氏さへ居らざれば、以後は大いに宜しき事と考へるとも云つてゐる。（注五七）

猶ほ、二階堂行健は、役免の際、内用方の金三千兩程も帳面に不足し、吉利久包へ引繼出來ず、その他數々の失錯あり、吉利より齊興へ達したとの事（注五八）で、同人の復活は全く不可能であつた様である。

島津久徳

時に、要路の中心と目されるのは、島津久徳である。彼は本姓碓山氏、島津家六代師久の次男碓山久安の子孫で、少壯にして齊彬に侍仕し、頗る忠勤したが、後調所に用ひられ、平士より不次の立身をなし、齊彬の琉球外交問題について歸國した際も随従したが、夫に先立つて弘化三年五月、側詰より家老側詰兼務として勝手方・大目附掛用、其の他諸掛是まで通り擔當すべきを命ぜられ、同時に、家筋に付嫡子まで島津の稱號を許され、嘉永三年正月、家格一所持に進んだが、齊彬襲封後、家老を罷免された。^(注五九) 木村時澄によれば、久徳は調所と姻戚關係あり、施政萬事調所に同じく、家宅は結構にして、進物を取る事夥しく、嘗つて二階堂行健出てより之と對立し、暫時權威衰へたが、再度登用され、二階堂没落後は風俗改正も行はず、表面收賄を辭するも、内證には收め、更らに、久徳より調所一件について内々齊彬方へ悪く申入れたといふも、實は同穴の者で、稻富の再勤も同人の肝煎に相違なく、國中切齒してゐるといふ。之に對する黒田齊溥の評には、久徳等も改革の志あり、齊興が調所を格別悪く思はず、其の他種々の事情あるを心痛してゐるが、表向の面々は一向承知せずとある。^(注六〇) かくて、島津久徳等要路排撃の運動が起つたのであるが、之を一層深刻なら

木村時澄の島津久徳評

島津久徳等の排撃と繼嗣問題

繼嗣問題と齊彬

岡田氏所生の忠教

齊彬の子女の天亡

しめたのは、次に記す繼嗣問題である。當時、齊興は既に老體に及び、齊彬も相應の年齢に達し、且つ家中の徳望を受け、漸く其の繼嗣が論せられるに至つた。此の問題は、家中に限らず、既に調所死去の當時、老中阿部正弘・福岡藩主黒田齊溥等の間にも議せられつゝあつた。^(注六一) 他方、齊興の側近要路の間には、岡田氏の所生なる忠教を推す者あり、少くとも一部の見る所此の如くであつた。即ち、木村時澄は、黒田齊溥に對し、忠教は齊興愛妾の所生なるが故に取持格別で、家老座に列し、齊興在府中は家老を差圖し、其の他、縁邊を登庸する等の事を具し、更らに、忠教は善良の人物なるも、權臣奸婦と意を通ずるを以て、彼等は頻りに忠教を推戴するものと、事々に家中一統推察して居り、従つて、齊彬繼嗣なきは大いに倖ひに相違なく、忠教を齊彬の養子とし、次第によつては齊彬を押倒すの心底も測られず、始終齊彬の讒言をなし、齊興・齊彬父子の和熟もなきやに察せられると、^(注六二) 其の推察する所に従つて説明してゐる。

更らに、齊彬の子女が相次いで天亡した事から、繼嗣問題は一層紛糾に陥つたのである。齊彬は、嘉永二年の齡四十歳までに五男二女を持つたが、長男菊三郎・長女澄姫・二女邦姫は、何れも文政・天保中に天亡し、弘化二年七月誕生の次

男寛之助は嘉永元年五月に歿し、嘉永元年十一月誕生の四男篤之助は翌年六月に歿した。弘化四年十一月誕生の三男盛之進は、嘉永三年十月に歿し、嘉永二年閏四月誕生の五男虎壽丸のみが生育してゐたが、其の後、安政二年閏七月に夭亡した。かゝる稀有の不運から、咀詛調伏するものありとの疑惑を生じたのである。嘉永二年五月十二日付、吉井泰諭宛、山田清安の狀に、盛之進も又又奇異の病症に罹つた由、如何にすれば彼の賊等を誅討すべきやと晝夜も安眠出來ずと云つてゐるの（注六三）も、呪詛の事實を信じての言であらう。しかも、木村時澄によれば、寛之助の病床の下から人形の封物が出たと傳へ、即ち、修驗の者共が吟味した處、疑もなき調伏の人形で、上包の筆蹟は岡田氏附の廣敷番頭牧仲太郎に相違なしとの事であつたといふ。また先年、相良市郎兵衛宗一郎といふ親子が、調伏一件について側役伊集院兼一に實否を尋ねた處、伊集院は岡田氏に告げたので、兩人共直ちに遠島に處せられ、其の後、牧仲太郎は伊集院に御蔭を以て危き命を助かつたと、數刻密談に及んだのを朋黨の一人宇宿彦右衛門が物蔭より聞いたともいふ。併し、之は悉く事實とは思はれず、黒田齊溥の評には、虚實相半し、殊に人形の事は間違ひとある。（注六四）

岡田氏附廣敷番頭牧仲太郎

黒田齊溥の評

繼嗣問題と黒田齊溥・伊達宗城等の所見

齊興の意向

齊彬及び其の意を受けてゐた黒田齊溥及び宇和島藩主伊達宗城等は、要路が此の如く齊彬の繼嗣を阻止してゐるとまでは視なかつた様で、嘉永二年正月廿九日付、村野實晨宛、齊彬の狀に、吉利久包も明年の琉球恩謝使參府の後に、齊興の意志により隱居とする様考へてゐる様子で、此の節は萬事吉利及び勘定奉行本田貞前家老島津久實と相談して居る事等を記して居り、同三年六月十二日、老中阿部正弘との對話に、伊達宗城は、齊彬の密話等に基づき、島津久徳・吉利久包等に於いては、廢立策謀の如きは認められず、齊彬繼嗣の事も心配してゐる様であると云つてゐる。更らに、齊興に至つては、もとより廢嫡の意向はなかつた如く、右の對話に於いて、伊達宗城は、齊興は調所を信じ、ために諸政一洗せず、現在著しき改革を行ふ者は直ちに貶されるといふ勢であるが、齊興はまさか廢立の意向はなかるべく、たゞ齊彬に子なき場合、忠教を養子とする考へは從來も有する如く、側近に之を促し、或は讒口する者あつて迷ひの念を生ずるのであらうと云つてゐる。（注六五）

朋黨諸士の動き頻り

謂はゆる朋黨諸士の動きは、嘉永二年春頃より著しくなつたと思はれる。當時、島津久徳より家老島津久武に對し、高崎溫恭・近藤隆左衛門の兩人と齊彬

近藤・高崎等の會合

と書信往復ありとの事につき、兩人に咎め申附けるべく、大目附へ申渡すべき旨相談があり、久武は内實を承知してゐたから、一應大目附へ糺した上で咎め申附けんと糺方に及んだが、此の時は無事に済んだといふ。〔注六六〕 四月末、近藤・高崎及び山田清安等は、靱鞆冬の名越時行宅に集會した。五月十二日付、吉井泰諭宛、山田清安の狀によれば、近藤・山田・高崎・名越の四人は協議し、權臣黨類の罪狀を書立て、江戸に送り、また黒田齊溥へ達して取計らひを願ひ、家老島津久武へも申入れて援助を請ふ事としたといふ。〔注六七〕 名越時行は、翌年三月四日以降、此の點につき糺問されたが、彼の申分では、當時、即ち、四、五月頃、近藤より屋敷借用を申込まれ、參會者は何れも同役友人なるを以て承諾し、自身も參會する事とし、其の目的は、海老原清熙の驕慢に對する取扱及び齊彬繼嗣の上申等の相談であると聞いて驚いたが、其の上は參會せざるを得ず、席上之を差留めんとし、遂に連名の書面より名前を削除したといふ。〔注六八〕 吉井泰通も、嘉永二年十二月十八日以後、糺問され、近藤の依頼により誓詞様の文言及び三段に姓名を書分けた事につき、之を否定したが、翌三年正月廿日、彼が兄吉井泰諭に報じた處では、事實は、三、四月頃、近藤・山田・名越及び赤山久晋四人の吟味に成る調所執政中の

竹内重任・岩崎千吉江戸に發足す

專横、其の他從來の秕政を記した長さ七、八間の書付、齊彬繼嗣願出の書付、三、四十人に及ぶ善惡の姓名書の三通を、近藤・高崎の命により認めたと〔注六九〕いふ。また加治木家來竹内重任・岩崎千吉は、近藤・高崎・山田等の委任により、同二年八月廿九日、加治木を發して江戸に赴いた。其の使命は、秘翰及び和田仁十郎が加治木・日木・山宇都・觀音・國分・小濱・鶉權現・飯野・狗留・孫權現に參籠して齊彬のために祈願した際の護符を齎すの外、齊彬の次男寛之助の呪詛に與つたとされた牧仲太郎を暗殺するにあつた。〔注七〇〕 併し、兩人は牧の暗殺は果さず、翌春、歸國した。〔注七一〕 其の他、近藤等が島津久徳等殺害を語り合つた事ありといひ、即ち、嘉永三年正月廿日付、吉井泰諭宛、同泰通の狀に、脇岡五郎太山之内貞倚・松元一左衛門が近藤方へ赴いた節、三人より、騷動の場合には、先づ島津久徳を殺害し、伊集院兼一も同様殺害せんと話したのに、近藤より、高木市助に野戰砲を以て燒打させんと答へ、夫より互に過言に及んだとある。〔注七二〕

不穩の形勢
突如の斷歴

かくて、不穩の形勢を萌し、諸士の行動また要路の内偵する處となり、嘉永二年十二月三日、突如として近藤隆左衛門・山田清安・高崎溫恭・土持岱助・村田平内左衛門・國分猪十郎の六名は評定所出頭を命せられ、即ち、自刃の内達なるを以

高崎崩れ

て、一同即夜切腹した。其の罪状とは、集會して政治を誹議し、花倉茶屋に於ける異賊調伏の修法を惡意ありと傳播し、家老島津久徳等を殺害するの陰謀ありといふにあつた。就中、近藤・山田・高崎を首魁とし、翌年三月、共に士籍を除き、更らに磔刑を加へ、且つ近藤に對しては鋸挽磔刑とした。其の時の申渡によれば、彼等自刃の後、山田・高崎等の親類より追々密書等を差出し、同類糾合に及び、また山田より京都町人鹽屋勘兵衛方へ送つた密書も同人より差出あり、證跡明白となつた處、右三人が頭取となり、密會して徒黨を結び、政治向を誹謗し、既に騷亂にも及ぶ等の事を種々書認めて右鹽屋方へ送り、幕府向に響く様取計らひ、齊興隱居齊彬繼嗣の事を計み、且つ重役等を殺害すると申渡す等、種々の惡意を企てたものであるといふ。其の他、糾問される者多數に及び、引續き夫々處分せられ、世に嘉永朋黨事件、或は高崎崩れ〔注七二〕〔補説〕といふ。

高崎崩れ關係者氏名

氏名

當時の地位及び及び處分の狀況等

近藤 隆左衛門 町奉行物頭勤 嘉永二年十二月切腹 翌三年三月除籍・鋸挽磔刑
 山田 清安 町奉行鐵炮奉行勤 同二年十二月切腹 翌三年三月除籍・磔刑
 高崎 温恭 船奉行家老座書役勤貞掛 同二年十二月切腹 翌三年三月除籍・磔刑

島津久武

土持 岱助 兵具方目附 同二年十二月切腹
 村田 平左衛門 道方目附 同二年十二月切腹
 國分 猪十郎 無役 同二年十二月切腹
 赤山 久普 物頭 同二年十二月愼 翌三年二月役免 三月切腹
 中村 嘉右衛門 裁許掛 同二年十二月愼 翌三年二月役免 三月切腹
 野村 喜八郎 廣敷横目 同二年十二月愼 翌三年三月切腹
 吉井 泰通 藏方目附 同二年十二月愼 翌三年三月切腹・絶家
 島津 久武 江戸詰家老 同三年四月役免・隱居・剃髮・愼・島津稱號實名久字國名褫奪 次いで切腹
 仙波 小太郎 馬廻 同三年四月切腹
 二階堂 經行 大目附 同二年十二月役免 翌三年正月病死 三月（四月と）除籍・墓碑撤去
 樺山 喜兵衛 弟木村時澄脱走につき 同三年三月切腹 母も遠島に處せらるといふ
 名越 時行 物頭 同三年三月愼・役免・大島遠島
 新納 時升 甌島地頭 同三年四月役免・徳之島遠島
 吉井 泰諭 屋久島奉行 同三年四月役免・大島遠島
 村野 實晨 奥小姓 同二年十二月寺社方取次に轉役 直ちに役免・幽閉 翌三年三月徳之島遠島
 島津 清太夫 大番頭 寄合 同三年四月役免・島津稱號實名久字褫奪・板鼻姓實名歳字・家格小番・幽閉 次いで徳之島遠島
 松元 一左衛門 地方檢者 同二年十二月愼・幽閉 翌三年三月役免・遠島
 山之内 貞倚 郡見廻 同二年十二月愼・幽閉 翌三年三月役免・臥蛇島遠島

大久保利世

肱岡五郎太 宗門方書役 嘉永二年十二月幽閉 翌三年三月遠島
 大久保利世 琉球館藏役 同三年四月役免 喜界島遠島
 高木市助 製藥掛兼庭方 同二年十二月幽閉 翌三年正月缺落捕へられ 四月親族預け幽閉中自殺
 和田仁十郎 無役 同二年十二月幽閉 翌三年三月遠島
 近藤七郎右衛門 裁許掛見習 同三年四月役免 遠島
 山口定救 奥茶道頭數寄屋頭勤 同三年四月役免 喜界島遠島 後不及と改名
 白尾傳右衛門 加治木家來 同三年四月役免・愼・役障 翌四年正月大島遠島
 有馬義成 小姓與隱居 同三年四月愼
 關廣國 同三年四月愼
 松山隆阿彌 數寄屋頭勤 山口定救兄 同三年四月愼
 有川十右衛門 同三年四月愼
 川北孫左衛門 裁許掛 同二年十二月勤方差控 翌三年四月役免・愼・役障
 八田知紀 廣敷番頭 同三年四月役免・愼・役障
 後醍院眞柱 同三年四月愼・役障
 郡山一介 同三年四月愼・役障
 宇宿彦右衛門 製藥方 同三年四月役免・愼・役障
 新納嘉 同三年四月愼・役障
 寺尾庄兵衛 同三年四月愼・役障

後醍院眞柱

奈良原喜左衛門

奈良原助左衛門 小番 同三年四月愼・役障
 奈良原喜左衛門 小番 同三年四月愼・役障
 木場次右衛門 同三年四月愼・役免
 名越盛胤 大目附 役免
 近藤欽吉 隆左衛門長子 同三年三月十五歳に達するを待ち遠島と申渡
 高崎左太郎 温恭長子 同三年三月十五歳に達するを待ち遠島と申渡 後の正風
 山田歌 清安妻 同三年三月種子島遠島
 井上經徳 諏訪明神々職 同三年正月筑前へ亡命 後藤井良節・工藤左門と改名
 木村時澄 無役 同二年十二月禁足・幽閉 翌三年三月筑前へ亡命 後村山松根・村山陶作・北條右
 竹内重任 加治木家來 同三年六月筑前へ亡命 もと經成、後葛城彦一と改名
 岩崎長直 加治木家來 同三年六月筑前へ亡命 後相良藤次と改名

高崎左太郎

朋黨事件關係者多く齊彬の眷顧を受く
齊彬と關係諸士

右に見る如く、井上經徳等四人は筑前に亡命し、即ち、福岡藩主黒田齊溥に事情を陳じ、齊彬のため援助を請ひ、また同侯の庇護を得て同地に留まつたのである。
 事件關係者の多くは齊彬の眷顧を受けて居り、齊彬は彼等の忠心を認めてゐたのであらうが、たゞ彼等が無益に對立を激化せしめる事には警戒し、屢々戒告を與へた様である。嘉永二年九月廿九日付、山口定救宛及び村野實晨宛、齊彬の状は、是より先き諸士より、何事か具申する處あり、夫に對する返書と思は

れるが、村野宛には、近藤は一向の氣質故、兎角前後の考へ薄く、其の點よく心得て粗忽の振舞なき様依頼するといひ、また久徳は随分心得ある者で、近藤等の悪む程の者とは考へられず、齊興側近に言ふに言はれぬ都合もあつて、據なき評判を受ける事もあり、近藤の如く悪んでは宜しからず、近藤へも其の點申遣したが、一圖の心底故に仲々承知せずと思はれる、村野に於いてもよく心得て、來年までこらへる様夫となく傳へよと記してゐる。山口宛には、齊興が久徳を調所同様に用ひるは好ましからず、外に宜しき人物はあらんと記してゐるが、また人により久徳の事も調所同様に云ふ様であるが、雜説にして信用し難く、齊興側近の都合を知らざる者は餘計に思ひ過ぎる事もあるべく、此點をよく心得て承り合す様、たゞ岡田氏は退けるべきものと記してゐる。(註七三)

朋黨處分と齊彬

朋黨處分後、嘉永三年四月九日付、伊集院藤九郎に宛て、事件に就き内密報告を求めた際にも、齊彬は誠に不思議の企て、夢にも知らざる處、近藤山田等の輕しき取計らひに仰天したと記して居り、事件は齊彬にとつて全く意外であつた。併し、齊彬と朋黨諸士との關係に疑惑を持たれた際であるから、齊彬としても細心の注意を要し、右の報告を求めるにも周到な指示を與へて居り、同

狀には、村野實晨に與へた書狀につき懸念するが如き一條も見えてゐる。(註七四) 更に、井上經徳が筑前に亡命し、同二年十二月、黒田齊溥へ具陳した處も、齊彬の朋黨に關係なきを辨じ、事件は全く近藤等が謂はれなき謀事より起つたとしてゐるのも、全く齊彬の心境と一致すると思はれる。(註七五)

老中阿部正弘、伊達宗城と薩藩の内情を談合す

嘉永三年六月十二日、伊達宗城は阿部正弘と薩藩の内情に關し談合したが、其の内紛を表面化せずして齊興の隱退を計るべく、黒田齊溥の參府を待つ事とした模様である。(註七六) 次いで六月廿八日、齊興は琉球の情勢を幕府へ届出で、滞留の英人も極めて平穩であるとしたが、後に記す如く、事實は英艦來航、其の他多事なるものあり、家老島津久寶、末川久平より齊彬へも内報したので、齊彬は苦慮し、此の如きは家老島津久徳等の處置によるもので、調所執政以來の惡弊であるとし、八月廿三日、此の旨を伊達宗城に通じて善後策を請うた。(註七七) 齊興がかゝる琉球平穩の届出をしたのは、從三位昇叙の願を達するためであつたといふ。元來、島津氏は代々從四位中將を極位極官とし、家久が琉球役の功により、特に從三位中納言に叙任せられ、其の他、吉貴、重豪、齊宣等の叙位は何れも破格であつた。齊興は、先きに天保十年、琉球の使者大里王子朝教向、伊江王子朝

忠向に囑し、中山王の名を以て島津氏の琉球統治を讃へしめ、琉球民心歸服のためとして齊興の昇叙を願はしめ、翌年二月、正四位上に進んだが、彼は更らに昇叙を望み、弘化三年五月、琉球外交問題のため威嚴の要ありと、齊彬を通じて從三位昇進を願出た。琉球平穩の届出も其の達成のためであるといふ。^{〔注七八〕}

さて、伊達宗城は届出の事實相違に關する齊彬の書を受け、中津藩主奥平昌高・八戸藩主南部信順等とも計り、阿部正弘に齊彬の書を示して其の處置を講じた。即ち、嘉永三年八月廿七日の對談の結果、齊興の不行届は明白なるも、之を表面化すれば、只事態を紛糾せしめるのみであるとし、内密に上申する事に決した。^{〔注七九〕}夫より、伊達・奥平・南部・阿部の間に、齊興隱退の事を議しつゝあつたが、齊興が琉球恩謝使を率ゐて參府するを機として、斷然其の隱退を實現する事とした。齊彬は事の齟齬せん事を憂へ、九月十九日、伊達宗城に書を送り、伊達・奥平・南部三侯により圓滿解決する様依頼してゐる。かくて十一月十三日、幕府は島津久徳・吉利久包に對し齊興隱退を内諭し、十二月朔日、齊興は隱居を内願したので、七日、嘉納せられ、翌春二月、隱居して齊彬が襲封した。^{〔注八〇〕}齊興は、其の後安政四年十二月、從三位に叙し、同六年九月、鹿兒島玉里邸に於

奥平昌高・南部信順・伊達宗城の處置を講ぜんとす

齊興隱居し齊彬襲封す

いて薨じ、諡號を金剛定院といふ。^{〔注八一〕}

〔注一〕 島津正統系圖 島津家系圖 舊記雜錄追録

卷一六三 文恭院殿御實紀卷三七・四四・五三 慎

德院殿御實紀卷二

〔注二〕 歷代制度卷一七上

〔注三〕 舊記雜錄追録卷一五〇・一五一 歷代制度

卷七一(袖崎本)

〔注四〕 舊記雜錄追録卷一五二 歷代制度卷七一

(袖崎本)

〔注五〕 歷代制度卷一七上

〔注六〕 舊記雜錄追録卷一五一 歷代制度卷七一

(袖崎本)

〔注七〕 舊記雜錄追録卷一五二 重豪公年譜稿 文

恭院殿御實紀卷五五

〔注八〕 舊記雜錄追録卷一五二 歷代制度卷七一

(袖崎本)

〔注九〕 舊記雜錄追録卷一五四

〔注一〇〕 舊記雜錄追録卷一六三 見聞記卷三〇 御

改革取扱向御届手控 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

第三章 後 期

所笑左衛門廣郷履歷概略 薩藩政改革ニ係ル件

〔注一一〕 薩藩政改革ニ係ル件

〔注一二〕 舊記雜錄追録卷一五九・一六一—一六三

藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門履歷概略

調所廣郷履歷 海老原清熙君身上ニ關スル件

〔注一三〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門履

歷概略 薩藩政改革ニ係ル件

〔注一四〕 舊記雜錄追録卷一六〇 藩政改革ニ係ル件

書類及ビ調所笑左衛門履歷概略 薩藩政改革ニ係ル

件 海老原清熙君身上ニ關スル件

〔注一五〕 御改革取扱向御届手控 藩政改革ニ係ル件

書類及ビ調所笑左衛門履歷概略 薩藩政改革ニ係ル

件 海老原清熙君身上ニ關スル件 海老原雅齋君御

取調書類草稿

〔注一六〕 舊記雜錄追録卷一六三

〔注一七〕 文恭院殿御實紀卷七一 慎德院殿御實紀卷

二 舊記雜錄追録卷一六二

〔注一八〕 舊記雜錄追録卷一六三

〔注一九〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略

〔注三二〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略 海老原清熙君履歷概略 海老原清熙君身上ニ關スル件 薩藩政改革ニ係ル件

〔注二〇〕 舊記雜錄追錄卷一六三 元治元年萬留

〔注三三〕 舊記雜錄追錄卷一六三 琉球外交關係史料卷七 島津久光公譜卷二・三 順聖公年譜稿

〔注二一〕 舊記雜錄追錄卷一六四

〔注三四〕 照國公感舊錄 島津久光公譜卷二 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略 薩藩政改革ニ係ル件

〔注二二〕 薩藩史料稿本 島津久光公譜卷三

〔注三五〕 海老原清熙君履歷概略 琉球外交關係史料卷八 薩藩史料稿本

〔注二三〕 琉球外交關係史料卷一 齊彬公御言行錄卷二 薩藩政改革ニ係ル件

〔注三六〕 琉球外交關係史料卷七

〔注二四〕 御軍役方創設事件 薩藩史料稿本

〔注三七〕 順聖公年譜稿 薩藩海軍史卷上

〔注二五〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略 薩藩政改革ニ係ル件 鑄製方召建候一件之覺 御軍役方創設事件 薩藩海軍史卷上

〔注三八〕 舊記雜錄追錄卷一六四 薩藩史料稿本 島津久光公譜卷三

〔注二六〕 昭國公感舊錄

〔注三九〕 舊記雜錄追錄卷一六四 琉球外交關係史料卷八

〔注二七〕 薩藩史料稿本

〔注四〇〕 海老原清熙君身上ニ關スル件

〔注二八〕 琉球外交關係史料卷六 琉球外國關係文書卷一 順聖公年譜稿

〔注四一〕 薩藩海軍史卷上

〔注二九〕 續舊記集 島津久光公譜卷二

〔注四二〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略

〔注三〇〕 御軍役方創設事件 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略 島津久光公譜卷二

〔注三一〕 琉球外交關係史料卷七

〔注四三〕 順聖公年譜稿 薩藩史料稿本 島津久光公譜卷三 薩藩海軍史卷上

〔注四四〕 寺師宗德氏編先賢遺寶 見聞記卷二・二三 山之内修一氏著葛城彦一傳 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略 薩藩史料稿本

〔注四五〕 先賢遺寶

〔注四六〕 葛城彦一傳

〔注四七〕 先賢遺寶

〔注四八〕 加藤雄吉氏編近世薩藩群書一覽

〔注四九〕 見聞記卷二三 新納仲左衛門(時成)日記

〔注五〇〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略

〔注五一〕 齊興公御筆卷三(黒岡忠雄氏所藏文書)

〔注五二〕 薩藩政改革ニ係ル件

〔注五三〕 葛城彦一傳

〔注五四〕 昭國公文書卷一

〔注五五〕 葛城彦一傳

〔注五六〕 先賢遺寶

〔注五七〕 葛城彦一傳

〔注五八〕 先賢遺寶 葛城彦一傳

郷履歷概略

〔注四三〕 順聖公年譜稿 薩藩史料稿本 島津久光公譜卷三 薩藩海軍史卷上

〔注四四〕 寺師宗德氏編先賢遺寶 見聞記卷二・二三 山之内修一氏著葛城彦一傳 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略 薩藩史料稿本

〔注四五〕 先賢遺寶

〔注四六〕 葛城彦一傳

〔注四七〕 先賢遺寶

〔注四八〕 加藤雄吉氏編近世薩藩群書一覽

〔注四九〕 見聞記卷二三 新納仲左衛門(時成)日記

〔注五〇〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略

〔注五一〕 齊興公御筆卷三(黒岡忠雄氏所藏文書)

〔注五二〕 薩藩政改革ニ係ル件

〔注五三〕 葛城彦一傳

〔注五四〕 昭國公文書卷一

〔注五五〕 葛城彦一傳

〔注五六〕 先賢遺寶

〔注五七〕 葛城彦一傳

〔注五八〕 先賢遺寶

〔注五九〕 朋黨類纂 先賢遺寶 葛城彦一傳 薩藩嘉永殉難志士祭典錄

〔注六〇〕 贈正一位島津齊彬公記

〔注六一〕 先賢遺寶

〔注六二〕 葛城彦一傳

〔注六三〕 先賢遺寶 齊彬公年譜稿 寺師宗德氏著

〔注六四〕 葛城彦一傳

〔注六五〕 先賢遺寶

〔注六六〕 葛城彦一傳

〔注六七〕 先賢遺寶

〔注六八〕 朋黨類纂

〔注六九〕 先賢遺寶

〔注七〇〕 贈正五位相良藤次小傳 葛城彦一傳

〔注七一〕 先賢遺寶

〔注七二〕 朋黨類纂 先賢遺寶 葛城彦一傳 薩藩嘉永殉難志士祭典錄

〔注七三〕 葛城彦一傳 先賢遺寶

〔注七四〕 齊彬公書翰集

〔注七五〕 葛城彦一傳

〔注七六〕 先賢遺寶

〔注七七〕 琉球外交關係史料卷八

〔注七八〕 尙奉侯實錄 琉球外交關係史料卷四・八

〔注七九〕 贈正一位島津齊彬公記

〔注八〇〕 琉球外交關係史料卷七

〔注八一〕 島津正統系圖 島津久光公實紀卷一

第三編 民政及び産業

第一章 農政及び農業

第一節 農政の機構

農政に預る諸

郡座の設置

耕作・貢租等農政に關する事は、家老座に於いては、勝手方、即ち、古くは御物座國遣座の支配であつたが、^{〔注一〕}一時家老の内に郡代或は田地方差引等の役を置いた事もある。其の下に郡座或は郡方の役所が専ら其の事に當つた。併し、初めは殿役奉行、從つて、其の役所殿役座が、殿役賦課と共に、廣く農政に預つてゐた。^{〔注二〕}郡座の設置は慶安二年の事で、時に、東郷重方が郡奉行に任じ、同人宅を郡座の役所とし、筆者を附した。同時に、猪俣則安が郡奉行に任じたともいふ。即ち、郡座は郡奉行の役所で、後に郡方と稱し、要するに、農事監督・貢納督促・治水・新田開發・地籍等の農政萬般を擔當したのである。^{〔補説〕}但し、收納の事務には古くより代官の役があり、慶長乃至寛永頃、各地に之を置いた事が見え、地頭の兼任

代官座

とした事もある。また明暦・萬治頃に五與代官があり、其の後、變遷して表方代官帖佐與代官となつた事は前に記した。代官の役所を代官座といふ。更らに、前記の殿役座、殿役奉行は郡座設置後は専ら殿役の事を掌つた。(五三三)

〔補説〕郡奉行の下に地方検者を附した。但し、何年に始まるか不明である。また天明元年、郡奉行見習を置いた。(歴代制度卷五二頁 舊記雜錄追録卷一三四)

郡代役

惣田地座

次いで明暦三年七月、郡代役を置き、家老島津久頼・新納久詮を之に任じ、東郷重方及び菱刈重敦・汾陽光東が郡奉行として其の下に附せられた。寛文九年三月には、惣田地座を置き、菱刈重敦・汾陽光東を惣田地奉行とし、其の下に郡奉行を附した。郡代の設置に當り、明暦三年七月、光久は袖判の掟を以て、國中耕耘の時節・收納方、荒地起、新田開發、水廻等の見立を肝要とし、郡奉行は時々領内を見廻り、様子により郡代も差越して沙汰すべく、藏入・給地共百姓の沙汰は郡奉行に於いてなすべしと達し、且つ内檢の事も申渡してゐる。夫より郡代以下は、萬治内檢及び定代制を始め諸例規の制定、新田開發、治水工事等を施行した。郡奉行東郷重方は、萬治二年八月に歿し、また數人の郡奉行が加はつてゐるが、其の後殊に菱刈重敦・汾陽光東は、惣田地座の時代までも事績が多い。(五三四)

郡奉行東郷重方

惣郡座

田地方差引

御物座家老島津久元

天和二年七月、組頭禰寢清雄賢清に田地方差引を命じ、惣田地座を廢し、惣郡座を置き、郡座代官座を其の下に附した。更らに翌月、家老島津久元帶に田地方差引を、禰寢清雄に分國中耕作仕付方・取納方を差引し、且つ必要の事は萬端久元に申談する事と達した。即ち、島津久元が御物座家老として指揮し、其の下に禰寢清雄が惣郡座の事に當る事としたのであらう。島津久元は、元祿三年、家老を免せられ、御物座は家老島津忠守一人の任となり、島津久元田地方差引の後は不明である。貞享二年六月には、伊集院忠照が禰寢清雄同役に任じ、六年勤めたといふ。併し、同四年六月、惣田地座は廢せられ、禰寢清雄は従前通り田地方を管し、光久の九男なる家老喜入久亮も稽古として同役を勤めたといふ。次いで同年十二月、田地方は金山方と共に御物座に附せられた。禰寢清雄は、元祿元年十二月より、御物座詰役となり、同五年十一月、家老に任じ、引續き勝手方より田地方を監し、元祿十二年に及んだが、吉貴代まで、用人の内田地方差引人を定めて當らしめた。惣田地座の設置は、當時の藩財政窮乏につき、田地方改善により之を救濟せんとの禰寢清雄の發案によるといふが、其の後、彼の農政に盡瘁し、例へば、大風・虫入等なき様祈願し、貞享四年十月二日立願よ

禰寢清雄の農政に關する功績

農業技術の研究

り、毎夏扇を用ひず、七年間に及んだとも傳へられ、新田開發、治水工事にも多くの業績を遺し、或は殿役、出錢の減少を計り、或は肥料の手當等、他領に劣るを患へて、其の指導に努めた。^{〔注五〕}就中、部下郡奉行と共に、農業技術の研究に努めた事は注目さるべきで、其の業績としては、歴代制度^{卷五}の農業の項及び吉利村役場所藏の農業法等が見られる。前の書は、奥書によれば、天和三年七月頃より同八月までの間、禰寢清雄、菱刈重敦、汾陽盛常が相談し、諸所の農作老功の者に糺して編んだものといふ。其の内容項目を列記すれば、左の如くである。

- 苗代地之事 種子かし様の事 打起之事
- 千田すき分様の事 上田中田下田に苗分之事
- 田の本かきの事 追こへ仕様之事 秋水落之事
- 苧洞之事 苧干様の事 種子籾取様之事
- 種子籾こき様之事 種子籾格護置様の事 植稻過候を養生の事
- 南山かけ田の事 そば田の事 わき水養生の事
- 例作仕様の事 麥作之事 麥打手之事
- 粟草取候はゞ中打と損得の事 馬屋拵様の事

農業法

馬屋底のごみ土取の事 糞屋仕掛様事
 春物植用の作こへ 小便溜の事 悪水溜の事
 のべこへの事 芝こへ作様の事 ごみ土取様の事
 たていわしこへ用様の事 萬こへ用様の事
 苗代の事 食物之段 麥かけの仕様の事
 尾張餅調の事

農業法は、卷末に初心の作人心得ともなるかと大概を記し置くとあり、奥書によれば、郡奉行汾陽盛常が書いたもので、禰寢清雄が立てた法を本にして調べたのであらうといふ。而して、其の内容は次の如くである。

農業之次第 作人心得之事 地方普請之事
 井手之事 川除之事

かゝる研究の結果、之を農事監督の上に施し、且つ米拵俵作にも規格を定め、之に相違の納米は受取らざる事としたので、産米の品質は向上し、上方に於ける米價も高騰したといふ。併し、農事監督、殊に收納を嚴重とし、當納米は勿論、藏入給地共に古未進米まで悉く取立て役米一升を加重した等、怨嗟を招い

農事監督及び
收納例規の整
備

た事も多かつた様で、禰寝を誹謗した落書の如きも見られる。^{〔注六〕} 何れにしても、此の時代に、農事監督及び收納等の例規は大いに整備したと思はれる。

勝手方家老種
子鳥久基の事
績

其の後は、勝手方家老が監督する外、郡座或は郡方の上に特別の役所を置く事はなかつた様である。猶ほ、寶永七年閏八月、殿役座を廢し、郡座に殿役方を置き、殿役米出納の事は、代官座の管掌とし、次いで正徳三年八月、殿役方を人馬賦と改めた。享保前後に至り、勝手方家老種子鳥久基の農政上の事績も、享保内檢を始め、諸例規の制定、新田開發等に顯著なものがあつた。^{〔注七〕} 農政上の諸制度は、かくて、明暦・萬治以降、享保度を通じて整備し、爾後、農政諸般は夫によつて運用せられた。個々の事項については後に記す如くである。

調所廣郷の農
政改革

また天保財政改革に當り、家老調所廣郷によつて一聯の農政改革が行はれた。當時天保初年より、各郡奉行に夫々數郷の受持掛を定め、地方檢者を配し、受持内を巡廻せしめ、表方代官帖佐與代官及び出米收納を司る高奉行も、趣法方米賦側用人をして總裁せしめ、改革に着手した。かくて、郡方及び所役々等を督すると共に、調所を始め、或は古今の農書に徴し、或は老農の言を取捨して、耕作・肥料・防虫等に互つて、改良指導に努め、刈揚米拵の監督を嚴重にし、俵作の

納枿の改正

如きも、當時最高の銘柄なる肥後米に倣ひ、胴占道具唐箕を使用せしめて洩米を防ぎ、容量を正確ならしめたので、天保六年頃までに、略改良を遂げたのである。^{〔補説一〕} 更らに、後に記す如く、天保十三年八月上見部下廢止及び納枿改正を行ひ、

下代藏・出物
藏の變更
曾木川の疏通

事業を起し、其の他、各方面の農政改革を行つた。即ち、貢租輸納に甚だ不便であつた菱刈・眞幸・祇答院方面諸郷等の下代藏出物藏の變更を行ひ、就中、菱刈七郷のためには、川内川上流曾木川を疏通して舟運を開き、^{〔補説二〕} 下代藏は羽月に建て、從前宮之城に至る天堂ヶ尾の嶮路を駄馬によつた勞苦を除いた。更らに、鹿兒島へ直納の米については、運賃・問屋宿料を輕減せしめ、近在より各郷への道路を修理して人馬の便を計り、或は凡べて收納の際、百姓の迷惑となり、暇を費す事なきやう、種々の方策を達し、役々巡廻の節、送人馬に規定外の助馬助夫を出し、止宿等に村々より酒飯を出すを停止し、課出を調べ、出銀の猥りなるを嚴禁した。^{〔注八〕} また是より先き、凶歲或は一向宗嚴禁のため、日向方面へ逃散の百姓も多かつたのであるが、離村取締を嚴重にし、弘化三年頃には、歸參者には希望の所へ居住せしめ、牛馬農具も不足なき様給與したので、當時に至り、追々歸參

百姓逃散の取
締を嚴にし歸
參を勸む

する者も多かつた。^{〔補説三〕} 調所廣郷等の農政改革は悉く成功であつたとは考へられず、其の内には百姓の勞苦を加重したのもあり、漸次にして舊弊に復した^{〔注九〕}ものもあらうが、少くとも藩の財政に寄與する處は大であつたと思はれる。

〔補説一〕 天保の改革前、大坂積登米は僅々一萬數千石に過ぎず、一俵の容量は三斗四升程で、俵作粗末のため船中・積揚場の洩米多く、米拵も不良で、薩摩米と云へば下米とされ、低値であつたのに、天保六年頃までには、略改良を遂げ、大坂堂島米問屋の氣請もよくなり、且つ同十一年春の大坂拂口改正により、價格も高騰したといふ。改革着手前後の大坂仕登米額及び賣拂價格を示せば左の如くである。

〔文政年間〕		〔天保年間〕			
年次	仕登米額	石に付價銀	年次	仕登米額	石に付價銀
文政元年	一八、六五〇・〇〇	四三、四三五	天保元年	一一、五一〇・〇〇	七六、四七三
同二年	一九、九一〇・〇〇	三四、〇七八	同二年	八、五三〇・四〇	七〇、一八七
同三年	二三、一五〇・〇〇	四〇、五〇二	同三年	一二、九九八・四〇	八二、八七三
同四年	二二、三五〇・〇〇	四九、九一九	同四年	七、五八三・〇〇	一一、二三三七
同五年	二三、七八八・〇〇	四九、八〇二	同五年	一二、三二八・三二	七四、六六二
同六年	一六、四一三・〇〇	五六、四一二	同六年	一五、七二五・〇〇	九九、〇六七
同七年	一五、五〇〇・〇〇	五二、〇三一			
文政八年	一三、八二七・〇〇	六六、〇〇九	天保七年	一一、一六三・三〇	一五三、六三二
同九年	一二、八四〇・〇〇	五〇、五九一	同八年	一六、七二六・〇〇	一一一、〇八〇
同十年	一五、九一〇・〇〇	四九、三二二	同九年	一二、六七二・〇〇	一一一、五二五
同十一年	一三、七五七・〇〇	七八、〇八八	同十年	一五、〇〇〇・〇〇	七二、〇〇〇
同十二年	一〇、四四〇・〇〇	六三、五六三	以上十年間平均	一一、五二四・一三二	九六、三八三
文政年間平均	一七、二一一・二五	五二、八一二			

大坂積登米の増加と米價の高騰

大口西八幡宮
宮司堀之内良
眼房

西郷隆盛の評

尤も、天保四年以後は全國飢饉のため米價は異常に高騰し、領内亦凶作のため仕登米も増加を見なかつたのであるが、右の如き倍加に近き賣拂價格の上昇は、農政改革の結果と見なければならぬ。當時の肥後米等の大坂相場の變動と比較すれば、此の點は一層明白であらう。(御改革取扱向御届手控其の他)

〔補説二〕 曾木川疎通とは宮之城より曾木まで六里間の工事で、此の間神子轟等の瀑湍多く、殆んど舟運を通じなかつたのであるが、大口西八幡宮々司堀之内良眼房等が百姓輪納の勞苦を除くため計畫し、菱刈七郷受持郡奉行町田俊智之に賛し、調所及び用人海老原清熙の採用する處となり、天保十三年正月、着工し、翌年四月、疏通を完成したのである。(曾木瀧下川浚由來記 三國名勝圖會卷一三・一七 大口高等女學校編稿本大口ニ於ケル史的人物・古建築ノ研究)

〔補説三〕 安政三年八月頃の西郷隆盛の上書によれば、當時他領へ逃げ去り居住の者幾千人もあり、十年程前にも、五百人餘無理に引戻し、牛馬・農具等まで給したが、

留まる者は少く、悉く逃げ去つたとあり、西郷は調所等の改革の際の逃散百姓の復歸を不成功と見た。(大西郷全集卷一)

郷村に於ける農政の機構

以上、農政を管掌する役座の變遷、また夫に伴ふ各時代農政の傾向である。次に、郷村に於ける農政の機構について概説するに、郡座或は郡方の藩吏として、郡奉行の外に地方檢者が巡廻した。地方檢者は郡奉行の指揮を受け、其の巡廻の時季も一定して居り、所役と共に農事監督、貢租催促等に當り、細目については、以下各節に説明する如くである。猶ほ、榎方郡奉行、榎方檢者もある。

郡見廻

所役としては、諸郷の郷士年寄(慶及び私領の役人)の下に數人の郡見廻(郡見舞と書)があり、郷士年寄役人は郷私領全體に互り責任を持つが、郡見廻は之を輔けて、作職貢租夫仕等一般の指揮監督に當る。古くは、殿役遣或は殿役の役があり、郡見廻の役に當り同じく古く郡奉行の所役は郡見廻程に當るといふ。其他、榎楮見廻(榎楮係)、溝見廻(用水係)等があり、榎楮見廻は榎楮の事に當り、郡見廻が兼ねた事もあり、溝見廻は新田用水の事に當り、郡見廻の下役といひ、また安永五年頃より、勸農掛を置いた。何れも郷士或は家來より任ずる所役である。代官の下役は下代であるが、之は下代藏に置くものである。但し、私領の下代

溝見廻
勸農掛

庄屋と頭役

は代官の下役ではなく、私領の出納を司つた。

功才を名主と改む

各村に於いては、庄屋を頭役とする。之は郷士或は家來から任せられ、其の村に在勤する。古くは、名主沙汰人、催し人と稱したといひ、部内に對し諸事の令達又は上達取次をなし、全般の責任を負ふが、所役の指揮を受けて、部内の作職貢租夫仕等を指揮監督する。給地に於いても、領主より納物夫仕を申附けるには、凡べて庄屋を通じ、直接百姓に申附ける事はなかつた。庄屋の下に功才があり、功才以下は百姓役である。功才は、天明三年二月、名主と改稱し、在役とも稱した様である。村内名頭中より數名を選任する者で、名頭總代にも當ると思はれるが、庄屋を輔けて百姓を指揮する。其他、名子中より任せられる百姓役には、小觸、作與頭(耕作主取)、水守(用水係下役)、下榎楮見廻(榎楮見廻下役)等があり、小觸は庄屋、功才の小使といひ、夫仕の觸廻等に當る。作與頭は耕作熟練の者で、村内作與毎に各時季の農事を指導するもの、様である。水守、下榎楮見廻は所役なる溝見廻、榎楮見廻の下役であらう。猶ほ、枅取も百姓役で、下代の下役である。〔註〕次に、一般百姓は、通常、數家部、即ち、數戸毎に門に組織せられ、門毎に名頭があり、門内の名子を統率した事は既に記した如くである。

作與頭

門

- 〔注一〕 官職秘考卷上 歴代制度卷五一亨
- 〔注二〕 薩隅日田賦雜徵寫 西藩田租考卷下 官職秘考卷下 歴代制度卷六上
- 〔注三〕 田賦集卷二 官職秘考卷下 歴代制度卷五 二利・五二貞 續舊記集 要用辨覽 租税問答 烏津國史卷二六
- 〔注四〕 舊記雜錄追録卷七 薩隅日田賦雜徵寫 地考 升田抄寫 鹿兒島藩租額事件 烏津國史卷二六
- 〔注五〕 彌震丹波清雄勸農略記 諸農業輯録 地考 升田抄寫 田租雜記 租税問答 鹿兒島藩租額事件
- 〔注六〕 地考升田抄寫 田租雜記 鹿兒島藩租額事件 租税問答 薩隅日田賦雜徵寫

- 〔注七〕 官職秘考卷下
- 〔注八〕 御改革取扱向御届手控 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 海老原雍齋君御取調書類草稿 元治元年萬留
- 〔注九〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 海老原雍齋君御取調書類草稿 元治元年萬留 直竿見合御證文其外帳面調様等書拔
- 〔注一〇〕 歴代制度卷一二上・三九下 同卷六七(袖崎本) 薩隅日田賦雜徵寫 田租雜記 鹿府御廻文 拔書卷一 租税問答 差杉來由私考 尙久主一流之譜并采邑宮城記 其の他諸町村史誌類

第二節 農地の種目

門高

農地は百姓作職地なる門高を主とし、其の他、浮免抱地、永作地、大山野仕明地等の種目があつた。門高は百姓作職地の古田が大部分之に屬し、即ち、百姓作職地の基本をなして居り、藏入給地共、正租以下高掛貢租を賦課されるものである。門高とは門に配當される高の意である。門高の配當について云へば、

門割

原則として檢地の際、門内の用夫數或は家族數等に應じて、各門は門高の配當を受け、更らに名頭は之を一定の割合で各家部に配當するのである。此の配當を門割と稱する。^{〔注一〕}尤も、名頭は、役得として、名子よりも多くの高を受取る事が認められてゐた。享保内檢中の達に、従前名頭ばかり高を受取り、名子へ作職地を渡さざる所もありと、用夫數に應じ、各戸に作職高を配當すべき事、且つ名頭は所により手隙を費す者故、名子の用夫一人前の配分高に五分の一増に受取るを得る事、但し、名頭に其の希望がなければ、名子と均等に受取る事、また老人、用夫、迦幼少者と雖も、名頭筋は名頭並たる事とある。^{〔注二〕}

救門割と内門割

門割は、惣内檢の際、全藩に互つて行はれた外、其の中間期間及び享保内檢後にも、一地方毎に檢地と共に行はれ、殊に、百姓の疲弊甚だしき時、下り高として、謂はゆる救門割を行つた。^{〔注三〕}また私の土地割替を内門割といひ、之は禁せられてゐたが、事實は屢行はれた様で、年々又は一作毎に割替するもあつた。之を禁じたのは地味が低下し、不作の原因となるためといふ。併し、門高の内遠地を互に替合ひ作職するが如きは、格別として許してゐたが、此の場合も、施肥懈怠なき様注意して取締つたのである。^{〔注四〕}

浮免
郷士自作高

次に、浮免と稱するのは、給地古田中の郷士自作高と考へられる。浮免とは年貢地、即ち、百姓作職地たる門高より浮び出た高の意である。土地自體は、門割の際、門高と割替へられる事もあつたが、之に對しては、他の給地と同様、出米賦米の外、正租等の賦課はなく、また、郷士間の賣買も許されてゐた。

持留地又は抱地

持留地、或は天明四年正月改稱して抱地といふのは、諸士が、大山野・古荒地等の内、現高等に支障なき場所に、免許を得て、自費仕明開し、其の所有高とされた土地である。之に對する賦課は、前に浮免について記したと同様である。

抱地免許の規定

萬治二年正月十一日付、光久袖判の定によれば、内檢後、自費仕明高は半分を給すとあるが、抱地免許に關する當時の規定は明らかでない。享保内檢以後については種々の規定が見られる。抱地の免許には、前記の如く、現高に支障なきを要する外、願人が其の資格を備へるを要し、即ち、諸士格式による高上り制限を越えるを許さず、また、定病・幼少・中宿等無勤者の高上りを許されざる者は抱地願も許されなかつた。取込拜借ある者には、元文二年七月の定で、爾後抱地免許せず、寄合並以上一所一名持切は此の限りにあらずとし、郷士の延米・飢拜借米を受けた者は取込拜借同様とした。猶ほ、延享五年五月には、持留免

新抱地願禁止
の諸郷
抱地免許の手
續

許後取込拜借を受けた者には免許を取消さすと定めて居り、安永三年六月の家老島津久金の達では、城下士には取込拜借ある者にも近名外城共抱地を許してゐる様である。また、鹿兒島近在及び谷山・伊集院・蒲生・帖佐・櫻島・鹿兒島郡吉田の諸郷では、新抱地願を差留めた事があり、一所地持切名では、持切領主以外の新持留地を許さなかつた。免許の手續は、願出により、大山野ならば、郡奉行が見分し、現高に支障の有無等を検し、願人の高上り資格を高奉行に問合せ、た上、郡方に申出で、郡方より三年作取、四年目竿入として、田或は畠仕明の免證文を渡すのである。古荒地の場合は、古荒起代銀申請抱地願となるが、郡奉行は見分と共に、檢丈なしの居檢地で、檢地帳を仕立て、郡方免許を受けて、檢地帳を支配し、遠中近により申請代銀を定めて納入せしめる。かくて、四年目竿入の際には、免證文の段畝一段に付三畝以外の超過を延畝上地とし、即ち、藏入地とする規定で、之は後に記す抱地直竿の際にも同様であつた。其の外に、十部二上地といひ、仕明高十分の二を同じく上地せしめた。直竿の際には、古く此の上地はなかつたが、享保内檢の時より新仕明同様とした。例へば、一段三畝の仕明免證文に對し、當仕明一段八畝廿五歩とすれば、延畝上地は一畝二十八

歩、十部二上地は三畝二十三歩で、抱地高は一反三畝四歩となる。但し、一所地・持切名及び拜領新田場では上地はなかつた。上地高の内、遠方悪地で現地割交とならざる地方は仕明主の申請を許され、古くより高一石に付代銀四十匁と定まつて居り、享保内檢の際より、現地割交となる地方でも一畝以下等は申請を許し、代銀百二十匁とした。猶ほ、此等代銀は文銀にして五割増の處、延享二年古銀文銀同率とし、夫々六十匁百八十匁と定めた。

仕明後の増高損高を檢丈するを抱地直竿といひ、惣内檢の外に、一郷數郷毎に之を行つた。其の際、現はれた損高に對しては、出米・賦米の減額を行ひ、増高があれば、享保内檢當時より、位増は仕明主に附する事とし、延畝には新仕明の延畝と同率の上地を課した。此の場合、高上り格式には拘はらず、また定病・幼少・小普請・中宿等にも高上りを免許した。抱地の畠田成或は田畠成は願出により免許し、田成・畠成と同時に檢地し、其の秋より新高による出米・賦米を課し、但し、免證文なしに畠地・田開あれば、直ちに檢地して、増高は上地とし、田地・畠開は吟味の上、畠竿とした。猶ほ、抱地が現高の支障となつた場合、例へば、抱地が用水を利用するため、用水下流の現高に水不足を來す等の場合には、抱地を差

抱地直竿

一所地と持切名

留め、仕明主には高下りを申附けた。従つて、現高の田畠成願も、其の原因が抱地に存するか否かを見究はめた上で許すので、抱地が用水不足等の原因となるとすれば、先づ抱地を差留め、現高の田畠成を避けたのである。

次に、一所地・持切名には特別の例規があり、高上り格式に拘はらず、新仕明による領主増高を許し、延畝及び十部二上地を行はなかつた。また前記の如く、一所地・持切名では、諸人新抱地を許さなかつたが、猶ほ従前の諸人抱地が存し、位増・延畝があつた場合には、位増は仕明主に附し、延畝は持切名主に附した。

永作地

永作地は、郷士・百姓・寺門前者・浦濱者・町人・中宿を問はず、作人が大山野・古荒地等を自費仕明した土地で、藏入高として貢租賦課は門地・門様としたが、門割の際も引揚げられる事なく、永代作職を許された。永作願により、郡奉行・地方檢者が見分し、支障なければ、郡方の免證文を以て仕明を免許する。仕明着手後三年間は作取りとし、四年目以後檢地を行ひ、正租以下を賦課した。但し、郡奉行の都合により、檢地が遅れる場合には、夫まで田方は十分の四、畠方は十分の二の見掛上納とした。また三年以内に成就せざる場合には、作人より郡方へ年數延を願出るのである。(註六)

永代作職

大山野

大山野と稱するのは、原野藪地で、或は附近の田地用水堤防普請用材料等を採り、或は一定の制限を附して、百姓に入會を許し、秣料又は肥料用下草を採取せしめ、更らに後に記す如く、山奉行に於いて植林せしめ、郡奉行の免許を以て、大山野仕明地とする事もあつたのである。大山野仕明は、現高に支障なき限り、また現高を疎略にせざる様注意して、獎勵する方針であつたと思はれるが、仕明と植林とを交互に行ふ舊慣があり、仕明後四、五年作職し、地味衰微すれば、之を放棄して植林し、十七、八年後に伐採し、再び仕明するを有利とした。大山野仕明地四年目に手入せざる時は、之を別人に附するも差支なき規定であつた。また大山野仕明地より永作地とする事もあつた。大山野仕明地の貢租は、詰地方検者及び郷士年寄郡見廻庄屋在役が立會ひ、輕目に見掛し、十分の上納とした。猶ほ、一所在地持切名では、領主の大山野支配を認められた様である。^{〔注七〕}

最後に、見掛地及び損高について記さなければならぬ。後に記す如く、明暦二年以降、各種の高は凡べて定代納を原則としたが、洗剝水入砂入用水不足等で作付不能の場合、百姓に修覆を命じ、時に藩費を以て修覆を計り、猶ほ修覆困難ならば、一定年限の見掛地或は休地とする事があつた。願出により郡奉

大山野仕明地

見掛地及び休地

損高

行が地方検者所役立會の下に見分し、一年乃至五年を限り、田地畠作・畠地田作をも許し、見掛地或は休地とする事とし、郡方に伺ひ、免許するのである。年限は修覆の難易によると考へられるが、年限に至り、猶ほ修覆に至らざれば、年重、即ち、年限延長の手續をとつた。^{〔注八〕} また藩仕明新田でも、一定年限を見掛地とした。例へば、寛政七年に着工し、同十二年に竣功した濱之市新田では、竣功より三年間無納とし、四年目の享和三年より、田方は見掛の十分の四納とし、更らに二十三年を過ぎ、文政十年秋より、熟田の地方は見掛半納、未定の地方は十分の四納とし、天保六年春に檢地して、夫より大體定代納とした様である。^{〔注九〕}

洗剝砂入等のため、一門高三十石に付二石以上損高となつた場合、當損引願を許し、檢地して當損高を定めたが、川成崩入の場合は、高の多少に拘はらず、檢地して永損高とした。給地の永損高には、抱地高を以て補ひ、猶ほ不足があれば、藏入より足高を給した。抱地の損高には、通常、足高を給しなかつた。其の他、溝地藏地等公用のため、永損高とする事もあり、給地に對する足高は同様で、抱地にも足高を給する事があつた。^{〔注一〇〕}

〔注一〕 歴代制度卷三九下

〔注二〕 要用辨覽 續舊記集 大御支配次第帳

〔注三〕 安政七年萬留

〔注四〕 田租雜記

〔注五〕 地租改正別纂 明治五年壬申萬留

〔注六〕 歴代制度卷四七上・無卷第一 舊記雜錄追

録卷八・八二・九七・一二九 薩藩政要録卷三 大

御支配次第帳 要用辨覽 安政七年萬留 萬延元年

八月萬留 元治元年萬留 直竿見合御證文其外帳面

調様等書抜

〔注七〕 薩隅日田賦雜徵寫 大御支配次第帳 田租雜

記 續舊記集 要用辨覽 元治元年萬留 畜産及獸

醫調査 鹿兒島縣大山野税ノ性質及舊慣法取調書

〔注八〕 安政七年萬留 萬延元年八月萬留

〔注九〕 元治元年萬留

〔注一〇〕 安政七年萬留 萬延元年八月萬留 直竿見

合御證文其外帳面調様等書抜

第三節 貢租の種目

農業上の貢租は多種目に互り、高掛賦課では、年貢正租の外に口米・役米・代米・賦米等の加徴分があり、主として米納であるが、種目により、時に米以外の現物納或は銀錢納であつた。人別賦課には、男子用夫の夫役或は用夫銀、女子の織木綿、全人口に對する人別出銀等があり、夫役の量も僅少でなかつた。勿論、百姓が主たる負擔者であるが、一部の種目は郷士、其の他にも課せられた。

正租は、藏入地では、初め悉く見掛三分の二の納であつた。即ち、付糶一石五升の高一石に對して納米三斗五升、付糶九斗六升の高一石に對して納米三斗

高掛賦課

人別賦課

年貢正租
藏入地の代成

給地の代成

二升といふのが標準となる譯である。給地では、領主百姓相對で、代成は均等でなかつたといふ。^{〔注一〕}例へば、寛永七年八月四日の押前未進方に付知行被召上候直成之事等には、知行高三斗乃至三斗五升代、二斗乃至二斗五升代、一斗乃至一斗五升代の上・中・下とし、夫々代銀二十匁十七匁十二匁で押前未進方に召揚げるとしてゐる。^{〔注二〕}また正保三年の加久藤諸村當毛未進究帳には、給地につき、公儀定三斗二升三合代、同三斗一升八合代、同三斗代、領主三斗一合代等と、種々の代成が見え、必らずしも領主百姓相對ではない様である。

萬治二年八月朔日の知行物定帳^{〔同七月晦日の郡所規帳、抜書同じ〕}で、給地高一石の納定代三斗五升とし、但し、風旱等による損毛の場合に限り、百姓より郡座へ申出れば、見掛の取扱とする事した。蓋し、藏入給地共に田高の定代を定めたもので、爾後引續き、此の法は兩者に於いて共に行はれた。^{〔注三〕}萬治二年の規定は、畠高の定代に及んでゐないが、享保内檢以後の規定では、高一石に付雜穀七斗の定代と見え、其の内、二十分の一は大豆で納め、特に末吉及び鹿兒島吉野村では十分の一とする等の例外があつた。殘部は粟納であるが、通常粟の現物納ではなく、代銀納であつた。代銀は、高奉行・代官・郡奉行立會の上、三町相場並値成を

正租の定代納

以て差圖を受けて定めた。^{〔註四〕} 田高押入といふ事もあり、畠高も米納として、田高と同時に納めたのであらう。更らに、南薩地方^{〔下湯〕}等では、畠高の内を胡麻菜種子で納めた所もあつた。菜種子の免本上納を許されたのは七郷であつたともいふが、納額は所により不同であつた様である。^{〔註五〕}

上木高の貢租

上木高の貢租は、古く現物納であつたのであらうが、後には、通常、田高並の定代とし、眞米で納め、享保十三年には、田高押入と定めてゐる。併し、享保内檢以後の規定でも、夫々現物の納額を示して居り、現物納も行はれたと思はれる。即ち、現物納額として、桑一本に付眞綿一匁五分、檣一本に付漆一匁二分、唐苧地一步に付唐苧十二匁、楮一束に付皮楮五百匁、同一釜に付紙二百四十八枚^{〔量目六百〕}、茶百匁に付三分の一なる茶三十三匁三分等定められて居る。殊に、茶は屢、現物納であつたといふ。猶ほ、上木高外であるが、上木高の納に類するのは、棕栲一本に付納皮八枚、椿楡蜜柑、金柑、九年母、梅、桃、梨、枇杷、橙等見掛三分の二の納で、棕栲皮八枚代銀四匁、其の他何れも定値があり、代銀納を認めた。^{〔註六〕} 正租に對する口米・口入も古來の加徴分で、輸送途中の散闕、給地では、輸納の際の賄飯料に充てるためといふ。其の額は、藏入給地共に、田高正租一斗に付

口米・口入

二合、即ち、定代三斗五升に付七合で、二口入又は押入代といふ。上木高鹽濱高正租にも、米或は現物に、同率の口米・口入を加徴した。^{〔註七〕}

役米

役米は普請夫に對する代納米の意味で課徴したもので、藏入百姓は城の堀圍及び諸道具の修理、給地百姓は領主の屋敷堀圍の修理に、夫々普請夫を課せられた處、遠方の百姓の不便等の故に、米代納を認め、普請は雇夫による事とし、此の代納米を役米としたのであるといふ。^{〔註八〕} 萬治二年八月朔日の知行物定帳^{〔同七月晦日の郡所規帳抜書同じ〕}に、同年の役米は、高一石に付三升、但し、年により多少を定めるとある。其の後、大抵二升となつたものか、惣郡座の時、一升を加重して三升としたので、百姓内々の不服もあり、貞享四年正月、再び二升としたといふ。此の時の達に、百姓勝手の物を以て納める様とあり、必ずしも米たるを要しなかつた様である。夫より後は、藏入給地共現高石別二升が定則となつた。^{〔註九〕}

代米

次に、代米の加徴があり、其の額は、藏入では初め石別五合であつたが、元祿十一年、當時物入につき、一升到増額し、給地では初めから一升であつた様で、一升米の稱がある。浮免高には古く代米はなかつたが、享保内檢以後課徴した。之は謂はゆる年中納物、節禮納物の代米である。年中納物とは門毎に課せら

れた各季節の納物で、萬治二年八月朔日の知行物定帳等によれば、給地高三十石の門より左の如く出した。

年中納物

- 正月 茅莖三枚三代銀三匁 節木四束二代銀二匁 炭一俵三斗入 薪四束代錢七十文
- 萩二束代錢二十文 芋里三升代錢三十文 山ノ芋廻一尺五寸 箸木代錢十五文
- 十五 杵二代錢二十文 若木二束代錢十五文 豆菰五合漬一枚代錢十六文
- 讓葉近所より 諸向裏白 柳 穗 門松
- 三月三日 蓬
- 五月五日 粽茅 菖蒲 (以上五里以内は現物、五里外は代物)
- 七月七夕 物干竿二本 同臺四本
- 七月盆 灯松明松 一束長一尺五寸廻二尺 津萩并に水粉(子)用菜茶代錢十六文
- 風 損 強梁一本強梁不用の場合、長木五本 長木五本二代銀二匁 藁莖四枚代銀一匁六分 半繩
- 十房三十尋づ、代錢四十文 小繩三房五十尋づ、代錢十五文 疊裏薦
- 二帖六枚重代銀二匁六分 同線糸并に縁付糸一匁代銀一匁
- 八 朔 差扱繩一口 庭莖一枚代銀四分 藁二抱三分 縁薦三枚代銀六分 屏
- 柱二本代銀八分 直竹二束代銀二分 半繩五房代錢二十文 小繩二房代錢十文

起炭・薪の納

賦米 殿役

他に、多少相違の記事もあるが、大體、藏入高給地高共に右の如き規定であつたと思はれる。此等に對し、初め遠方百姓に米代納を許したのが代米である。後に代米が普通になつたが、猶ほ百姓の願により現物納せしめた様である。(注一〇)併し、代米の外に、起炭・薪の納なるものがあつて、之は年中納物の一部が別に殘存したものと考へられる。即ち、高十石以上三十石に付、炭一俵三斗五升入(代銀七分、文銀に)薪八束廻り三尺(一束代銀一分八厘、文銀にし)を節禮として領主方へ納めたもので、歳暮かともいひ、多くは代銀納であつた。(注一一)

賦米は高別一升一合の加徴米で、古く殿役米と稱し、正徳三年、賦米と改稱したものである。殿役とは參勤・交替及び諸奉公人出張等についての驛丁・輜重の高掛夫役で、現夫立では遠近により賦課の均等を缺く處から、代納制として殿役米を課徴し、之を夫賃米として雇夫を使役するに至つたといふ。(注一二)慶長十六年二月十一日付、家老比志島國貞・樺山久高の掟に、門屋敷に殿役分被附置候、役儀堅可相勤事とあるが、此の掟の薩隅日田賦雜徵寫に收載の分には、猶ほ、殿役三日、追立二日、一ヶ月に可爲五日事とし、それ以上役人として私に百姓を使役するを禁じてゐる。(注一三)寛永三、四、五年頃の二月九日付、加久藤居地頭五代友泰

宛、島津久元下野、喜入忠政の達にも、諸百姓殿役は一ヶ月三日に限るとし、使役の分量は、諸所變に命じ、手形を以て一ヶ月毎に殿役奉行へ届出させる事あり、また遠方の所で一夜泊は右の三日より差引き、馬一疋も一人役とし、通道、宿送も三日に算入する事とし、三日の内一、二日使役した時は、餘りの日數に對し一人に付出錢百五十文を徴するといふ。（注一四） 給地の殿役は知行主を経て勤めたから、殿役に關し、知行主に對する達も屢見られる慶長六年八月七日付、義久、義弘、忠恒の掟及び同九年閏八月十九日付の義久、忠恒の法度には、殿役勤めざるに於いては、門一つに付領主の知行一石を召揚げる事、百姓なき門屋敷に於いても、領主より勤める事とある。（注一五） 西藩田租考下卷によれば、慶長頃田祿に課した殿役分は、米代納として、高五十石に一、二石、高百石に二、三石、高五百石に十三石、高千石に十八石であつたといふ。正徳三年八月、殿役米を賦米と改め、是より先き寶永六年（一説に元祿元年）以降、高一石に付真米一升一合に一定したといふが、従前も、大體此の額であつた様で、元祿十四年にも一升一合であつた。給地では、知行主に賦課され、出米と共に出物藏へ納めた。（注一六） 殿役に當る送人馬については、雇賃の規定があり、賦米（殿役）より充てたが、百姓は所役より出役を令達され、

送人馬

永夫

三合米

農耕の支障となる事多く、或は規定外の助馬、助夫を要し、著しい負擔となつた。従つて、藩は送人馬及び宿泊中の雜役夫なる水夫について、屢、規定勵行を達し、また其の減少を計つた。猶ほ、宿次夫も送人馬に準ずると思はれる。（注一七）

寛政十一年以降、藏入、給地一率に、石別三合の謂はゆる三合米を課徴してゐる。時に、材木取下出牛、作事方用辨、寺社方修補茅等、兩船手用竹木等、諸所垂蠟所澄道具、取下方夫立、厩臺所の桶丹荷類、帶竹、日新寺三年目修補入目、久見崎船手諸所船改番所修補普請、始羅郡山田鐵山濱砂井に炭の人馬、豎野燒物所等の薪の十項を藩庫取計とし、百姓の殿役夫立を免除したのであるが、夫に要する入費増加を三合米によつて返辨せしめるといふ。即ち、此等のため夫立多く、百姓より受負人に依頼する事あり、過分の出錢等に及び、難澁極度に達したにより、救濟策として右の如き方法をとつたのである。（注一八）

高掛賦課には、外に現高十石に付荏子二合口入、畠高石別麻苧十匁と二分口入（百匁に付定銀二匁八分七厘五毛）の納があつた。また現高石別皮楮八十匁、畠高同四百或は五百匁、夫々皮楮一貫に付梢楮百六十匁の納があつた。これ等の皮楮梢楮各一貫に付夫々銀七分三分の蒸剝賃を給せられ、年貢ではないといふが、給與さ

其の他の高掛賦課

起先法

れるのは蒸剥賃で、代銀ではなく、多分に貢租の性質を帯びるものである。^{〔注一九〕}猶ほ、收納の際の輸送の負擔もあり、後に記す如くであるが、起先法による租米増量及び藏役等の落散米收得の如きも、貢租制度上の一加徴分であつた。起先とは起枡及び先枡でもと枡量操作方法の區別から出た稱である。起枡は前搔ともいひ、枡量の時、斗搔を先方から手前へ搔起して引く意で、強目の枡量となる。先枡は先搔ともいひ、斗搔を先方へ押切る意で、枡の縁を搔落し、枡の容量通りとなる。猶ほ、中わりと稱し、枡の中程から前後双方へ斗搔を搔く仕方もあり、相互の取引等に用ひたといふ。併し、後には此の如き實際の操作により起先を區別したのでなく、搔切りに枡量し、之に一定の増量を附して起枡とし、増量せざるを先枡としたのである。即ち、收納の際は起枡とする規定で、加徴分を収めたのである。之は貯藏中の虫付鼠喰、其の他の缺米に充てるうきを取る意で、他領の缺米、出目米、廻し米、延米或は斗立に當るといふ。此の場合、京枡を先枡とし、例へば、之に五分増一割増したのを夫々五起一起或は五先一先と稱した。藏入高の收納は初め七起、即ち、七分増の處、貞享四年六月初めて斗枡^{〔補註〕}三盃で計る事とした時、二起を減じ、五起としたといふ。時に、計司計

斗枡

り受取り又は百姓計り渡し勝手次第としたとある。給地では、五起増の一起とし、即ち、給地の收納では、百姓滞在中の賄等を領主が負擔したためといふ。また役米は六起で、其の他、大豆、菜種子、胡麻等にも同様起先の法があつた。^{〔注二〇〕}

各種斗枡の容量

〔補説〕 起をつけて計るのに、斗枡が作られてゐた。之に對し、京枡を小枡或は改枡、今枡、鐵盤と稱した。斗枡の容量は一斗一升二合二勺四才先が普通で、此の三盃が五起の三斗二升俵、即ち、三斗三升六合となる。また一斗一升七合三勺三才先の斗枡があり、其の三盃は一起の三斗二升俵、即ち、三斗五升二合となる。今諸書に見える各種の斗枡、其の他の枡を擧げ、容量を算出すれば、左の如くである。

枡の名稱	潤さ	深さ	容積	京枡による容量	出典
(一)斗枡(五起)	一五 ^分	六 ^分	一、四八五、〇〇〇 ^{立方分}	三・九〇七弱	租税問答
(二)斗枡(五起)	一五〇	六	一、四六二、五〇〇	三・五〇三弱	西藩田租考卷下
(三)琉斗枡	一一三	七 ^七	九三四、四九三・八	四・三〇九強	歴代制度卷七
(四)斗枡	一一〇	六	九六、六〇〇	三・三九〇弱	租税問答
(五)斗枡	一〇五	六	七四、五六・五	二・五八五強	歴代制度卷七
(六)斗枡	一〇五	六	七七、六五〇	二・三四五強	歴代制度卷七 南島雜集卷八
(七)本番	三三	三	二九、六四	一・八六三弱	歴代制度卷七
(八)本判	六〇	六	一〇二、六〇〇	一・五三七弱	租税問答 西藩田租考卷下
(九)拾合枡(一升二合入)	六〇	六	一〇〇、八〇〇	一・五四九強	歴代制度卷七
(一〇)起枡	五	六	七五、七二	一・六七九強	同

(一) 小林枡	五	七、〇〇〇	一〇八六弱	歴代制度卷七
(二) 故 升(文祿以前)	五	三、五〇〇	〇・九六四強	西藩田租考卷下
(三) 京 枡(二合五勺)	三、六七	一七	〇・二四九強	歴代制度卷七
(四) 京 枡(二合)	三、六七	一五、七	二、九三・九三	〇・一九五弱
(五) 京 枡	三、六七	一五、七	二、九三・九三	同

成形圖說卷一四
(*鐵梁二五九を含む)

此の内(一)乃至(六)が斗枡で、五起の斗枡に當るのは(六)である。(一)・(二)は五起の斗枡と稱するが、若し内矩潤さ一尺五寸が一尺五分の誤りとすれば、(一)は(六)と一致し、名目通りとなり、(二)は夫より稍少量となる。(五)は一起の斗枡に近いが、猶ほ差がある。また、(八)・(二)は文祿以前の故枡といひ、(七)も其の種に屬すると思はれ、之は諸縣郡吉田で使用し、(一〇)も田舎で粃・粟・麥等の自分計りに使用し、(二)は諸縣郡小林で使用したといふ。

收納俵の容量

併し、藏入納米は一起の規定とするものもあり、實際には、一起以上であつたと見られる。藏入納米は起三斗二升俵給地納米は起二斗俵(稱量)を通例としたが、享保三・四年當時、従前の規定として收納の際の一俵の容量は、眞米三盃一升七合乃至二升、赤米三盃一升八合乃至二升一合であつた。盃とは斗枡數であるが、之を五起の斗枡とすれば、夫々眞米三斗五升三合乃至三斗五升六合赤米三斗五升四合乃至三斗五升七合となる。寛延元年秋の定では、眞米三盃三升二合(秤料五)赤米三盃二升三合(秤料五)とあり、同三年九月の定では前記享保年間

の規定と同一である。受取面三斗二升俵の容量とすれば、此等は一起以上に當る。猶ほ享保三年十月乃至翌四年七月間に藏米を試量し平均した處では、初秋乃至翌年五月、同六月乃至七月の兩期間に於ける一俵の容量は左の如くであつた。斗枡は同じく五起として、京枡で下欄の容量となる。

初秋より翌五月まで	眞米三盃一升九合七才	三斗五升五合七才
	赤米三盃二升六合二才	三斗五升六合六勺二才
六月より七月まで	眞米三盃一升一合四勺七才	三斗四升七合四勺七才
	赤米三盃一升五勺七才	三斗四升六合五勺七才

此の結果により、また田舎の藏に於ける虫害等を考慮して、享保四年八月、藏米容量を左の如く定めた。

初秋より翌五月まで	眞米三盃一升六合	三斗四升二合
	赤米三盃一升五合	三斗四升一合
六月朔日より三年米まで	眞米三盃三合	三斗三升九合
	赤米三盃二合	三斗三升八合

即ち、翌年六月以後に至り、五起に近づいたのである。(注二)

〔補説〕二斗俵は手数を要し、百姓の不便となつたが、蔵入でも、駄馬運搬を多く要する場所から願出た場合、二斗俵を許し、また扶持拂に必要とする處から藩から二斗俵を割附けて命じた事もあつた。(租税問答)

租税問答によると、起の加徴三升二合の内、一升六合は枯減による缺米見込のため、餘は拂出の際の散洩見込のため、拂出の際は五起、即ち、一俵三斗三升六合の容量を以てするといふ。之は、前記の如き藏米容量の實情とも合致するものである。既に享保年間に、蔵入納米は一起を越してゐた事は、前に見た如くであるが、其の後、此の超過は一層甚だしくなつた様である。郡奉行久保平内左衛門の報告なる文化二年九月十日の諸郷榮勞調には、收納米一起の規定の處、當時は一俵三斗九升餘、四斗内外で三斗二升の受取となつて居り、三十年以前とは大概二升餘、三升の加重となつてゐるとある。また海老原清熙の記す處でも、收納米は古來一起の規定なるに、次第に増量となり、蔵入納米三斗二升俵二起の三斗八升四合となり、給地では、二斗入俵一起の二斗二升が二斗四升となり、文政初年より、更らに加重し、藏により異同あるも、同末年には、蔵入納米は一俵四斗、天保初年には、四斗一升餘、次いで、四斗二升となり、之に準じて給地の二斗俵も二斗五升到及んだとある。

下代・藏役の
落散米・收得

猶ほ、收納の際の落散米を下代藏役が收得する例規が存した。下代藏役は士が活計を立てる唯一の法とまで云はれ、家老座以下諸座書役の年功者には、苦勞銀の代りに、心附として藏方役に就かしめ、七年目毎に一人之に與るといひ、之を他の希望者に讓渡する事もあり、即ち、附屬といひ、讓渡銀は附屬料と稱して、多額に及び、落散米の多きも當然の事とした。^{〔補説〕}海老原清熙の記す處等によれば、天保十三年の部下廢止と共に起枡を舊制に復し、落散米の收得を停止し、即ち、起枡は一起搔切とし、計場敷付蒔三枚の落散米は、之を取納入に引渡す事としたので、従前に比し一斗の輕減となつたといふ。^{〔註三三〕}併し、地考論^{三卷}等によれば、其の後、變りなく、附屬料は年々高値となり、従つて、枡目も重くなつたといふ。西郷隆盛も、安政三年八月頃の上書に、之を指摘して居り、此の弊風は遂に絶えなかつたものと考へられる。かくて、落散米は百姓にとつて例規上の負擔として、輕からざるものであつた。

〔補説〕既に、文化十年九月、家老・若年寄・大目附に宛て、重豪は之を戒めて、近年、藏方役の附屬料過分の由、之は百姓共迷惑ともなり、畢竟、利得に迷ひ、不正の取計らひもある趣に見え、他國の外聞も悪しく、第一に士風にも宜しからざるにつき、以來の仕向吟味すべしと達してゐる。(舊記雜錄追録卷一四九)

用夫の夫役

人別の賦課として重要なのは、十五歳乃至六十歳の男子百姓、即ち、用夫要の夫役である。前記の普請夫、殿役、或は後に記す狩夫等の外と思はれるが、領主に對し、百姓は年中一定日數の夫役を負擔した。萬治二年七月晦日の郡方規帳拔書には、用夫一人、年中五日、同八月朔日の知行物定帳には、同じく十二日の夫遣とある。此の相違の理由は明らかでないが、其の後、寶永の幕府巡見使へ答書には、夫役六日とある。後に記す用夫銀の課徴等から見て、夫役は、此の頃より、最低六日とする例規であつた様で、また其の後の普請等の場合を見るに、百姓夫役無飯十二日、中宿寺門前者夫役無飯五日で、それ以上は所夫飯米一日、赤米五合を給し、加勢夫に同七合五勺を給すとある。（注三五）また用夫銀と稱し、用夫の夫役を代銀納せしめた。即ち、遠方百姓の不便等のためといひ、其の額は、一日銀五分として、用夫一人に付年中六日分の銀三匁で、之は雇夫の賃銀に充てるといふ。（注三六）元祿十一年九月十九日付、吉田より飯野まで諸所、陵郡見廻役人宛帖佐與代官座の廻文に、物入の理由で、同年より藏入地用夫銀三匁を課すとある。給地では、以前より、課徴したと思はれる。尤も、現夫に使役された場合は、用夫銀は課徴されなかつた譯である。（注三七）百姓女子に對しては、織木綿の賦課が

用夫銀

百姓女子に對する織木綿賦課

あつた。之は男子用夫の夫役に相當する勞役賦課であつた。即ち、女子十五人間に木綿一反を織つて納めるので、下地綿七百匁又は其の代銀三匁一分五厘を給せられた。一門の女子十五人に滿たざる場合には、一人に付織上代銀二分を賦課された。即ち、十五人分で男子一人分の用夫銀に當る。寶永六年、江戸物奉行より、木綿の幅尺不足のため、江戸に於いて駕籠のかんばん等にならず、廣幅長尺とせん事を申出たので、改める事とし、即ち、當時、織木綿の幅九寸五分乃至一尺、長さ七尋であつたのを幅一尺一寸、長さ八尋とする事とし、從つて、下地綿を二百匁増額して九百匁とし、代銀では四匁五分とする事とした。（注三八）

狩夫銀

用夫にはまた、狩夫銀の負擔があつた。之は古く行はれた地頭狩の夫役が代銀納となつたもので、もと、狩代銀と稱したのは、之に當ると思はれる。元來、慶長乃至寛永頃の規定では、年二度の地頭狩があり、地頭は百姓を惣立に、狩夫として使役するを得た。且つ、地頭が狩夫を以て他の軍役等に充て、或は代銀若しくは代米を徴し、別に雇夫を使役する事もあつた様である。島原役の際、加久藤地頭伊地知重政が、狩代の夫を召連れてゐるが如き、それである。然るに、寛永廿年、地頭狩を止め、翌年より十五歳以上六十歳までの用夫一人一度に

七分の狩代銀を年中二度づゝ藩庫へ上納する事とした。同年五月九日付帖佐より曾於郡まで諸外城、駿宛、相良頼貞、平田宗直の廻文では、同年春の狩代銀は同月中に納め、今一度分は秋に納める事を達してゐる。其の後の達によれば、百姓の外、名字脇の者、また歴々の被官も在郷に居住し作職する程の者には、狩代銀を課した様である。次いで正保三年正月三日の覺では、狩代銀は二月十月の兩度、一人一度に銀七分上納の事とある。猶ほ、地頭狩廢止後も、狩代夫として地頭が百姓の現夫を使役する事もあつた様で、寛文五年八月朔日の島津久通等の掟に、諸地頭は前々定規の如く、狩代夫年中兩度召仕ひ、若し遠方に召寄せる時は往來日數の日傭銀を拂ふ事とある。

其の後、狩夫銀の稱が現はれ、また地頭方に收納する事となつた様で、貞享三年十二月十三日付、地頭所宛、評定所の達によれば、翌四年より一人一度に銀五分に減額され、年中兩度地頭方へ納める事とある。恐らく當時より、狩夫銀は藩庫地頭に半分づゝ、收め、役料なき地頭には全額を給した。浦に於ける魚運上、瀬引銀は百姓の狩夫銀に當るといへば、同様の取扱であつたと思はれる。また何時頃からか、狩夫銀の納期は六月十二月となつてゐる。然るに藩債多

分に及び財政困難の故を以て、寶曆六年秋冬分より、狩夫銀は全部藩庫に收める事とした。同時に、私領狩夫銀は従前半分上納であつたのを、三分の二上納とした様である。翌七年は給地高重出米、人別出銀徴收の年限で、翌年之を廢するので、狩夫銀も、寶曆八年春夏分より、従前の制に復した。(注二九)

次に、藩が張行する謂はゆる公儀狩狩御もあり、初め年六度、即ち、正月、二月、三月、十月、十一月、十二月各一度の定で、衆中、百姓共に出役した。慶長十二年三月廿九日付、行司宛、島津忠長、樺山久高の條々によれば、隣方から檢者を出し、公儀狩に出なかつた者には、一人一日に付科物、鳥目百文を課すといひ、また寛永廿一年二月十六日付、横川より栗野まで諸所、駿宛、山奉行の廻文に六度狩の代錢とある。前者は衆中に對する定と思はれるが、後者も衆中に課したのか、或は百姓からも徴收したのかは判断し難い。正保三年八月、百姓の六度狩出役は、藏入、給地共、以後免除する事とした。但し、同九月三日付、横川始め十五所、駿宛、北郷久加、川上久國、山田有榮の廻文で、宍狩夫は狩毎に出すべしと達してゐる。(注三〇)かくて、六度の公儀狩は衆中のみで行ふ事となつたが、翌四年より、度数も三度に減せられた様である。(注三一)

人別出銀

人別出銀の課徴は、慶安四年、初生以上に人別銀一分を課したのが最初といふ。之は臨時の課徴であるが、後年には、殆んど年々の事となつた様である。〔注三二〕

臨時の出来出銀

所役の不法私收

其の他に、臨時の出来出銀あり、時により石別或は人別であつた様である。また所役及び出張藩吏に對する進物饗應等を要する事があり、夫仕出錢出米に及び、多くは法規外の賦課で、屢、停禁されてゐるが、之も百姓にとつて一の負擔となつた。例へば、延享五年四月の所役等に不法の聞えある諸條を擧げて、之を停禁してゐる達に、諸外城役々衆中等、百姓へ米錢を貸し、格別高利を取り、或は利錢の方に門地を取り、其の土地へ諸出錢を掛けず、一般百姓の不勝手となる事、所により諸役の田地仕付に加勢させ、百姓の自分作職は其の後に取掛る故作職不出來となり、百姓愈窮迫する事、下り竿上見等百姓願出の時、所役々へ進物する事、百姓が自身或は妻子等年季雇に出る節、祝料を差出す事、牛馬改の節、牛馬に掛る出銀の外に出錢申附けて、馳走させ、出し得ざる者へは利を掛けて得分とする事、庄屋が正月八朔、其の他節句に百姓より米麥を出させる事、所役用夫を平日自分用に召仕ひ、諸用夫に掛る出錢を掛けざる事、庄屋へ百姓中より一人一日の加勢なし來る處、近年は百姓全體より銀錢を以て受取り、其

の上庄屋近邊の百姓を召仕ふ事、庄屋役代合の節、本庄屋家作を調べ、其の上家内の者を置く家をも百姓共へ作らせ、大分の夫費となり、間には普請料錢を以て受取る者ある事、山方役人共携はる祭禮の節、百姓共へ米を出させる事、噯郡見廻庄屋方へ來客の時、野菜類を村方へ申附け、普請膏替等の節も、百姓共へ申附ける事、外城役々公用につき鹿兒島へ差越の節、地頭所進物、又は所役所で召仕ひ入費として百姓中へ出錢申附け、所中相談、或は村々差入の時、料理或は吸物、取肴、酒等の諸入費を百姓中へ大分に申附ける事、名頭の譲りを受けた節、噯郡見廻庄屋が多人數集り、料理等申附け、百姓普請出來の時、役々多人數差越し馳走させる事等、其の一斑を知り得る。〔注三三〕

〔注一〕 田賦集卷二 地考升田抄寫 田租雜記 租

治五年壬申十一月萬留

稅問答 鹿兒島藩租額事件

〔注五〕 歷代制度卷六上・八

〔注二〕 舊記雜錄後編卷八一・八二

〔注六〕 歷代制度卷六上 大御支配次第帳 租稅問

〔注三〕 慶府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

答 要用辨覽 續舊記集 薩藩例規雜集卷二三 明

租稅問答 鹿兒島藩租額事件 明治五年壬申十一月

治五年壬申十一月萬留

萬留

〔注七〕 歷代制度卷六上 西藩田租考卷下 租稅問

〔注四〕 要用辨覽 續舊記集 歷代制度卷六上 明

答

〔注一八〕 歴代制度卷六上 租税問答 薩隅日田賦雜

徵寫

〔注一九〕 薩府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

鹿兒島藩租額事件 租税問答 西藩田租考卷下 歴

代制度卷六上 地考升田抄寫 諸農業輯錄 大御支

配次第帳 明治五年壬申十一月萬留

〔注二〇〕 歴代制度卷六上 薩隅日田賦雜徵寫 租税

問答 西藩田租考卷下 大御支配次第帳 薩府御廻

文拔書卷一 明治五年壬申十一月萬留

〔注二一〕 歴代制度卷六上 直竿見合御證文其外帳面

調様等書拔 大御支配次第帳 明治五年壬申十一月

萬留

〔注二二〕 歴代制度卷六上 西藩田租考卷下 薩隅日

田賦雜徵寫 明治五年壬申十一月萬留

〔注二三〕 舊記雜錄後編卷六六 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二四〕 差杉來由私考 狩夫銀御舊法記

〔注二五〕 舊記雜錄後編卷五四・五八 薩隅日田賦雜

徵寫 歴代制度卷二

〔注二六〕 歴代制度卷六上

〔注一七〕 薩府御廻文拔書卷一

〔注一八〕 歴代制度卷六上 諸郷榮勞帳

〔注一九〕 歴代制度卷六上 安政七年萬留 明治五年

壬申萬留

〔注二〇〕 歴代制度卷六上・七 西藩田租考卷下

〔注二一〕 歴代制度卷七

〔注二二〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣

郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 海老原雍齋君御

取調書類草稿 歴代制度卷七

〔注二三〕 大西郷全集卷一

〔注二四〕 薩府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

租税問答 西藩田租考卷下 歴代制度卷六上

〔注二五〕 直竿見合御證文其外帳面調様等書拔

〔注二六〕 歴代制度卷六上 續舊記集 要用辨覽 西

藩田租考卷下

〔注二七〕 薩隅日田賦雜徵寫 明治五年壬申萬留

〔注二八〕 歴代制度卷六上 大御支配次第帳 要用辨

覽 續舊記集 西藩田租考 明治五年壬申萬留

〔注二九〕 狩夫銀御舊法記 薩隅日田賦雜徵寫 歴代

制度卷六上・五二頁 續舊記集 要用辨覽 薩府御
廻文拔書卷一

〔注三〇〕 狩夫銀御舊法記 薩隅日田賦雜徵寫

〔注三一〕 莊内地理志卷四五 狩夫銀御舊法記

〔注三二〕 鳥津國史卷二六

〔注三三〕 薩府御廻文拔書卷四 仰渡拔書

第四節 農事及び農民生活の統制

農業の維持并に發展を計る事は、夫が當時の基本的生産であり、貢租關係を通じて、藩財政の主要源泉をなす處から、藩政上肝要の事であつた。其のために、嚴重な農業統制を行ひ、農業者たる百姓に對しては、農事の指導或は監督に努め、更らに衣食住について勤儉を教諭し、廣汎且つ精細を極めたのである。

先づ農事精勵を教諭して、例へば、慶長九年閏八月十九日付、義久忠恒の法度に、百姓は卯刻に耕作に出で、戌刻に歸り、女共も作に出る事と定めて居り、同十六年二月十一日付、家老比志島國貞、樺山久高の掟には、他國に異り、百姓等耕作所務疎略につき、領主より嚴しく申附け、女共も作に出す事と達し、明曆三年七月十七日付、光久袖判の掟には、百姓農人等女童まで、耕作に出る様、幾度も申渡すべく、聞かざる者は、嚴重處罰するとし、同十月廿二日付、郡代廻文には、耕作に出ざる輩には、過錢申附けるとある。

農業統制

農事精勵の教諭

汾陽盛常編の農業法の作人心得之事なる條には、作人一日の農仕事は、前晩に得と考へ定め、朝仕事より取懸るべき事、夜仕事は八月より翌年正月月中旬までを限りとし、即ち、正月よりは田地打起、春物の下地あり、夏は粟、蕎麥の畠、其の他、大根、畠等のため終日骨折荒き仕事あり、殊に夜短き故、仕事の後、作場より歸り、夕飯を終り、明日の仕事の手順を能く考へて、早速休むべき事、朝寝は大禁物と心得べき事等記してゐる。此の如く、規律を立て、懈怠なく、日々の農事に精勵せしめたのである。其の當時なる元祿十年正月の檢使中宛、惣郡座の覺には、百姓の朝寝を戒め、早起して耕作に勉めしめる事を達し、不心懸の者あらば、其の者の所へ檢使宿を移し、送人馬水夫等まで申附ける事としてゐる。(註四)

更らに、生活一般に互つては、前記慶長十六年二月十一日の掟に、百姓の物詣する事、他所の祭禮に詣つて耕作を怠る事、私の振舞、酒造等を禁じて居り、(註五)明曆三年七月十七日付、光久袖判の掟及び同年十月廿二日付、郡代の廻文にも、百姓農人の家居及び衣食等萬事不相應の驕りなきやう堅く申附けるべく、百姓以下の分際程々に守るべき事とある。(註六)寛文十三年七月廿四日、肝付久兼家の外城横目可致覺悟條々で、外城横目の監察すべき事項を示した内には、士、百姓以

下何れも男女によらず、相應の職事をなさず、或は身の廻りを飾り、或は結構なる衣裳を着し、不似合の所作をなす者の事とあり、(註七)怠惰と奢侈とは外城横目により嚴重に監察されたのである。また享保十二年六月の大支配所の達では、豊年、平年には田畠作得の餘計あり、所により山野作の得分もあり、貯蓄して備荒とすべきに、正月節句、嫁取寄合物詣等に費消し、衣類について前々の定を緩がせとする所もあつて、散らし類似の大模様、大紋所、高價なる縞類を着用の聞えあり、何れも然るべからず、神祭祭禮行停止は毎度申渡の如く違背すべからず、凡べて粗食粗衣を用ひ、少しも浪費なきやう心掛け、凶年の助けとすべしと命じてゐる。(註八)享保十四年十月、諸所、噯、役人、郡見廻宛、郡奉行の達に、百姓并に野町の者、前々の衣服に關する申渡、祭禮物詣、酒迎等の禁制を緩がせとし、少少豊作の年一層甚だしいとの聞えありと、之が取締を命じ、更らに、衣類等に關する規定を示し、散らし付并に散らし形衣服、紋付衣服、絹布帶、差笠、足袋、雪駄を用ひ、三味線、胡弓類を所持し、踊狂言を催すを禁すとあり、右衣類を所持の者あらば、噯、郡見廻、庄屋が見届け、紋散らしを消すべき事、三味線、胡弓、笠は庄屋方へ取揚げ、首尾申出る事、祭禮物詣、酒迎等一切なきやう、其の他、少々とも物入なき

やう達し、年々八月には百姓中に申聞かせ、其の首尾田畠受狀定代請狀 差出の節申出る事、百姓中違背の者あらば用捨なく申出る事、地方検者へも此の旨達し置くにつき、疎略の事もあらば役々の越度たるべしとある。〔注九〕 此の條々は其の後も達せられて居り、右の如き取締法は引續き行はれたのである。〔注一〇〕

在郷に於ける
行商取締

在郷に於ける行商に對しても、奢侈抑制のため、種々の制限を加へ、殊に後に記す如く、納租期には、鹽、油商以外商人の在郷に入るを一切禁じ、また他領商人が町奉行の免證文なしに在郷に入るを禁じた。安永七年十一月付、家老赤松則正、大目附宮之原通直の達に、椀具、小間物を持來る他領商人が諸外城に入込み、時に町奉行免證文なき者あり、商品過半は掛賣とし、百姓は時々、の當用を辨ずるため、分限不相應に買込み、商人は初秋に至り、糶雜穀類を以て代物を取付け、百姓は上納に差迫り、難澁に及ぶ由といひ、小間物の賣方を差留めてゐる。〔注一一〕

間引の禁制

當時、間引即ち、墮胎生子殺害は、農村窮乏の結果、全國に行はれた弊習で、薩藩でも、前後を通じて行はれた様で、且つ自作郷士の多い事から、士の間にも此の事が認められる。之は農業生産の上からも禁制を要したもので、幕府の禁制もあつたが、薩藩としても、屢禁制を達し、前記慶長十六年二月十一日の掟にも、

諸侍、百姓まで生子殺害を禁ずる旨の一條が〔注一二〕寛永十年八月にも、諸士、百姓に對し、同じく禁止を命じ、地頭をして檢察せしめたといふ。〔注一三〕 其の後、正保二年

三月二日付、家老山田有榮等宛、同北郷久加新納久詮の狀には、生子を殺す者は知行取には科物銀一枚、一所衆〔注一四〕及び門百姓、町人には科錢一貫文を課すとある。禰寢清雄は、惣郡座の時代、殊に間引の取締に努め、且つ生子養育勸奨の方法を講じてゐる。天和四年正月十三日付、禰寢清雄の覺には、生子殺を犯す者

は當人、五人組まで曲事申附け、頼まれて墮胎せしめた醫者、姥等も露顯次第咎め申附ける事、向後男女によらず、當歳兒より九歳まで二人以上あらば、諸殿役を免除する事、所中に差知れたる貧窮者或は百姓の下人等、子供二人までも養育なり難き者には、諸殿役免除の上、勝手能く申附ける事、子供成人以後作地不足の時は、望み次第作地申附け、其の外、大山野或は居屋敷、名頭等願あらば、僉議の上、勝手能く申附ける事、子供三人以上取立て、所帶を分け、又は七十歳以上の兩親ある者には、憐愍の上、心附として諸殿役を免除する事等を達してゐる。〔注一五〕

再び農事にかへり、年中各時季、其の他個々の作業の指導、監督について見るに、更らに細密な規定と完備した組織を存したのである。主として水田耕作

各時季の農事
監督に對する指導

について云へば、打起仕付草取刈入脱穀俵作等より灌漑肥料に互り、郡方及び郷村吏員が責任を負つて其の事に當つた。秋收後、年末春初にかけての田地の鋤耕、麥作の手入、用水路の整理、農具の修理、肥料の用意、馬具、繩、草履類の製作、薪取等も懈怠なき様指導した（注一六）と思はれるが、續いて、夫々所中に命じて、堤防用水等の修補に着手せしめた。正保三年正月六日付、郡嚶郡見廻宛殿役所廻文に、當年の井手溝川除堤普請等は舊年内廻文を以て申渡したとあり、即ち、年末に翌年初の普請を申渡すを例としたのであらう。此の正月六日付の廻文は、特に殿役所より重ねて心得べき條々を示したものである。其の内に、非常大破普請の時は、普請場所を見究はめ、人數賦して近日中差出すべし、其の趣を以て殿役所より手形を出すとあるのは、大普請には他外城より加勢せしめるためであらう。また普請は二月十五日以内に仕上げる事とし、次第に殿役奉行が巡廻して見届けるといひ、その他、井手溝川除等大小によらず、夫丸及び杭柴竹等の材料、萬可（馬）等の道具は所の人數押廻しに調へるべき事、當年より領主より井手飯米出すを留め、所中押廻しに調へる事等を達してゐる。

堤防・用水の
普請

萬治元年正月廿六日付、谷山より日置まで諸所嚶宛、汾陽、光東等の廻文に、井

手普請念を入るべしと命じ、藏入は毎年代官が巡廻したが、當年よりは所に於いて調へることなし、藏入は郡方より取納役人（檢者）を附し、また同年は郡代島津久頼が巡廻するとある。同二年正月十日付、谷山より日置まで諸所嚶郡見廻宛、東郷重方等の廻文には、井手溝の修理は早々に着手すべく、洪水で諸所の井手溝破損のため加勢申附けずとし、衆中寺門前内町人も出て之が修理に當り、若し氣儘の者あらば、次飛脚を以て申越すべき旨を令してゐる。また同月廿四日付、谷山より田布施まで諸所嚶郡見廻宛、東郷重方等の廻文には、損地改奉行が巡廻し、水損崩入を改める時分故、衆中、在郷寺社町濱まで作職の者は出て早々普請し、大破にして一所の手に及ばざる時は申出で、檢者を申請け、普請濟み現地となる處は、帳を調へて郡座へ出せば、追つて檢者を巡廻せしめるとある。此の時は、水害による損地多く、特に其の修覆を申附けたのであらう。（注一七）次に、寛文十三年四月十八日付、家老肝付久兼等の覺にも、井手溝川除等に就いて檢使を派し、堅固に修補申附け、所中に於いて調へ兼ねる普請は郡座へ申出させ、近外城へも申附けるとある。（注一八）此の堤防用水の普請は、年々耕作前に完了するを要した。汾陽盛常の農業法にも、此の事を記し、且つ夫に使用す

る井杭は年内に伐採して、枯らして置くを可とするとしてゐる。其の譯は春になつて發芽した木は割れ損じ、腐朽も早いからであるといふのである。

元祿十年正月の檢使中宛、惣郡座の覺には、諸所藏入給地、古田・新田共に、井手・溝川除及び道橋普請は所中方限を以て割付け、百姓及び入作入は勿論、衆中・家來・寺社門前町濱人等まで残らず出役し、噺郡見廻溝見廻の下知に従はしめ、早天より日没まで勤めさせ、着手成就の月日、人數を届出で、面付星合帳清書なしに差出す事とあり、また永損地の打起をも命じてゐる。^{〔注一九〕} 其の後、同十七年二月の諸郷壁書明和九年正月の打起方檢者中宛、勝手方の條書及び郡奉行添書があり、他の事項と共に、猶ほ精しく規定してゐる。明和九年正月の條書には、井手・溝川除普請、道橋修補、川溝櫻等まで、多少によらず、所中方限を以て、衆中、其の他耕作に従ふ者残らず出で、郷士年寄郡見廻の差引で早々着手し、二月五日以内に堅固に調へるべしとある。また道橋修補には耕作に従はざる者も出る事になつてゐる。文政四年六月に至り、之に多少變更を加へた處の郡方の覺があり、普請に關しては、正月五日より着手し、同廿九日に了る事としてゐる。^{〔注二〇〕} 右の普請に續いて、田地打起にかゝるのであるが、之にも嚴重監督を加へ、同

時に休荒地を生ずるを防止し、據なき手餘地の割付等を行ふのである。正保三年二月十五日付、家老北郷久加・穎娃久政・山田有榮の加治木より倉岡まで諸外城・噺宛、廻文では、田地打起につき例年の如く申付け、近日殿役奉行が巡廻するにより、一切下知に隨ふべしとあり、また百姓が氣儘に田地を荒らし、或は衆中并に被官が先作地を逃れ荒らす時は、衆中は科申付け、百姓并に被官は簀卷にかけ、氣儘の輕重により鹿兒島へ召寄せ、緩がせあらば、郡奉行・噺庄屋の越度たるべしといふ。承應二年二月十七日付、谷山より久志秋目に至る諸所・噺宛、評定所の廻文に、當年は閏月あるにつき、在々に於いて耕作の取付油斷の由風聞ありと、藏入給地共油斷なきやう郡見廻より申付けさせる様命じてゐる。^{〔注二一〕}

天和二年以降、惣郡座の勸農事績について、寶永六年正月付、汾陽盛常の呈書に記されてゐる處によれば、春初より檢者を派し、打起仕付草取に女童まで作場へ出る様嚴達し、未明より申合せ耕作に出る様檢者が下知したので、田方出來前も格別良好となり、また檢者の下知で、山野作まで春初より打起させたので、百姓勝手となつたとある。^{〔注二二〕} 元祿十年正月の檢使中宛、惣郡座の覺には、古田・新田共、麥地の外、噺郡見廻の差引で、庄屋作與頭が主取となつて、打起にかゝら

作人なき地方
の割付

せ、檢使より何月何日より何月何日まで完了の旨届出る事としてゐる。また據なく打起遅滞する者あらば、豫め作與中より加勢せしめ、其の手に及ばざる時は、所中の加勢とし、猶ほ、女童は麥作拵に當らしめるべしとある。同時に、作人なき在所は、其の外城作職する者へ見合せを以て、平均に地方を割付け、死跡或は據なき病者跡等は、僉議の上郡座へ申出で、差圖を受ける事、右の跡作職疎略して損毛に及ぶべからざる事、所により入作人望みにより勝手の地を渡し、百姓手餘地に作人を取るに内々代下りとすべからざる事等を達してゐる。(注三三)

其の後、明和九年正月の打起方檢者中宛、勝手方の條書及び夫について郡奉行の添書では、古田新田の打起は正月初めから、普請の合間に申付け、郷士年寄郡見廻の差引、庄屋作與頭の主取を以て、麥地の外は残らず取かゝり、二月廿日までに了る様申付ける事、必らず作人を定め置く事、作場過分に受取り、據なく普請并に打起共日限内に調へ難き者あらば、組中の加勢を申付け、其の手に及ばざる時は、名中の加勢とする事、加勢の時は、時々郷士年寄郡見廻が附し、粗相なきやう申付け、氣儘の者あらば、委細聞届け郡座へ申出る事とある。また古田新田によらず、猥りに作人が作地を通れるを停止し、若し據なき場合は、郷士

年寄郡見廻より聞届け、跡作人を定めて通れる様申渡す事、作人不足して餘地ありと申出た所は、入念早々に沙汰し、據なき病者又は死人跡で作手なしと極まれば、平均に名中へ割付け、其の手に及ばざれば、其の所或は近隣外城に割付けさせ、其の上方法なければ、詮議を盡して、委細所役人より郡座へ申出る事、割付の地方は郷士年寄郡見廻より、百姓自作同然念を入れる様申付ける事、百姓手に及ばず、作人を取る時代下りの内談するを禁止する事、藏入給地によらず、損地は見分し、起地となるべき所は、打起申付け、作人ばかりで起地困難の旨申出た時は、見合せを以て名中加勢とすべく、小高に過分の夫手間を要する所は、見賦して所役人より委細郡座へ申出るに於いては、詮議の上何分申渡すべく、其の心得あるべき事とある。猶ほ、打起日限は、其の後變更され、後年の同様の條書では、二月十五日を日限としてゐる。(注三四) 其の他、殿役及び領主方の使役のため打起に支障を生ぜざる様注意し、かゝる場合、殿役座(人馬掛郡奉行)或は領主方へ斷り、其の上にも達せざれば、郡方へ申出る事となつて居り、元祿十年正月付、檢使中宛、惣郡座覺、また文政四年六月付、郡方覺等同様である。(注三五)

打起檢者は立春前より出立し、種漸まで聞届けて歸り、郡方へ報告するが、種

打起檢者

仕付草取検者

浙の時季は、早中晩稻により遅速あるも、凡そ彼岸中と定められてゐた。^{〔注二六〕}種浙に次いで、播種仕付となる。田地仕付も、早中晩稻苗立の程合により多少の遅速あるも、大概春田は夏至廿日前、夏田は同十日前の定であつた。即ち、芒種時分より仕付草取検者が巡廻し、^{〔注二七〕}檢使の派遣なき場合には、所役が差引した。^{〔注二八〕}仕付以下に當つて、檢者は其の所の耕作に老功の者を見合せ、各作人はそれに倣ふ事とし、^{〔注二九〕}麥田も刈取次第早速下拵仕付を命じた。草取は仕付後十日頃から一番より六番まで七日目毎に行ひ、土用前に四番草取まで完了する等の規定もあり、^{〔注三〇〕}また仕付草取共、女童まで作場へ出る様、據なく遅滞の者あらば、作與中より加勢申付け、領主方より百姓を使役し、作職疎略となると見及んだ時は、檢者より領主方へ引合せ、其の上達せざる時は、郡座へ申出る事とし、^{〔注三一〕}殿役について、殿役座へ引合すも同様である。田地仕付の時分、早魃のため畠作仕付を出願する事あり、其の場合は、灌水の手段を盡させた上、猶ほ困難の場所に限り、郡奉行は檢者立會の上之を許し、^{〔注三二〕}坪々書附け立會の檢者連印して郡座へ申出る規定で、但し、納租は田石上納とするといふ。^{〔注三三〕}其の後刈取米拵俵作まで、監督を受けるが、之は收納と同時にあり、次の節に説明する事とする。

早魃のため畠作仕付

肥料に関する指導

次に、肥料について云へば、殊に、惣郡座時代に彌寢清雄等は肥料の研究に努めたのであるが、夫に基いて指導を行つてゐる。^{〔注三四〕}汾陽盛常呈書によれば、當時、惣郡座に於いては肥屋馬屋小便溜、其の他肥料に念を入れる様、檢者より申渡し、其の通り諸所に於いて差引したので、^{〔注三五〕}諸百姓勝手となつたが、惣郡座廢止後、疎略となつたといふ。其の後、明和九年正月の打起方檢者中宛、勝手方條書の郡奉行添書にも、肥料に関する一條があり、^{〔注三六〕}百姓は第一に肥料を格護するを要するにつき、馬屋肥屋小便溜、悪水溜は粗洩なきやう申渡すべしとあり、夫より後と思はれる仕付檢者中宛、郡奉行の覺にも同様、馬屋糞屋小便溜、悪水溜塵溜等に就き命令し、且つ萬一此等を破損のまゝ、^{〔注三七〕}修補せざる者は沙汰に及ぶべきにつき、左様心得る様申渡すべしとある。また文政四年六月の郡方覺には、肥料の用意は特に注意すべく、田地仕付用のかしき等、^{〔注三八〕}所中近邊に不足の在所は、近郷便宜の場所より伐採する様命じてゐる。此の如き人畜糞堆肥、^{〔注三九〕}燼灰の外、魚骨類を使用する舊慣も存し、殊に菜種子作に必要とされ、^{〔注四〇〕}明和頃より多く使用したが、天保財政改革當時、^{〔注四一〕}黒岩政右衛門（藤次兵衛・藤右衛門ともあり）の發起により、天保十四年、藩に於いて骨粉方を起し、牛馬鯨鯨等の骨粉の移入を計り、皆黒岩に委任し、

骨粉方

各郷に勧めた。即ち、近江彦根・大坂を始め東海道北國・中國・四國・對島・壹岐・九州各地より回漕し、志布志内之浦・知覽・加世田・川内出水等に其の倉庫を置き、初め一部資金を供して原價を以て配給したといふ。ために、菜種子一品でも、二十萬石或は十五、六萬石も産するに至り、陸稻・水稻の培養ともなつたといふ。^{〔注三六〕}

〔注一〕 舊記雜錄後編卷五八 歴代制度卷二 薩隅
日田賦雜徵寫 島津國史卷二三

〔注二〕 舊記雜錄後編卷六六 薩隅日田賦雜徵寫

〔注三〕 舊記雜錄追録卷七 薩隅日田賦雜徵寫 鹿

兒島藩租額事件

〔注四〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注五〕 舊記雜錄追録卷六六 薩隅日田賦雜徵寫

〔注六〕 舊記雜錄追録卷七 歴代制度卷二 薩隅日

田賦雜徵寫 鹿兒島藩租額事件

〔注七〕 慶府御廻文拔書卷一 都城島津家文書

〔注八〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五

〔注九〕 歴代制度卷四〇下

〔注一〇〕 田租雜記

〔注一一〕 歴代制度卷一二上・四一下

〔注一二〕 舊記雜錄追録卷六六 薩隅日田賦雜徵寫

〔注一三〕 島津國史卷二五

〔注一四〕 舊記雜錄追録卷一 島津國史卷二六

〔注一五〕 福寢丹波清雄勸農略記 慶府御廻文拔書卷

一

〔注一六〕 農業法 續舊記集 要用辨覽

〔注一七〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注一八〕 慶府御廻文拔書卷一

〔注一九〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二〇〕 田租雜記 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷

一五

〔注二一〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二二〕 地考升田抄寫 田租雜記 租税問答 鹿兒

島藩租額事件

〔注二三〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二四〕 田租雜記 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷

一五

〔注二五〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一九 農業

法

〔注二六〕 地考升田抄寫 田租雜記 租税問答 鹿兒

島藩租額事件

〔注二七〕 田租雜記 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷

一五

〔注二八〕 薩藩舊記 薩藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

所笑左衛門廣郷履歴概略

〔注三〇〕 續舊記集 要用辨覽

〔注三一〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五 田租

第五節 收納の方法

田方仕付終了と共に、夫々の田地の作人は一定し、其の納租額も豫定し得る事となる。仍て、作人帳を作り、名寄帳の坪毎に作人及び豫定納租額を記入する。田方正租收納手續は之より始まると見られる。作人帳の事は、正保二年十一月廿九日付、庄内高城・倉岡・暖宛・殿役所の覺に見え、即ち、兩外城給地の作人

作人帳